

# 玉村町地域防災計画

玉村町防災会議

令和6年2月



# 目次

## 総則編

第1節	計画の目的	1
第2節	防災の基本理念	1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節	玉村町の概況	10
第5節	過去の主な災害	11
第6節	群馬県の地震環境	13
第7節	被害の想定	19

## 風水害・雪害対策編

### 第1部 災害予防

第1章	風水害・雪害に強いまちづくり	22
第1節	河川事業の推進	22
第2節	農地防災事業の推進	23
第3節	雪害の予防	23
第4節	指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備	23
第5節	建築物の安全性の確保	24
第6節	ライフライン施設等の機能確保	24
第7節	地域防災センターの設置	25
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	27
第1節	避難誘導體制の整備	27
第2節	災害危険区域の災害予防	30
第3節	災害未然防止活動体制の整備	31
第4節	気象・水象観測体制の整備	32
第5節	情報の収集・連絡体制の整備	32
第6節	通信手段の確保	33
第7節	職員の応急活動体制の整備	34
第8節	防災関係機関の連携体制の整備	35
第9節	防災中枢機能等の確保	36
第10節	救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備	38
第11節	緊急輸送活動体制の整備	40
第12節	避難の受入体制の整備	41
第13節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	44

第14節	広報・広聴体制の整備	45
第15節	二次災害の予防	46
第16節	複合災害対策	46
第17節	防災訓練の実施	46
第18節	資材、器材等の点検整備	48
第3章	町民等の防災活動の促進	49
第1節	災害被害を軽減する町民運動の展開	49
第2節	防災思想の普及	50
第3節	町民の防災活動の環境整備	53
第4章	要配慮者対策	58
第1節	要配慮者対策	58
第5章	その他の災害予防	64
第1節	罹災救助基金の積立て	64
第2節	災害廃棄物対策	64
第3節	罹災証明書の発行体制の整備	64
第4節	学校の災害予防対策	65
第5節	文化財の災害予防対策	65
第2部	災害応急対策	
第1章	災害発生直前の対策	67
第1節	警報等の伝達	67
第2節	避難誘導	76
第3節	広域避難	79
第4節	災害未然防止活動	80
第5節	物資及び電力確保に関する事前対策	81
第6節	事前措置及び応急措置	81
第2章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	83
第1節	災害情報の収集・連絡	83
第2節	通信手段の確保	93
第3章	活動体制の確立	95
第1節	災害対策本部の設置	95
第2節	災害対策本部の組織	97
第3節	災害警戒本部等の設置	100
第4節	職員の非常参集	100
第5節	広域応援の要請等	103
第6節	自衛隊への災害派遣要請	105
第4章	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	110
第1節	災害の拡大防止及び二次災害の防止	110

第5章 救助・救急及び医療活動	113
第1節 救助・救急活動	113
第2節 医療活動	114
第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	117
第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	117
第2節 交通の確保	117
第3節 緊急輸送	120
第7章 避難の受入活動	125
第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	125
第2節 応急仮設住宅等の提供	129
第3節 広域一時滞在	130
第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ	131
第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	134
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	134
第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	137
第1節 保健衛生活動	137
第2節 防疫活動	138
第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置	139
第10章 被災者等への的確な情報伝達活動	141
第1節 広報・広聴活動	141
第11章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	143
第1節 社会秩序の維持	143
第2節 物価の安定及び消費者の保護	143
第12章 施設、設備の応急復旧活動	144
第1節 施設、設備の応急復旧	144
第2節 公共土木施設の応急復旧	144
第3節 電力施設の応急復旧	145
第4節 ガス施設の応急復旧	145
第5節 上下水道施設の応急復旧	146
第6節 電気通信設備の応急復旧	147
第13章 自発的支援の受入れ	148
第1節 ボランティアの受入れ	148
第2節 義援物資・義援金の受入れ	149
第14章 要配慮者対策	151
第1節 要配慮者の災害応急対策	151
第15章 その他の災害応急対策	153
第1節 災害警備活動	153

第2節	農林水産業の災害応急対策	155
第3節	学校の災害応急対策	156
第4節	文化財の災害応急対策	157
第5節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策	158
第6節	労働力の確保	160
第7節	災害救助法の適用	160
第8節	動物愛護	161
第9節	障害物除去	162
第3部 災害復旧・復興		
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	163
第2節	原状復旧	163
第3節	計画的復興の推進	164
第4節	被災者等の生活再建の支援	166
第5節	被災中小企業等の復興の支援	168
第6節	公共施設の復旧	169
第7節	激甚災害法の適用	170
第8節	復旧資金の確保	172

## 震災対策編

---

### 第1部 災害予防

第1章	地震に強いまちづくり	173
第1節	まちの保全	173
第2節	地震に強いまちづくりの推進	173
第3節	建築物の安全化	174
第4節	ライフライン施設等の機能の確保	175
第5節	液状化対策	175
第6節	危険物施設等の安全確保	175
第7節	地域防災センターの設置	175
第2章	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	176
第1節	緊急地震速報と地震情報	176
第2節	情報の収集・連絡体制の整備	179
第3節	通信手段の確保	180
第4節	職員の応急活動体制の整備	180
第5節	防災関係機関の連携体制の整備	180
第6節	防災中枢機能等の確保	180
第7節	救助・救急及び保健医療活動体制の整備	180
第8節	消火活動体制の整備	180

第9節	緊急輸送活動体制の整備	181
第10節	避難の受入体制の整備	182
第11節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	182
第12節	広報・広聴体制の整備	182
第13節	二次災害の予防	182
第14節	複合災害対策	182
第15節	防災訓練の実施	183
第16節	資材、器材等の点検整備	183
第3章	町民等の防災活動の促進	184
第1節	災害被害を軽減する町民運動の展開	184
第2節	防災思想の普及	184
第3節	町民の防災活動の環境整備	188
第4章	要配慮者対策	189
第1節	要配慮者対策	189
第5章	その他の災害予防	190
第1節	罹災救助基金の積立て	190
第2節	災害廃棄物対策	190
第3節	罹災証明書の発行体制の整備	190
第4節	学校の災害予防対策	190
第5節	文化財の災害予防対策	190
第2部	災害応急対策	
第1章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	191
第1節	地震情報の収集・連絡	191
第2節	災害情報の収集・連絡	194
第3節	通信手段の確保	194
第2章	活動体制の確立	195
第1節	災害対策本部の設置	195
第2節	災害対策本部の組織	196
第3節	災害警戒本部等の設置	196
第4節	職員の非常参集	196
第5節	広域応援の要請等	196
第6節	自衛隊への災害派遣要請	196
第3章	救助・救急及び医療活動	197
第1節	救助・救急活動	197
第2節	医療活動	197
第3節	消火活動	197
第4章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	198

第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	198
第2節	交通の確保	198
第3節	緊急輸送	198
第5章	避難の受入活動	199
第1節	避難誘導	199
第2節	指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	199
第3節	応急仮設住宅等の提供	199
第4節	広域一時滞在	199
第5節	県境を越えた広域避難者の受入れ	199
第6章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	200
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	200
第7章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	201
第1節	保健衛生活動	201
第2節	防疫活動	201
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	201
第8章	被災者等への的確な情報伝達活動	202
第1節	広報・広聴活動	202
第9章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	203
第1節	社会秩序の維持	203
第2節	物価の安定及び消費者の保護	203
第10章	施設、設備の応急復旧活動	204
第1節	施設、設備の応急復旧	204
第2節	公共土木施設の応急復旧	204
第3節	電力施設の応急復旧	204
第4節	ガス施設の応急復旧	204
第5節	上下水道施設の応急復旧	204
第6節	電気通信設備の応急復旧	204
第11章	二次災害の防止活動	205
第1節	二次災害の防止	205
第12章	自発的支援の受入れ	207
第1節	ボランティアの受入れ	207
第2節	義援物資・義援金の受入れ	207
第13章	要配慮者対策	208
第1節	要配慮者の災害応急対策	208
第14章	その他の災害応急対策	209
第1節	災害警備活動	209
第2節	学校の災害応急対策	209



第3節	文化財の災害応急対策	209
第4節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策	210
第5節	労働力の確保	210
第6節	災害救助法の適用	210
第7節	動物愛護	210
第8節	障害物除去	210
第3部	災害復旧・復興	
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	211
第2節	原状復旧	211
第3節	計画的復興の推進	211
第4節	被災者等の生活再建の支援	211
第5節	被災中小企業等の復興の支援	211
第6節	公共施設の復旧	211
第7節	激甚災害法の適用	212
第8節	復旧資金の確保	212

## 火山災害対策編

---

第1部	災害予防	
第1章	想定される火山	213
第1節	県内火山の現況	213
第2部	災害応急対策	
第1章	災害発生直前の対策	215
第1節	噴火警報等の伝達	215
第2章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	224
第1節	災害情報の収集・連絡	224
第2節	通信手段の確保	224
第3章	活動体制の確立	225
第1節	災害対策本部の設置	225
第2節	災害対策本部の組織	225
第3節	災害警戒本部等の設置	225
第4節	職員の非常参集	225
第5節	広域応援の要請等	225
第6節	自衛隊への災害派遣要請	225
第7節	二次災害の防止活動	225
第4章	救助・救急、医療及び消火活動	226
第1節	救助・救急活動	226
第2節	医療活動	226

第3節 消火活動	226
第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	227
第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	227
第2節 交通の確保	227
第3節 緊急輸送	227
第6章 避難の受入活動	228
第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営	228
第2節 応急仮設住宅等の提供	228
第3節 広域一時滞在	228
第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ	228
第7章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	229
第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	229
第8章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	230
第1節 保健衛生活動	230
第2節 防疫活動	230
第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置	230
第9章 被災者等への的確な情報伝達活動	231
第1節 広報・広聴活動	231
第10章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	232
第1節 社会秩序の維持	232
第2節 物価の安定及び消費者の保護	232
第11章 施設、設備の応急復旧活動	233
第1節 施設、設備の応急復旧	233
第2節 公共土木施設の応急復旧	233
第3節 電力施設の応急復旧	233
第4節 ガス施設の応急復旧	233
第5節 上下水道施設の応急復旧	233
第6節 電気通信設備の応急復旧	233
第12章 自発的支援の受入れ	234
第1節 ボランティアの受入れ	234
第2節 義援物資・義援金の受入れ	234
第13章 要配慮者対策	235
第1節 要配慮者の災害応急対策	235
第14章 その他の災害応急対策	236
第1節 災害警備活動	236
第2節 学校の災害応急対策	236
第3節 文化財の災害応急対策	236

第4節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策	236
第5節	労働力の確保	236
第6節	災害救助法の適用	236
第3部	災害復旧・復興	
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	237
第2節	原状復旧	237
第3節	計画的復興の推進	237
第4節	被災者等の生活再建の支援	237
第5節	被災中小企業等の復興の支援	237
第6節	公共施設の復旧	237
第7節	激甚災害法の適用	237
第8節	復旧資金の確保	237

## 事故災害対策編

---

第1部	航空災害対策	
第1章	災害予防	238
第1節	情報の収集・連絡体制の整備	238
第2節	通信手段の確保	238
第3節	職員の応急活動体制の整備	238
第4節	防災関係機関の連携体制の整備	238
第5節	捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備	238
第6節	緊急輸送活動体制の整備	239
第7節	広報・広聴体制の整備	239
第2章	災害応急対策	240
第1節	災害情報の収集・連絡	240
第2節	通信手段の確保	242
第3節	災害対策本部の設置	242
第4節	災害対策本部の組織	242
第5節	職員の非常参集	242
第6節	広域応援の要請等	242
第7節	自衛隊への災害派遣要請	242
第8節	捜索、救助・救急及び消火活動	242
第9節	医療活動	242
第10節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	243
第11節	交通の確保	243
第12節	広報・広聴活動	243
第2部	道路災害対策	

第1章 災害予防	244
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	244
第2節 道路施設等の整備	244
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	244
第4節 通信手段の確保	245
第5節 職員の応急活動体制の整備	245
第6節 防災関係機関の連携体制の整備	245
第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	245
第8節 緊急輸送活動体制の整備	245
第9節 広報・広聴体制の整備	245
第10節 防災訓練の実施	246
第11節 その他の災害予防	246
第2章 災害応急対策	247
第1節 災害情報の収集・連絡	247
第2節 通信手段の確保	250
第3節 災害対策本部の設置	250
第4節 災害対策本部の組織	250
第5節 職員の非常参集	250
第6節 広域応援の要請等	250
第7節 自衛隊への災害派遣要請	250
第8節 救助・救急活動	250
第9節 医療活動	251
第10節 消火活動	251
第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	251
第12節 交通の確保	251
第13節 広報・広聴活動	251
第14節 その他の災害応急対策	251
第3章 災害復旧	253
第1節 災害復旧	253
第3部 危険物等災害対策	
第1章 災害予防	255
第1節 危険物等施設の安全性の確保	255
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	255
第3節 通信手段の確保	255
第4節 職員の応急活動体制の整備	255
第5節 防災関係機関の連携体制の整備	256
第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	256

第7節	緊急輸送活動体制の整備	256
第8節	広報・広聴体制の整備	256
第9節	防災訓練の実施	256
第10節	その他の災害予防	257
第2章	災害応急対策	258
第1節	災害情報の収集・連絡	258
第2節	通信手段の確保	260
第3節	災害対策本部の設置	260
第4節	災害対策本部の組織	260
第5節	職員の非常参集	260
第6節	広域応援の要請等	260
第7節	自衛隊への災害派遣要請	260
第8節	救助・救急活動	260
第9節	医療活動	261
第10節	消火活動	261
第11節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	261
第12節	交通の確保	261
第13節	危険物等の大量流出に対する応急対策	262
第14節	避難の受入活動	262
第15節	広報・広聴活動	262
第16節	専門知識の活用	262
第17節	防護用資機材の確保	262
第18節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	263
第19節	その他の災害応急対策	264
第3章	災害復旧	265
第1節	公共施設の復旧	265
第2節	被災中小企業等の復興の支援	265
第4部	県外の原子力施設事故対策	
第1章	災害予防	266
第1節	基本方針	266
第2節	環境放射線モニタリングの実施	266
第2章	災害応急対策	267
第1節	情報の収集・連絡	267
第2節	モニタリング体制の強化	267
第3節	町民等への情報伝達・相談活動	267
第4節	水道水、飲食物の摂取制限等	268
第5節	風評被害等の未然防止	268

第6節 各種制限措置の解除	268
第3章 災害復旧対策	269
第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表	269
第2節 風評被害等の影響軽減	269

## 火災対策編

### 第1部 大規模な火事災害対策

第1章 災害予防	270
第1節 火災に強いまちづくり	270
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実	271
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	271
第4節 通信手段の確保	271
第5節 職員の応急活動体制の整備	271
第6節 防災関係機関の連携体制の整備	272
第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	272
第8節 緊急輸送活動体制の整備	272
第9節 避難の受入体制の整備	272
第10節 広報・広聴体制の整備	272
第11節 防災訓練の実施	273
第12節 防災思想の普及	273
第2章 災害応急対策	274
第1節 災害情報の収集・連絡	274
第2節 通信手段の確保	276
第3節 災害対策本部の設置	276
第4節 災害対策本部の組織	276
第5節 職員の非常参集	276
第6節 広域応援の要請等	276
第7節 自衛隊への災害派遣要請	276
第8節 救助・救急活動	276
第9節 医療活動	276
第10節 消火活動	277
第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	277
第12節 交通の確保	277
第13節 避難の受入活動	277
第14節 災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動	277
第15節 広報・広聴活動	278
第16節 その他の災害応急対策等	278

第3章 災害復旧・復興	279
第1節 復旧・復興の基本方向の決定	279
第2節 原状復旧	279
第3節 計画的復興の推進	279
第4節 被災者等の生活再建の支援	279
第5節 被災中小企業等の復興の支援	279
第6節 公共施設の復旧	279
第7節 激甚災害法の適用	279
第8節 復旧資金の確保	279

## 資料編

資料1 玉村町防災会議条例	280
資料2 玉村町防災会議委員名簿	282
資料3 防災関係機関一覧表	283
資料4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	286
資料5 指定福祉避難所一覧表	286
資料6 緊急輸送道路一覧表	287
資料7 ヘリポート予定地一覧表	287
資料8 要配慮者利用施設一覧表	288
資料9 警報・注意報発表基準一覧表	291
資料10 洪水予報の実施区間・基準水位等	292
資料11 派遣部隊の宿泊可能施設一覧表	292
資料12 燃料取扱機関一覧表	293
資料13 応急仮設住宅建設予定地一覧表	294
資料14 指定文化財一覧表	295
資料15 玉村町災害対策本部条例	297
資料16 動員計画表	298
資料17 炊き出し場所一覧表	299
資料18 補給水利の所在、水量一覧表	299
資料19 応急給水車等配備状況一覧表	299
資料20 し尿処理業者一覧表	300
資料21 遺体安置所	300
資料22 災害救助法における災害救助基準	301
資料23 災害弔慰金等の支給制度	304
資料24 住宅再建・取得の支援制度	308
資料25 中小企業者に対する低利融資制度	312
資料26 農林水産業者に対する助成・低利融資制度	313
資料27 気象庁震度階級関連解説表	317





# 総 則 編



## 第1節 計画の目的

### 1 計画の目的及び位置付け

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、玉村町防災会議が策定するものであり、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して町の地域における風水害・雪害、地震、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

さらに、町民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の広域応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

### 2 玉村町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた本計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「玉村町国土強靱化地域計画」(令和3年3月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づき、国土強靱化に係る他の町計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、玉村町国土強靱化地域計画の基本目標である、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

#### 本節の関係資料

資料1 玉村町防災会議条例

資料2 玉村町防災会議委員名簿

## 第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、町並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図ることとする。併せて、町、県及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、県、指定地方行政機関、

公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

### 1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下の通りである。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

### 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

玉村町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

#### 1 玉村町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災に関する組織の整備に関すること。
2	防災に関する訓練に関すること。
3	防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
4	災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
5	予報・警報の伝達に関すること。
6	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること。
7	消防、水防その他の応急措置に関すること。
8	被災者の救難、救助その他保護に関すること。
9	被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
10	施設及び設備の応急復旧に関すること。
11	清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
12	緊急輸送の確保に関すること。
13	災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。
14	災害復旧及び復興計画に関すること。
15	玉村町防災会議に関すること。
16	町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

#### 2 群馬県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊勢崎行政県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方部内の総合調整に関すること。</li> <li>2 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。</li> <li>3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。</li> <li>4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。</li> <li>5 市町村との連絡調整に関すること。</li> <li>6 緊急通行車両の確認事務に関すること。</li> <li>7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。(ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。)</li> <li>8 生活必需品の調達及び供給に関すること。</li> <li>9 その他地方部内各班に属しない事項に関すること。</li> </ol>

伊勢崎保健福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関する こと。</li> <li>2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関する こと。</li> <li>3 飲料水の供給に関すること。</li> </ol>
中部環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境汚染及びごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関する こと。</li> <li>2 環境汚染及びごみ・し尿の処理に係る災害応急対策に関する こと。</li> </ol>
中部農業事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業に係る災害情報の収集に関する こと。</li> <li>2 農業に係る災害応急対策に関する こと。</li> </ol>
伊勢崎土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する こと。</li> <li>2 公共土木施設に係る災害応急対策に関する こと。</li> <li>3 群馬県水防計画の実施に関する こと。</li> </ol>
中部教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育に係る災害情報の収集に関する こと。</li> <li>2 学校教育に係る災害応急対策に関する こと。</li> <li>3 県立学校が緊急避難場所又は指定避難所に使用される場合の町への 協力に関する こと。</li> </ol>
伊勢崎警察署 (玉村町交番)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人命救助及び避難の誘導に関する こと。</li> <li>2 広報活動に関する こと。</li> <li>3 行方不明者の捜査に関する こと。</li> <li>4 地域の安全活動に関する こと。</li> <li>5 災害時の犯罪情報の収集に関する こと。</li> <li>6 災害による死体の検視に関する こと。</li> <li>7 災害時の犯罪の捜査に関する こと。</li> <li>8 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関する こと。</li> <li>9 交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関する こと。</li> <li>10 緊急通行車両の確認事務に関する こと。</li> </ol>

### 3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと。</li> <li>2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する こと。</li> <li>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに 関する こと。</li> <li>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、 周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により 許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する こと。</li> <li>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する こと。</li> </ol>

<p>関東地方整備局 (利根川上流河川事務所、 高崎河川国道事務所、 利根川水系砂防事務所)</p>	<p>管轄する河川・砂防・地すべり・ダム・火山についての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災上必要な教育及び訓練</p> <p>(2) 通信施設等の整備</p> <p>(3) 公共施設等の整備</p> <p>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(5) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>(6) 豪雪害の予防</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等</p> <p>(2) 水防活動、土砂災害防止活動等及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等</p> <p>(3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握</p> <p>(4) 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等</p> <p>(6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄</p> <p>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
<p>東京管区气象台 (前橋地方气象台)</p>	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>

#### 4 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第12旅団)	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

#### 5 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (玉村郵便局)	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害特別事務取扱いに関する事。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救援用郵便物の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	1 携帯電話設備の保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。
日本銀行 (前橋支店)	1 通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 2 救護所の開設及び運営に関する事。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 4 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 7 外国人の安否の調査に関する事。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。



日本放送協会 (前橋放送局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災思想の普及に関すること。</li> <li>2 気象予報・警報の周知に関すること。</li> <li>3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。</li> <li>4 放送施設に対する障害の排除に関すること。</li> <li>5 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。</li> <li>6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。</li> </ol>
東日本高速道路(株) (関東支社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。</li> <li>2 緊急交通路の確保に関すること。</li> </ol>
独立行政法人水資源機構 (下久保ダム管理所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ダムの貯水、放流に関すること</li> <li>2 情報の伝達に関すること。</li> </ol>
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子応用研究所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関すること。</li> </ol>
東京電力パワーグリッド(株) (高崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の保安の確保に関すること。</li> <li>2 電力の供給の確保に関すること。</li> </ol>

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)伊勢崎佐波医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び助産活動の協力に関すること。</li> <li>2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。</li> <li>3 医療救護活動の実施に関すること。</li> </ol>
(一社)伊勢崎歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。</li> <li>2 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。</li> </ol>
(公社)群馬県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護活動に必要な看護の確保に関すること。</li> </ol>
(一社)群馬県L Pガス協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 L Pガス設備の保安の確保に関すること。</li> <li>2 L Pガスの供給の確保に関すること。</li> <li>3 会員事業者の連絡調整に関すること。</li> </ol>
群馬県石油協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 石油等燃料の供給に関すること。</li> </ol>
(一社)群馬県バス協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 バスによる救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</li> <li>2 被災地の交通の確保に関すること。</li> </ol>
(一社)群馬県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貨物自動車による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。</li> </ol>
報送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬 (株)FMたまむら	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災思想の普及に関すること。</li> <li>2 気象予報・警報の周知に関すること。</li> <li>3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。</li> <li>4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。</li> </ol>

土地改良区 (天狗岩堰土地改良区、 広瀬桃木両用水土地改良区)	1 各土地改良区の水門、水路等の整備、防災管理及び災害復旧に関する こと。
---------------------------------------	--

## 7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊勢崎市消防本部 (玉村消防署)	1 災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 人命の救助及び救急に関すること。 3 災害・救助・救急情報に関すること。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の許認可及び立入検査に関する こと。
報道機関	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する こと。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する こと。
佐波伊勢崎農業協同組合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 町又は県が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に 関すること。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2 被災傷病者の救護に関すること。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
玉村町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
(社福)群馬県共同募金会	1 義援金の募集及び受付に関すること。
玉村町商工会	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 町又は県が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する こと。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
建設業関連団体	1 建築物及び構築物等に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に 関すること。
農業用排水施設の管理者	1 水門、水路等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。
区長会	1 町が行う応急対策についての協力に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。

8 町民、自主防災組織・区、事業者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
町 民	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災・減災の知識習得</li> <li>2 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討</li> <li>3 災害緊急連絡網の普及推進</li> <li>4 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検</li> <li>5 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力</li> <li>6 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達</li> <li>7 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援</li> <li>8 災害廃棄物の分別</li> <li>9 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。</li> </ol>
自主防災組織・区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検</li> <li>2 地域の災害危険性の把握、点検</li> <li>3 災害緊急連絡網の普及推進</li> <li>4 避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成協力</li> <li>5 自主防災リーダーの養成</li> <li>6 自主防災活動、訓練の実施</li> <li>7 災害関連情報等の収集、伝達</li> <li>8 地区内の避難行動要支援者・被災者の救助、救援対策の協力</li> <li>9 災害時の避難所の自主運営</li> <li>10 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力</li> </ol>
事 業 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員の防災教育、訓練</li> <li>2 事業継続計画（BCP）の作成・更新</li> <li>3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討</li> <li>4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検</li> <li>5 自衛消防活動・訓練</li> <li>6 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導、避難支援</li> <li>7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力</li> <li>8 災害廃棄物の分別</li> <li>9 その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。</li> </ol>

本節の関係資料

資料3 防災関係機関一覧表

## 第4節 玉村町の概況

### 1 位置と地勢

本町は関東平野の北西部に位置している。標高は57m～72mとほぼ平坦な地形で、東京から100km圏内にあり、人口は約3万6千人、面積は25.78km<sup>2</sup>である。

東は伊勢崎市、西は高崎市、南は藤岡市、高崎市、上里町（埼玉県）、北は前橋市にそれぞれ接している。

町の中央北側を利根川、南側を烏川が流れ、南東部で合流している。町内には、この2つの河川以外にも藤川、滝川、端気川の一級河川が流れ、地下水に恵まれている。また、地形は平坦で、赤城山、榛名山、妙義山を一望できる自然環境の豊かな地域である。

主な道路は、東西に東毛広域幹線道路（国道354号）、高崎伊勢崎線、南北に藤岡大胡線が走り、町の西端を関越自動車道が通っている。また、関越自動車道と東毛広域幹線道路（国道354号）を結ぶ、高崎玉村スマートICが開通し、交通利便性が高まっている。

主な産業は農業で、町の面積の4割以上を田畑が占め、水田作中心（二毛作）の農業生産活動や園芸作物が栽培されている。

また、本町は高崎市や前橋市、伊勢崎市と接していることから、3市への通勤者も多く、町の東部には工業団地が整備され、高崎玉村スマートICの北側にも新たな工業団地の整備が進むなど、農業、商業、工業が一体となって発展している。

### 2 気候

気候は、いわゆる内陸型のため、夏は高温となるが風は弱く、比較的穏やかであり、雨量にも恵まれていて、豊かな田園をはぐくんでいる。冬は晴天が多く乾燥し、「上州のからっ風」と呼ばれる赤城山から吹き降ろす北西の季節風が強く吹く。

年間の日照時間は2,000時間を越える年もあり、全国でも比較的日照の多い地域となっている。

## 第5節 過去の主な災害

本町では、多くの人命にかかわるような大災害は、過去に起きていないが、これまで発生した災害のうち、被害の大きかったものは、次のとおりである。(注：カスリン台風以降の災害を掲載)

### 1 風水害

年月日・災害名等	地域	被害状況
昭和 22 年 9 月 14 日 ～15 日 カスリン台風	玉村・芝根地区	福島橋付近の堤防が決壊した。 死者・行方不明者 0 人 負傷者 不明 家屋倒壊流出 9 戸 浸水家屋 810 戸 田畑流出 50 町歩 堤防決壊 4 ヲ所 橋梁流出 2 ヲ所 道路決裂 6 ヲ所
平成 23 年 8 月 31 日 ～9 月 1 日 台風 12 号	全域	台風 12 号に伴う大雨により町内各所の排水路が溢れた。 床上浸水 2 戸 床下浸水 26 棟 河川護岸崩落 1 ヲ所 【滝川（新玉村ゴルフ場内）】
令和元年 10 月 12 日 ～13 日 台風 19 号	全域	台風 19 号に伴う大雨により町内各所で内水氾濫、道路冠水が発生。特に上福島地区の高橋川及び支流、五料地区の矢川樋管流末において床上、床下浸水が発生した。 床上浸水 1 棟 床下浸水 18 棟 工場浸水 7 件

### 2 地震

年月日・災害名等	地域	被害状況
平成 23 年 3 月 11 日 東北地方太平洋沖地震 【東日本大震災】	全域	震度 4 [4.4] 住家一部損壊 51 棟 非住居一部損壊 6 棟 ブロック塀 7 ヲ所 橋梁 1 ヲ所 【五料橋橋梁のずれ】 三陸沖を震源とするM9.0 最大震度 7 群馬県内最大震度 6 弱[桐生市]

## 3 大雪

年月日・災害名等	地域	被害状況
平成 26 年 2 月 14 日 ～15 日	全域	14 日朝から降り出した雪は大雪となり、特に、前橋では最深積雪が 73cm と統計開始以来の記録を更新した。 住宅の一部損壊 12 件 カーポート、 ビニールハウス等の倒壊 22 件

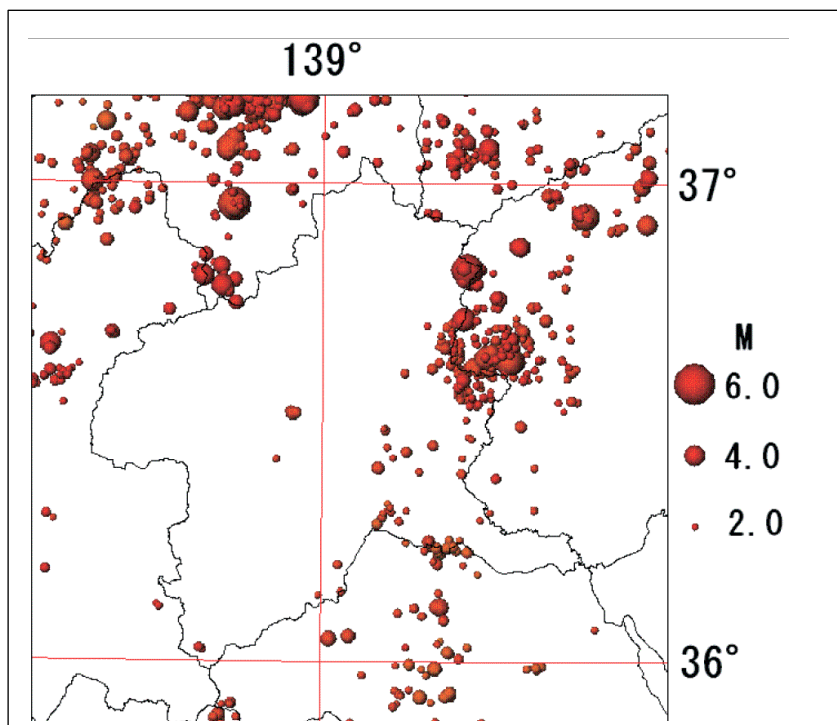
## 第6節 群馬県の地震環境

地震防災対策を講じる上で、地域の地震環境を把握しておくことは重要であることから、群馬県の地震環境を検討する。

### 1 地震活動の状況

群馬県は、南部に深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）、東部に大久保断層、太田断層、また北東部には片品川左岸断層があり、深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。

栃木県との県境（皇海山付近）から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また、この地域には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。



（マグニチュード2以上：1997年10月～2007年7月：深さ30km以浅）

群馬県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動  
（地震調査研究推進本部地震調査委員会編（2009）日本の地震活動 第2版）

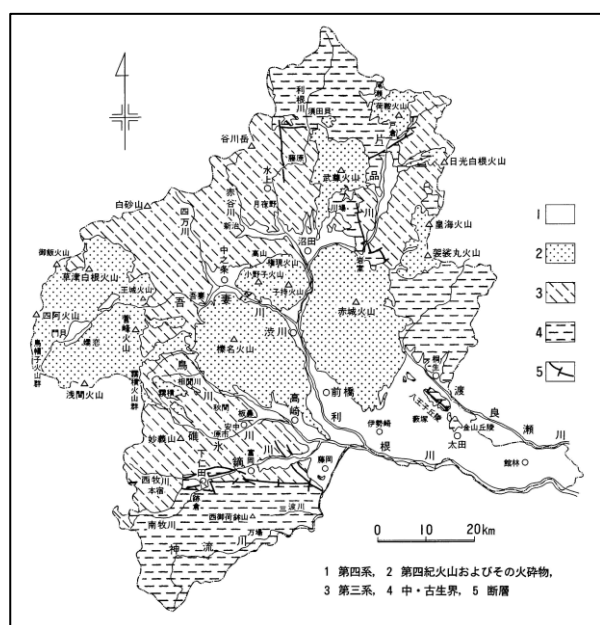
### 2 地質構造と群馬県の地震との関係

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布している。また、県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布している。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれる。関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差が認められる。関東山地の中・古生界は、一般に北西－南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古生界は北東－南西方向の走向を示し、複雑な褶曲を繰り返している。この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられている。両山地間に伏在して

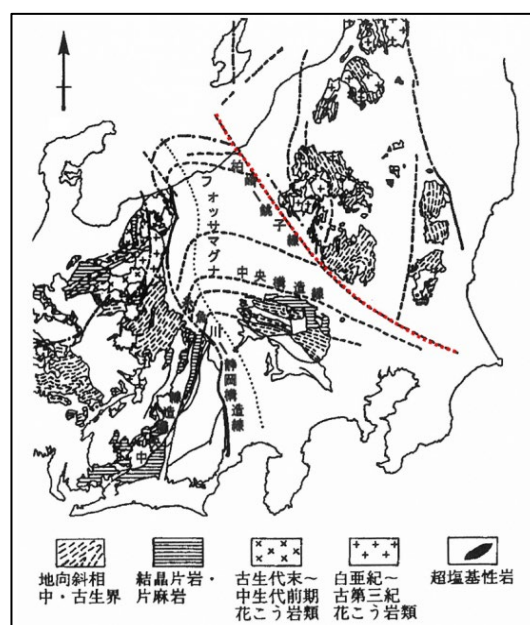
いる構造線は、柏崎－銚子(構造)線※1と呼ばれており、大地溝帯であるフォッサマグナの東縁とされている。

また、現在、群馬県内で確認されている平井断層をはじめとした活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の間に位置しており、その走向は概ね北西－南東方向であり、柏崎－銚子(構造)線の走方向と一致する。同構造線を震源とする地震の記録はなく、最近の地震の震源の分布と同構造線との相関性も認められないが、同構造線が断層の一種であることを考えると、同構造線は震源となる可能性は否定できない。

※1 柏崎－銚子(構造)線：新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線



群馬県の地質図  
(群馬県地質図作成委員会(1999))



群馬県周辺の地質構造図  
(日本の地質『関東地方』編集委員会編(1986))

### 3 プレート運動と群馬県の地震との関係

日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸のプレート（ユーラシアプレートと北米プレート）とその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート（フィリピン海プレートと太平洋プレート）の相対運動で説明されている。

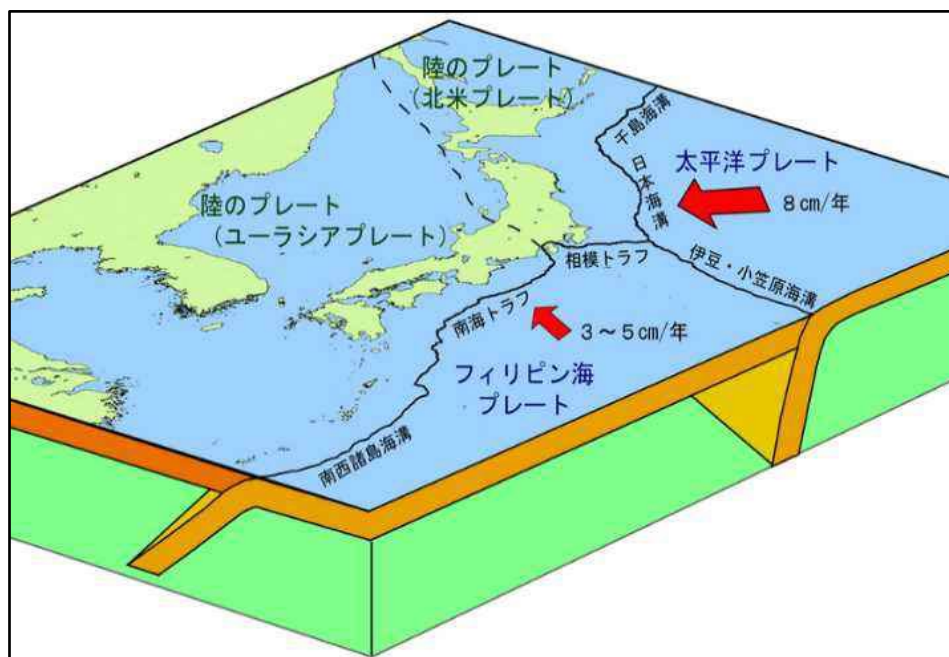
群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100～200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から250～350kmの地点に位置しており、群馬県直下では、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、さらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。

また、群馬県直下のフィリピン海プレート上面の深さは80km前後、太平洋プレートの上面の深さは100～140kmとされている。

プレート境界で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東大震災（1923年、M7.9）が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震（1987年、M6.7）が典型例である。

群馬県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120～160kmで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はない。





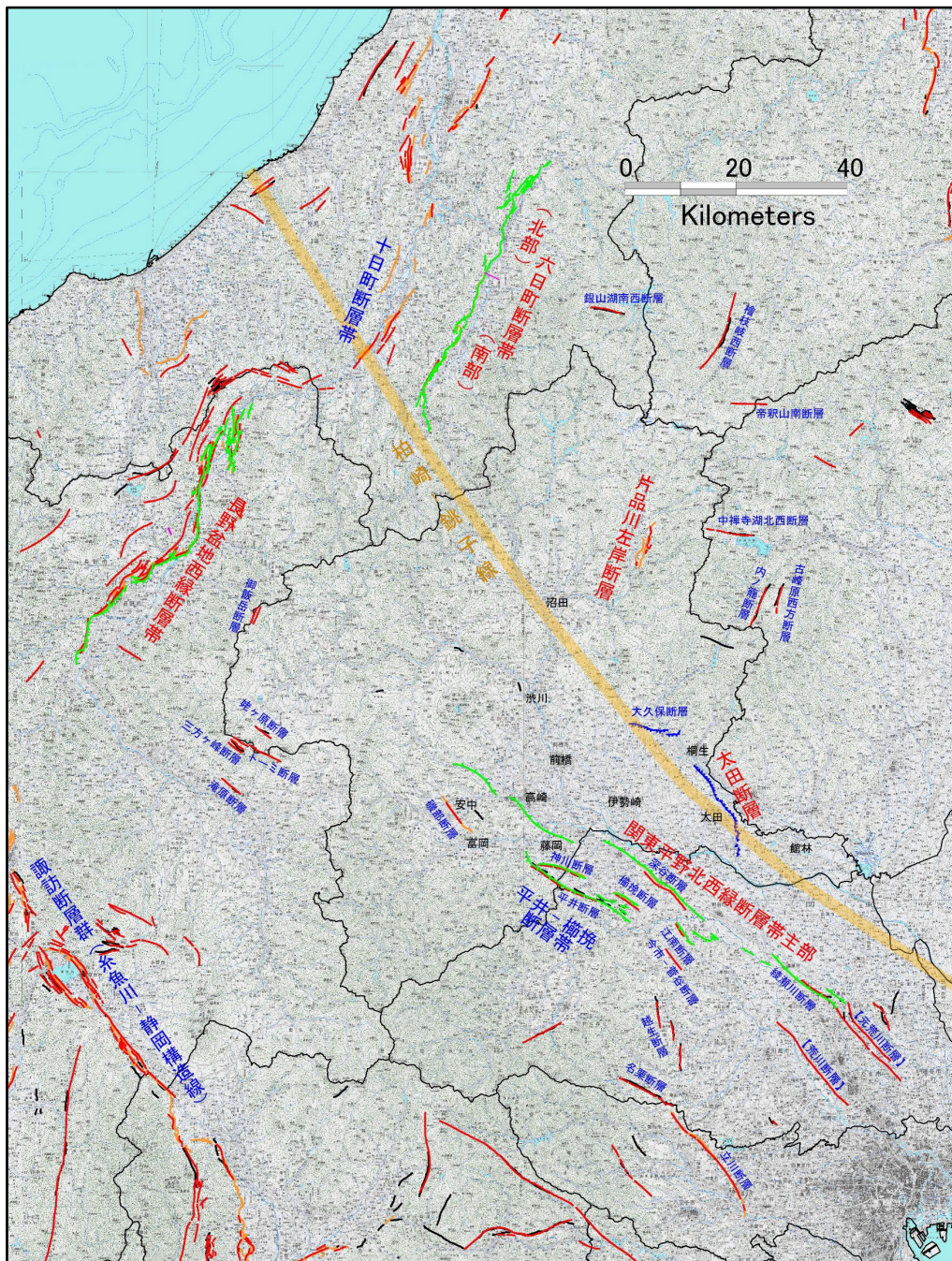
#### 4 群馬県及びその周辺に分布する活断層

文部科学省の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要断層帯として現在114の活断層を選定し、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測している。このうち、群馬県においては、深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）、片品川左岸断層、大久保断層及び太田断層の4つが選定されている。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層（磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層）をあわせた全長約69kmの断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。片品川左岸断層は、長さ約13km程度であり、片品川流域に分布している。大久保断層は、長さ約9kmの活断層であり、前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市に分布している。太田断層は、長さ約18kmの活断層であり、桐生市、太田市、邑楽町、大泉町、千代田町にかけて分布している。

また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約52kmの六日町断層帯、長野県北部に長さ約58kmの長野盆地西縁断層帯が分布する。

群馬県及びその周辺の活断層分布については、次ページ以降の図及び表のとおり。



群馬県及びその周辺の活断層分布図  
(群馬県地震被害想定調査, 2012)

凡例

線種	断層名	出典
	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層 (1991)
	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
	(推定活断層)	
	関東平野北西縁断層帯主部 (平井-櫛挽断層帯)	地震調査研究推進本部 (2005)
	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部 (2001)
	六日町断層帯	地震調査研究推進本部 (2009)
	大久保断層	松田ほか (1977)、熊原・近藤 (2008)
	太田断層	熊原・近藤 (2009)
	(柏崎-鏡子線)	

群馬県に分布する活断層一覧表

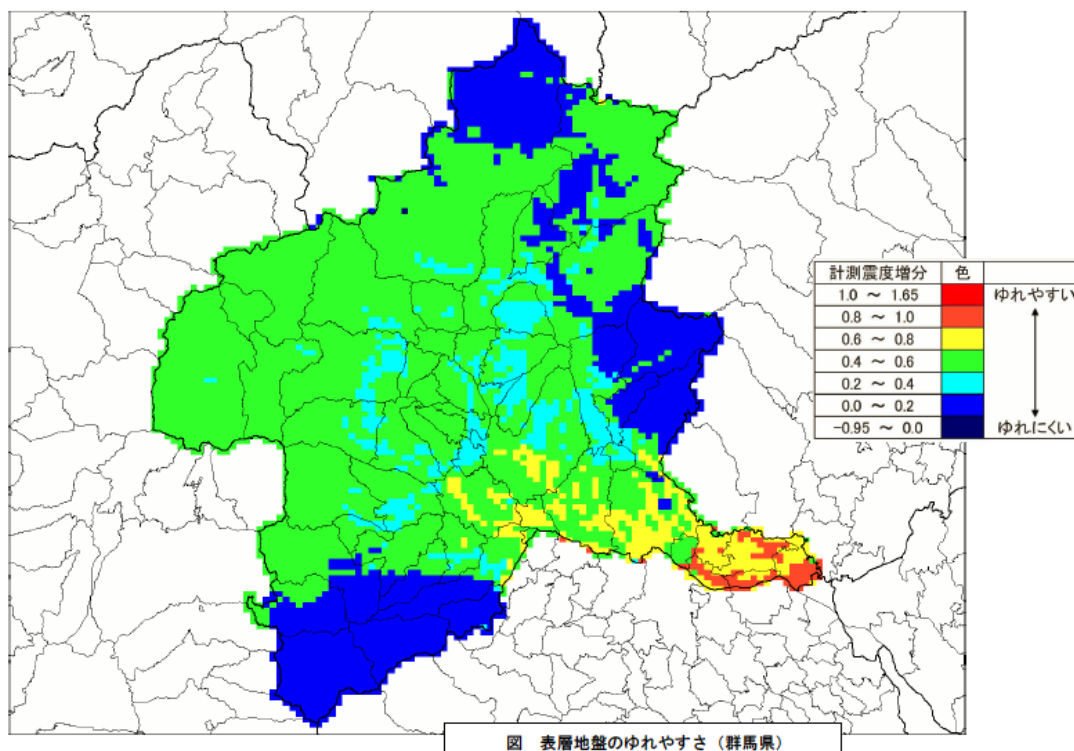
断層名	長さ	幅	地震規模(M) <sup>※1</sup>	平均変位速度 <sup>※2</sup>	変位量(1回の活動)	活動区間	出典
深谷断層帯	約 69km	20-25km	7.9	0.2-0.5m/千年程度(上下)	5 m 程度(上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2015)
片品川左岸断層	約 13km	不明	6.7 程度	0.2m/千年程度(上下)	1 m 程度(全体)	全域	地震調査研究推進本部(2015)
太田断層	約 18km	不明	6.9 程度	不明	2 m 程度(上下)	全域	地震調査研究推進本部(2015)
大久保断層	約 9 km	不明	7.0 程度	0.4m/千年程度(上下)	2 m 程度(上下)	全域	地震調査研究推進本部(2015)
姥ヶ原断層	約 4 km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)
御飯岳断層	約 4 km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)

※1 地震規模(M)：断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

※2 平均変位速度：1,000年当たりの断層のズレの長さ

## 5 表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは異なり、このことを「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。平成17年10月に中央防災会議では、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」を作成している。群馬県の表層地盤のゆれやすさマップは、次図のとおり。



このマップからは、玉村町などの平野部は、やわらかい地盤で覆われ、ゆれが大きくなることが分かる。防災対策上、そのような場所を知っておくことは重要で、特にゆれやすい地域に居住する人は、家具の固定、住宅の耐震診断や耐震補強などの対策を優先的に行うなど、日頃の地震への備えの参考にすることができる。

## 第7節 被害の想定

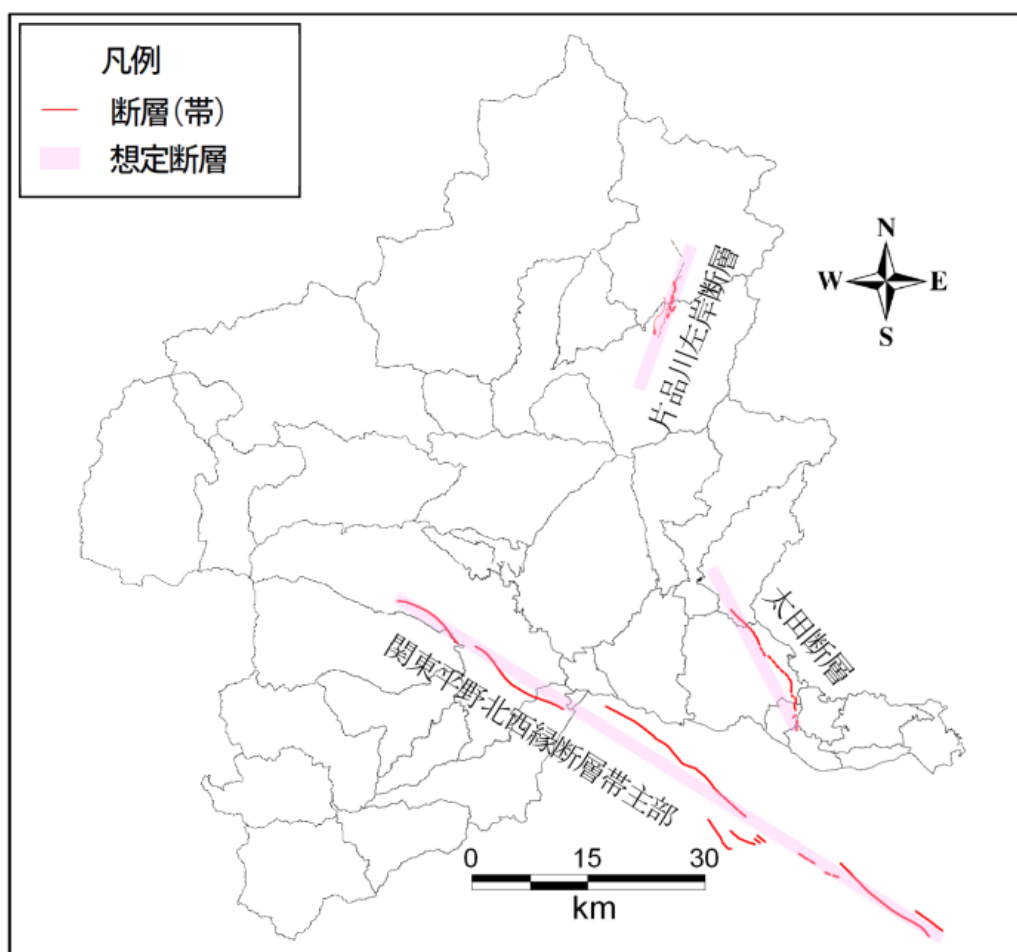
群馬県が実施・公表した「群馬県地震被害想定調査（平成24年6月）」における玉村町の被害概要を以下に示す。

### 1 想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合には大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する次の3つの活断層（帯）としている。

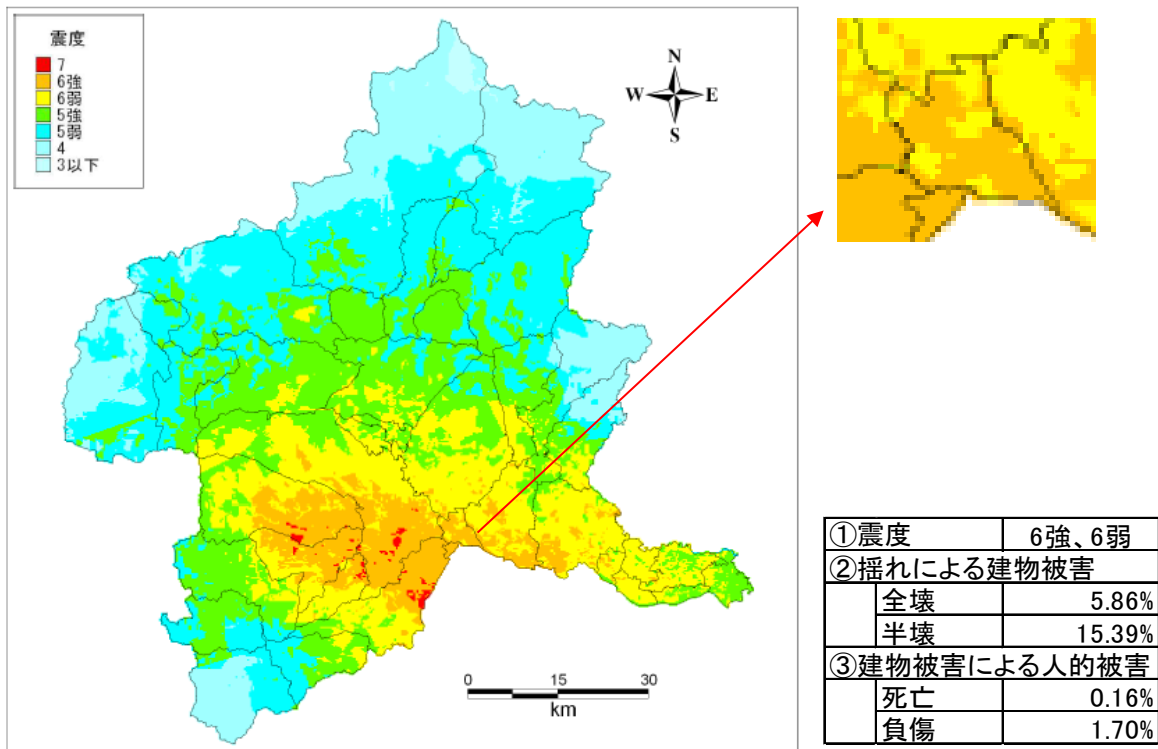
想定地震名	規模（M）	玉村町の最大震度
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	6強
太田断層による地震	7.1	6弱
片品川左岸断層による地震	7.0	4

被害想定を行った3つの断層（帯）と想定断層モデルの位置図

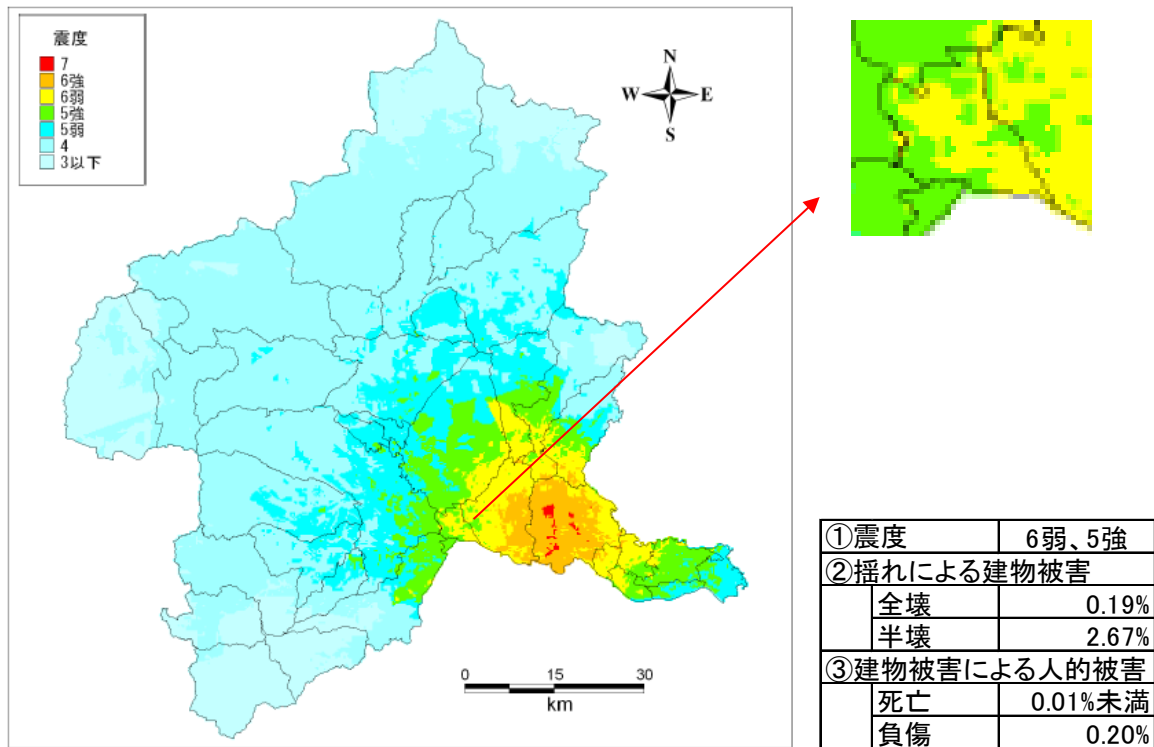


## 2 被害の想定

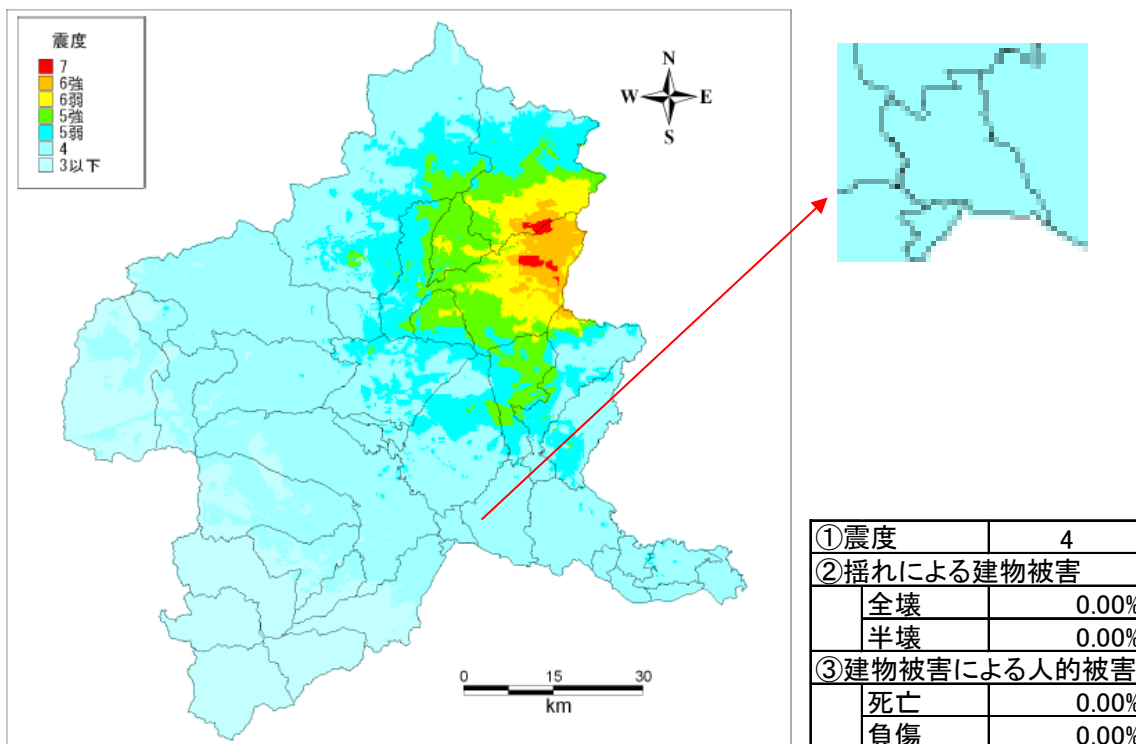
(1) 関東平野北西縁断層帯主部による地震 (M8.1) の場合の地表震度分布図



(2) 太田断層による地震 (M7.1) の場合の地表震度分布図

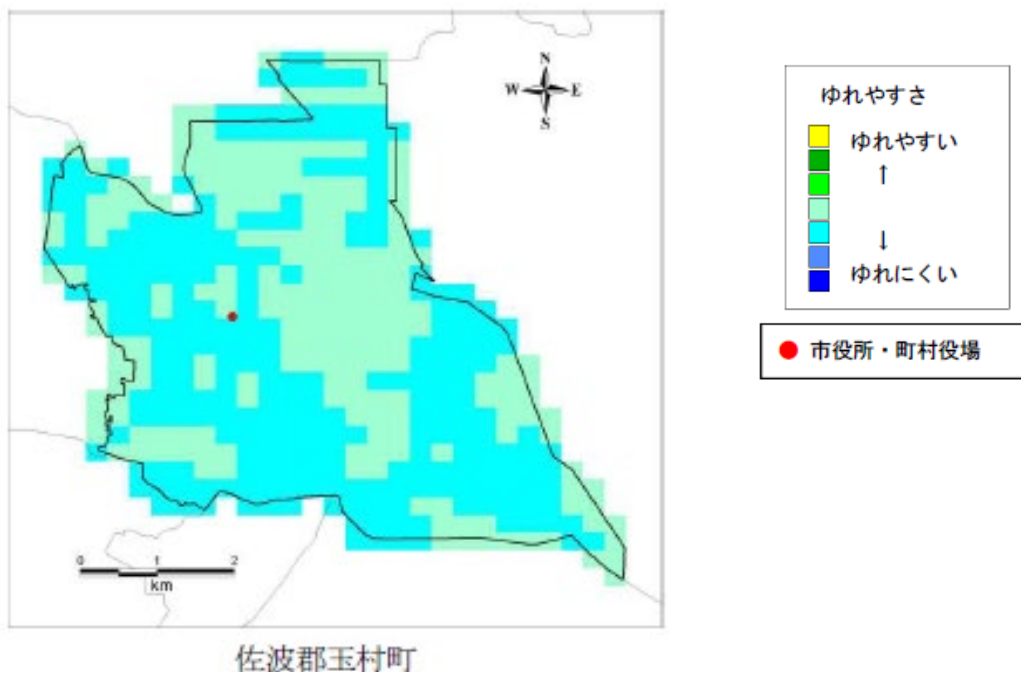


(3) 片品川左岸断層による地震 (M7.0) の場合の地表震度分布図



### 3 予防対策用地震によるゆれやすさ

役場の直下にM6.9の地震を生じる震源断層を仮定し、地表のゆれやすさを出した。震源を特定していることから、想定した地震に対しての絶対的なゆれやすさを示している。







# 風水害・雪害対策編



## 第1部 災害予防

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風、降ひょう等又は大雪に見舞われても、それに耐えられるまちをつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

### 第1章 風水害・雪害に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災害対策基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

特に、町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、町は、治水・防災・まちづくり・土木を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

このため、町は、防災関係機関と連携を図り、次の計画の実現に向けて努力する。

#### 第1節 河川事業の推進

環境安全課・都市建設課

##### 1 河川改修事業の推進

町内を流れる利根川、烏川、藤川、滝川及び端気川(一級河川)について、国や県に協力して改修工事等を促進し、水害防止を図るものとする。

##### 2 水害リスク情報の提供

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

## 第2節 農地防災事業の推進

環境安全課・経済産業課

### 1 農業用排水路等整備事業等の推進

農業用排水施設管理者は、農業用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、管理する施設の補強工事又は改修工事等について、危険度の高い箇所から順次計画的に進めるものとする。

## 第3節 雪害の予防

環境安全課・都市建設課

### 1 雪害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、大雪等に伴う交通事故等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

### 2 道路の除雪体制の整備

町は、町が管理する道路については、大雪時の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進めるものとする。

- (1) 除雪資器材の整備
- (2) 除雪要員の確保

### 3 住民に対する大雪時の留意事項の周知

町及び事業者等は、住民や車両の運転者等に対し、大雪時における以下の留意事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- (2) 計画的・予防的な通行規制
- (3) 不要不急の外出・道路利用は見合わせる。
- (4) 自家用車の使用は極力避ける。
- (5) 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。

## 第4節 指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の整備

総務課・子ども育成課・環境安全課・経済産業課・都市建設課・学校教育課・生涯学習課

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、指定緊急避難場所や指定避難所となる公共施設の整備に努めるものとする。

### 2 避難路等の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる、都市計画道路その他の道路の整備や橋等の維持管理に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保

を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進に努めるものとする。

#### 本節の関係資料

- 資料4 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
- 資料5 指定福祉避難所一覧表
- 資料6 緊急輸送道路一覧表

## 第5節 建築物の安全性の確保

総務課・健康福祉課・子ども育成課・環境安全課・経済産業課・都市建設課・学校教育課・生涯学習課

### 1 防災上重要な施設の堅ろう化

町及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、風水害及び雪害に対する構造の堅ろう化を図るものとする。

- (1) 災害対策本部が設置される施設(町役場等)
- (2) 応急対策活動の拠点施設(警察署、消防署等)
- (3) 救護活動の拠点施設(保健センター、病院等)
- (4) 避難施設(学校、体育館、文化センター等)
- (5) 社会福祉施設(介護保険施設、障害者支援施設等)
- (6) 不特定多数の者が使用する施設

### 2 強風による落下物対策

町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

### 3 空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

## 第6節 ライフライン施設の機能確保

環境安全課・上下水道課

### 1 ライフライン施設の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町及びライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図るものとする。
  - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
  - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
- (2) 町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被

害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

## 2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

## 3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 町は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

## 4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

## 5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努めるものとする。

# 第7節 地域防災センターの設置

環境安全課・経済産業課・学校教育課・生涯学習課

## 1 防災センターの整備

町は、町立小中学校、文化センター、総合運動公園、道の駅玉村宿を「地域防災センター」として位置付け、被災者の避難スペースの確保、物資の備蓄倉庫の設置、災害情報の収集・伝達機能の確立等、必要な施設・設備の整備を図る。

## 2 地域防災センターの機能

- (1) 被災者避難場所としての機能  
被災者の避難場所としてのスペースを確保し、機能を持たせる。
- (2) 物資備蓄場所としての機能  
校庭内又は敷地内に備蓄倉庫を設け、非常用救助物資備蓄場所としての機能を持たせる。
- (3) 地域の防災活動等啓発センターとしての機能

地域の自主防災活動、防災知識・意識の啓発センターとしての機能を持たせる。

(4) 臨時ヘリポートとしての機能

広い敷地が確保できる場合には、臨時ヘリポートとして使えるように配慮する。

(5) 広域集積場所としての機能

立地条件、敷地・建物等のスペース等を考慮し、可能であれば緊急支援物資の広域集積場所として使えるよう配慮する。

(6) 給水施設としての機能

耐震性貯水槽を設置し、非常用電源を備えるなどして、水道が使用不能になった際に給水できる機能を持たせる。

本節の関係資料
---------

資料7 ヘリポート予定地一覧表

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、災害時の備えとして、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。

災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、住民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール玉村で取り組むものとする。

また、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。（以下、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」という。）

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うために、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

### 第1節 避難誘導体制の整備

健康福祉課・子ども育成課・環境安全課・学校教育課

#### 1 警報等伝達体制の整備

(1) 町は、警報等を住民、水防管理者、水防関係団体等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ル



ートを明確にしておくものとする。

- (2) 町は、警報及び避難指示等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、広報車等の整備・点検を図るものとする。
- (3) 町は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ワンセグ放送を含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (4) 町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

## 2 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるよう努めるものとする。
- (3) 町は、消防機関、伊勢崎警察署等と協議して避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、複数河川の氾濫等複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
  - ア 避難指示等の発令を行う基準
  - イ 避難指示等の伝達方法
  - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
  - エ 避難経路及び誘導方法
- (6) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (7) 町は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

なお、作成にあたり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き

避難(水平避難)を考慮した内容とする。

- (8) 町は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。
- (9) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。町は、国及び県より、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を受けるものとする。
- (10) 町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。
- (11) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (12) 道の駅その他の不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。  
なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

### 3 避難誘導訓練の実施

町は、消防機関、警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するよう努めるものとする。

### 4 避難場所及び指定避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から町ホームページ、総合防災マップ、広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

- (1) 避難指示等の発令を行う基準
- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の心得

### 5 案内標識の設置

- (1) 町は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。
- (3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本産業規格に基づく災害

種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(4) 町は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

## 6 要配慮者への配慮等

(1) 町は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(2) 町は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(3) 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

(4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

### 本節の関係資料

資料4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

資料5 指定福祉避難所一覧表

資料8 要配慮者利用施設一覧表

## 第2節 災害危険区域の災害予防

健康福祉課・環境安全課・都市建設課

### 1 災害危険区域の種類

(1) 土木関係

ア 重要水防箇所

イ 浸水想定区域

### 2 住民等に対する危険性の周知

町は、住民に対し、広報紙への掲載、説明会の開催、標識の設置等の方法により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知するものとする。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表にも努めるものとする。

### 3 浸水被害拡大防止用資機材の備え

町は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄等に努めるものとする。

### 4 警戒避難体制の整備

(1) 町は、『水防法』に基づき、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、

雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

- (2) 町は、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。

## 5 ハザードマップの作成

町は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載した印刷物（いわゆるハザードマップ）を作成し、住民等に配布するものとする。

なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 6 要配慮者への配慮

町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 7 防災まちづくりの推進

町は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

### 本節の関係資料

資料8 要配慮者利用施設一覧表

## 第3節 災害未然防止活動体制の整備

環境安全課・経済産業課・都市建設課・上下水道課

### 1 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

### 2 水防活動体制の整備

水防管理者は、平常時から水防活動の体制を整備し、必要な資機材の備蓄を行うとともに、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

### 3 せき等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等せき、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

### 4 気象情報の効果的利活用体制の整備

前橋地方気象台は、発表する特別警報・警報・注意報、気象情報が避難指示等の基準設定等防災体制の整備に役立つよう、国及び県と連携しつつ町に対する助言に努めるものとする。併せて、洪水警報の危険度分布や大雨警報などの防災気象情報について利活用状況の把握に努め、その結果を踏まえた防災気象情報の改善及び更なる利活用の推進を図るものとする。

### 5 電力施設の備え

電力事業者は、災害の発生が予想される場合は、供給支障及び公衆災害等を未然に防止するため、各電力施設の重点的巡視及び点検を行う。

## 第4節 気象・水象観測体制の整備

環境安全課

### 1 気象・水象の予測、観測の充実

町は、気象及び水象の観測に努めるものとする。

### 2 気象観測の精度の確保

気象観測の実施機関は、観測精度を確保するため、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行うものとする。

### 3 観測値の共有

気象観測又は水象観測の実施機関は、必要に応じ相互に観測値を交換するとともに、他の防災関係機関に対し、積極的に観測値を提供するものとする。

#### 本節の関係資料

資料9 警報・注意報発表基準一覧表

## 第5節 情報の収集・連絡体制の整備

環境安全課

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

### 1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実に努めるものとする。

## 2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実にできるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

## 3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置体制等を整備するものとする。
- (2) 町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 町は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

## 4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかインターネット等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。

## 5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### 本節の関係資料

資料9 警報・注意報発表基準一覧表

資料10 洪水予報の実施区間・基準水位等

## 第6節 通信手段の確保

環境安全課

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、町は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておくものとする。

### 1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

### 2 災害時優先電話の指定

町は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

### 3 代替通信手段の確保

町は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。

### 4 通信の多ルート化

町は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークを接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

### 5 無線局開設者との連携

町は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に努めるものとする。

### 6 通信訓練への参加

町は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

### 7 通信機器調達体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合に必要とされる通信機器の備蓄又は調達に関する体制の整備を図るものとする。

## 第7節 職員の応急活動体制の整備

### 全ての課局

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び町の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

#### 1 職員の非常参集体制の整備

町は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

- (1) 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。

- (2) 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- (3) 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

## 2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

# 第8節 防災関係機関の連携体制の整備

## 環境安全課

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

### 1 町における受援・応援体制の整備

- (1) 町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。また、雪害の少ない本町にあっては、雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮することとする。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

- (2) 町は、避難指示等を発令する際に、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。
- (4) 町は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れに努めるものとする。



(5) 町は、土木職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

## 2 自衛隊との連携体制の整備

(1) 町は、自衛隊(陸上自衛隊第12旅団)への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。

(2) 町は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

## 3 一般事業者等との連携体制の整備

町は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

## 4 建設業団体等との連携体制の整備

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

## 5 救援活動拠点の整備

町は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

## 6 円滑な救助の実施体制の構築

町は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、県とあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

### 本節の関係資料

資料7 ヘリポート予定地一覧表

資料11 派遣部隊の宿泊可能施設一覧表

## 第9節 防災中枢機能等の確保

環境安全課・経済産業課・都市建設課

### 1 防災中枢機能の整備

(1) 町は、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

(2) 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

## 2 災害応急対策に当たる機関の責任

町は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

## 3 災害活動拠点等の整備

- (1) 町は、地域における災害活動の拠点として、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、道路及び都市公園等に県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。
- (3) 町は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

## 4 公的機関等の業務継続性の確保

- (1) 町及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

特に、町は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、業務継続計画の中核となる特に重要な6要素（首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理）について以下のとおり定め、業務継続性の確保を図るものとする。

ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」及び第4節「職員の非常参集」に定める。

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に定める。

ウ 電気、水、食料等の確保

(ア) 非常用発電機の確保

災害対策本部を設置し災害応急対策を実施する役場庁舎のほか、役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎である文化センター、インフラ施設である浄水場を含む上下水道庁舎等、防災上、重要な機能を持つ施設について、非常用発電機の整備を図るとともに、72時間（3日間）の稼働に必要な燃料の備蓄を図ることとする。

(イ) 職員のための水・食料等

職員の3号動員体制下において、72時間（3日間）分の活動に必要な量の備蓄を図ることとする。

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」及び第6節「通信手段の確保」に定める。

オ 重要な行政データのバックアップ

第1部第1章第6節「ライフライン施設の機能確保」に定める。

カ 非常時優先業務の整理

第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」及び第4節「職員の非常参集」に定める。

- (2) 町は、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

## 5 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

町は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、玉村町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

## 第10節 救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備

健康福祉課・環境安全課

### 1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 救急・救助体制及び機能の強化

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、防災関係団体と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

- (2) 救急・救助用資機材の整備

ア 町は、救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、町は、これを資金面で支援するよう努めるものとする。

- (3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、町は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握するよう努めるものとする。

### 2 医療活動体制の整備

- (1) DMATと災害拠点病院

ア 町は、町内の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、県の災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）との連携に平時から努めるものとする。（※DMAT：Disaster Medical Assistance Team）

イ 災害拠点病院は、次の2種類で構成するものとする。

- (ア) 基幹災害拠点病院

県内では前橋赤十字病院が指定されている。

- (イ) 地域災害拠点病院

県内の二次保健医療圏ごとにそれぞれ必要に応じて指定されている。

本町を含む伊勢崎保健医療圏においては、伊勢崎市民病院及び伊勢崎佐波医師会病院が指定されている。

ウ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能を有するものとする。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄等

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

### 3 消火活動体制の整備

(1) 組織対策

ア 公設消防力

火災による被害を最小限度に食い止めるためには、火災の早期覚知、早期出動が最も重要である。そのためには、消防体制が常備体制にあることが最も望ましい。

本町においては伊勢崎市に委託した常備体制が確立されており、消防事務の充実を推進する。

イ 人的消防力

消防団員の確保に努めるとともに、訓練等を通じ、団員の技術・資質の向上を図る。

ウ 自衛消防力

会社、工場及び事業所等の自衛消防力の充実強化を図るため、必要な消防体制と施設の整備充実を指導する。

エ 予防消防力

自主防災組織等の育成強化を図る。

(2) 施設の整備

ア 消防水利の多様化

町は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ 関係機関等との連携強化

町は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

ウ 消防用機械・資機材の整備

町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(3) 危険区域等の事前調査及び周知徹底

町は、災害にともなう危険区域のうち、おおむね次の掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、災害発生直後は直ちに警戒、巡視等を行う。

ア 住宅密集地等の火災危険区域

イ 浸水危険区域

(4) 火災対策計画の樹立

災害による火災の防御活動及び住民救助活動を適切かつ効果的に実施するため、火災対策計画を整備する。

この場合、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

ア 消防団員等の動員体制の確立

消防活動を効果的に実施するため、消防団員等緊急参集体制を整備する。

- イ 消防水利の確保  
災害発生時の消火栓等の使用不能に備え、耐震性貯水槽、河川等消防水利の確保を図る。
- ウ 初期消火対策  
住民に対する、災害発生時の火気の取扱い、初期消火の重要性の事前啓発の徹底を図る。
- エ 緊急救助体制の確立  
災害発生時における倒壊家屋内の住民救出及び要配慮者等の緊急救助体制の確立を図る。

## 第11節 緊急輸送活動体制の整備

環境安全課・都市建設課

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

### 1 輸送拠点の確保

町は、地域防災センターのうち輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。  
なお、輸送拠点の選定に当たっては、臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

### 2 ヘリポートの確保

大規模災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、町は、地域防災センターのうち臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

### 3 緊急輸送道路ネットワークの形成

大規模災害時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県が、県警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」を指定している。したがって、町では、これらの道路に連絡する町道等の整備を推進するものとする。また、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進に努めるものとする。

### 4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

町は、町が管理する緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。  
また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

## 5 消防活動の困難を解消するための道路整備

町は、消防活動が困難である地域の解消に資する道路を整備するものとする。また、住宅密集地等で道路が狭く、消防活動が困難である地域の拡幅改良等道路の整備を図るものとする。

## 6 道路の応急復旧体制等の整備

(1) 町は、町が管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。

(2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。

(3) 町は、町が管理する道路について、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

## 7 運送事業者等との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するとともに、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

## 8 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

### 本節の関係資料

資料6 緊急輸送道路一覧表

資料7 ヘリポート予定地一覧表

資料12 燃料取扱機関一覧表

## 第12節 避難の受入体制の整備

健康福祉課・環境安全課・都市建設課・学校教育課

### 1 指定緊急避難場所等の定義

(1) 指定緊急避難場所等の定義は以下のとおりである。

指定緊急避難場所	災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難施設である。防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を勘案して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、洪水、地震、その他の異常な現象の種類ごとに指定する。
指定避難所	災害時に一定期間滞在するための施設である。災害の発生時における被害者の滞在先となるべき適切な施設の円滑な確保を図るため、生活環境等の確保に関する一定の基準を満たす施設を指定する。

福祉避難所	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で一般の避難所における生活で何らかの特別な配慮を必要とする者で、要配慮者が必要な生活支援や相談等を受けられるように、特別な配慮を行うことができる施設を指定する。
-------	--

## 2 指定緊急避難場所

### (1) 指定緊急避難場所の指定

ア 町は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

### (2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

## 3 指定避難所

### (1) 指定避難所の指定

ア 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、文化センター、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

### (2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

### (3) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

町は、指定避難所として指定している学校について、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調

整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、町は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校を指定避難所として開設する事態になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 町は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

イ 町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

ウ 町は、指定避難所となっている指定管理施設について、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

オ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(5) 避難所におけるペットの取り扱いの考え方

災害時は、小学校・中学校体育館等の屋内を指定避難所、校庭等の屋外を指定緊急避難場所として指定する。災害時は子どもや老人、妊婦、病人等が優先されるため、ペット同伴で避難される場合は、校庭等の屋外への持ち込みは可能であると考えが、体育館等の屋内への持ち込みは原則としてできないものとして取扱う。

屋外でのペットスペースの確保については、地域の自主防災組織や避難場所責任者が話し合いを行い、避難者の合意に基づいて決定していくことであるとする。

(6) 物資の備蓄

町は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

町は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(8) 福祉避難所



- ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- ウ 町は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- エ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### 4 応急仮設住宅等

##### (1) 資機材の調達・供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくよう努めるものとする。

##### (2) 用地供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、災害危険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくよう努めるものとする。

##### (3) 学校の教育活動への配慮

町は、応急仮設住宅の予備用地として定める学校について、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

##### (4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

町は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

#### 本節の関係資料

資料4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

資料5 指定福祉避難所一覧表

資料13 応急仮設住宅建設予定地一覧表

## 第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

環境安全課

### 1 備蓄計画

- (1) 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土嚢袋及びその他の関連資機材の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を

組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。

- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 町は、各家庭において「最低限3日間、推奨7日」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

## 2 調達計画

町は、県と相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

## 3 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

町は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

### 本節の関係資料

資料12 燃料取扱機関一覧表

# 第14節 広報・広聴体制の整備

企画課・環境安全課

## 1 広報体制の整備

- (1) 町は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報にあたっては、おおむね次の事項に重点を置いて行う。

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
避難指示等の内容	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
指定緊急避難場所等の所在地・対象地区	各種相談窓口
避難時の注意事項	住民の安否

イ 広報は、メール配信システム、ホームページ、広報車等により行い、必要に応じ報道機関への情報提供、チラシ等により速やかに行う。

## 2 広聴体制の整備

町は、住民等からの問い合わせや相談等に対応する窓口の設置等を行い、適切な応急対策の推進に努める。また、被災者、要配慮者等のニーズの把握に努め、情報の収集・整理を行う。

## 3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

町は、県や国と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する

情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるものとする。

## 第15節 二次災害の予防

環境安全課・都市建設課

### 1 被災宅地危険度判定士の確保

- (1) 県は、宅地が被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録の施策を推進するものとする。
- (2) 県及び町は、被災宅地危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。

## 第16節 複合災害対策

環境安全課

### 1 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

### 2 複合災害時の災害予防体制の整備

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

### 3 複合災害を想定した訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

## 第17節 防災訓練の実施

健康福祉課・環境安全課

町は、県や自衛隊等国の機関と協力するとともに、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

### 1 総合訓練

町は、県及び関係機関と合同し、自主防災組織、住民等の参加を得て、各種応急対策を総合しておおむね次の訓練を実施する。

また、訓練終了後には事後評価を行い、必要に応じ体制等の改善を図る。

訓練の種目	訓練実施機関
予警報等の伝達訓練	気象機関、県、町、水防機関、警備機関、通信機関
避難訓練	町、水防機関、消防機関、警察機関、区長会等
救出訓練	水防機関、消防機関、警察機関、自衛隊
医療訓練	県、町、日赤、その他医療機関
防疫訓練	県、町
炊き出し救助訓練	県、町、自衛隊、区長会等
水防訓練	水防機関、消防機関
消防訓練	消防機関
地震訓練	県、町、自衛隊、水防機関、消防機関、警察機関、日赤その他医療機関、区長会等

## 2 非常招集訓練

町は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするため、非常招集訓練を実施する。

## 3 個別防災訓練の実施

- (1) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行うものとする。
- (2) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (3) 町は、災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努めるものとする。

## 4 広域的な訓練の実施

町は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、県及び他の市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むよう努めるものとする。

## 5 図上訓練の実施

町は、関係職員の状況判断能力等災害対応能力の向上を図るため「図上訓練」を適宜実施するものとする。

## 6 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 町は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 第18節 資材、器材等の点検整備

環境安全課

町長及びその他防災関係機関の長又は管理者は、保有する災害応急対策に必要な資材、器材ならびに施設を災害時に、その機能を有効に使用できるよう常時次により点検整備を行う。

### 1 点検整備を要する主たる資材、器材等

- (1) 水防用備蓄資材、器材
- (2) 救助法による被服等生活必需品
- (3) 救助用資材、器材及び医療品等
- (4) 避難設備
- (5) 防疫用資材、器材
- (6) 給水用資材、器材
- (7) 消防用資材、器材
- (8) 備蓄食料
- (9) たん水防除用資材
- (10) 災害警備実施活動用資材、器材
- (11) その他電気、ガス、水道、通信、気象観測、交通施設復旧に必要な資材、器材

### 2 実施機関

資材、器材等を保有する各機関とする。

### 3 実施期日

各機関は、毎年5月（警察を除く。）中に実施し、整備を完了する。ただし、災害事案発生のおそれがある場合は、状況に応じ随時実施する。

### 4 実施内容

点検、整備は次の事項に留意し実施する。

- (1) 資材、器材等
  - ア 規格ごとの数量の確認
  - イ 不良品の取り替え
  - ウ 薬剤等の効果測定
  - エ その他の必要な事項
- (2) 機械類
  - ア 不良箇所の有無及び故障の整備
  - イ 不良部品の取り替え
  - ウ 機能試験の実施
  - エ その他の必要な事項

## 第3章 町民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、災害時に、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、町等が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって町は、気候変動の影響も踏まえつつ時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

### 第1節 災害被害を軽減する町民運動の展開

環境安全課・経済産業課・学校教育課・生涯学習課

災害から安全・安心を得るためには、自助、共助、公助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動を展開する必要がある。

#### 1 防災（減災）活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
  - ア 地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
  - ア 総合防災マップの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
  - ア 学校教育の充実
  - イ 一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
  - ウ 公民館の防災講座の開催など
- (5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ

#### 2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
  - ア 実写やシミュレーション映像の活用
  - イ 過去の災害体験談の収集、活用
  - ウ 郷土の災害史の継承（石碑やモニュメントの活用等）
  - エ 防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

#### 3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) 商店街における防災意識の醸成
- (3) 事業継続計画（BCP）への取組の促進

#### 4 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

#### 5 町民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

- (1) 町民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

## 第2節 防災思想の普及

健康福祉課・環境安全課・学校教育課・生涯学習課

地域住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、本計画に定めるところにより、災害多発期前その他必要に応じ効果的に実施する。

### 1 防災知識の普及担当機関

防災知識の普及及び広報事務については、担当するそれぞれの機関において、適宜の方法により行う。町においては環境安全課及び関係部署において実施する。

### 2 防災知識普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体の利用等により行う。

- (1) 町広報誌、広報資料等による普及
- (2) 総合防災マップの作成及び配布等による周知
- (3) 映画、スライド等による普及
- (4) 広報車による普及
- (5) 講習会、展示会、展覧会等の開催による普及

### 3 防災知識の普及

町は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 本計画の周知  
玉村町防災会議が本計画を作成又は修正したときは、その概要を周知するものとする。
- (2) 風水害及び雪害の危険性
- (3) 地域の災害リスクと災害時にとるべき避難行動

- (4) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。
- (5) 早期避難の重要性
- (6) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- (7) 家庭防災会議の開催
  - 災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
  - ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割（誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。）
  - イ 家族間の連絡方法
  - ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認（避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。）
  - エ 安全な避難経路の確認
  - オ 非常持ち出し品のチェック
  - カ 自動車へのこまめな満タン給油
  - キ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法
  - ク 避難指示等避難情報の入手方法
  - ケ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
  - コ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
  - サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (8) 非常持ち出し品の準備
  - ア 「最低限3日、推奨7日」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
  - イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
  - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等）
  - エ 携帯ラジオ
  - オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））
  - カ 衣類（下着、上着、タオル等）
  - キ 感染症対策用品（マスク、消毒液、体温計等）
- (9) 避難時の留意事項
  - ア 川べりに近づかない。
  - イ 避難方法
    - 徒歩で避難する。
    - 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
  - ウ 応急救護
    - 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
  - エ 避難協力
    - 自力での避難が困難な人がいたら、地域の人々が協力し合って避難に協力する。
  - オ 出火防止及び初期消火



- (10) 正しい情報の入手  
ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。  
町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (11) 電話等に関する留意事項  
ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。  
イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- (12) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (13) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

#### 4 理解しやすい防災情報の提供

町及び前橋地方気象台は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

#### 5 学校教育による防災知識の普及

- (1) 町は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材（副読本）の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。  
特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (2) 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

#### 6 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、総合防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

#### 7 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

町は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

#### 8 防災訓練の実施指導

町は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

## 9 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 10 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

## 11 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

## 12 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

## 13 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

# 第3節 町民の防災活動の環境整備

健康福祉課・環境安全課・経済産業課

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、これに加えて、地域住民の一人一人が防災についての正しい知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自ら守る」という意識が必要である。住民はこの意識を持って、日ごろから食料の備蓄など、自主的に災害に備えるとともに、町が行う消火・救援活動などの防災活動と連携・協力し、被害を軽減するため、防災知識・技能を身につけ、家庭、地域、職域等で実践し、住民自ら被害の事前防止及び拡大防止に努めなければならない。

さらに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

## 1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

### (1) 消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

### (2) 水防団、水防協力団体の育成強化

町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体とし

て指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

(3) 自主防災組織の育成強化

町は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努めるとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

(4) 自主防犯組織の育成強化

町は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

## 2 自主防災組織の活動

地域における防災対策は、町内会あるいは学区単位に、「自分たちの町は、自分たちで守ろう」との住民の連帯意識に基づき結成された自主防災組織により共同して実施することが効果的である。このため自主防災組織は、地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図るものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

イ 火気使用設備器具等の点検

ウ 防災に必要な物資及び資器材の備蓄

エ 防災訓練の実施

(2) 災害時の応急活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止及び初期消火

ウ 要配慮者をはじめとする住民の避難・誘導

エ 被災者の救護・救出、その他の救助

オ 給食及び給水

カ 衛生

## 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時におけるボランティア活動の啓発

町は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

町は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」の設置に努め、ボランティアの自主性を尊重しつつ、

災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

町は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立するよう努めるものとする。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するよう努めるものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

#### 4 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町及び県が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

(1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

(2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携

して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、町や県が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ町や県と協定を締結するなど、平時から町や県との連携に努める。

また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行うものとする。

- (4) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (5) 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (6) 町及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、町は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (7) 町は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。
- (8) 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。
- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (10) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (11) 町及び玉村町商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

## 5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築

等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

本節の関係資料
---------

資料8 要配慮者利用施設一覧表

## 第4章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者対策

健康福祉課・子ども育成課・環境安全課・学校教育課

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受けられる可能性が高まっている。

このため、町、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

＜用語の定義＞

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者であり、具体的には以下のとおりとする。

- ・要介護認定者（要介護3～5）
- ・身体障害者手帳1・2級を所有する者
- ・療育手帳Aを所有する者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所有する者
- ・ひとり暮らしの高齢者（75歳以上を基本情報とします。）
- ・その他、町長が特に必要があると認めた者

#### 1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

過去の大規模な災害においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

- (1) 町は、内閣府作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 町は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係

る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、総合防災マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する、住所、氏名、性別、年齢、生年月日、避難行動要支援者区分、電話番号、緊急時の連絡先、避難支援者の有無、その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を記載し、又は記録する。

個人情報の入手方法は、次に掲げる健康福祉課等の通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

また、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報が名簿の作成に必要ながあると認められるときは、県知事に対して情報提供を求める。

ア 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。

イ 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害支援区分情報等により把握する。

ウ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、一人暮らし高齢者基礎調査のデータにより把握する。

エ 民生・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。

オ 福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する。

カ 避難行動要支援者本人から同意を得て把握する。

## 2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

(1) 町は、本計画に定めるところにより、以下の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

ア 自主防災組織

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉協議会

エ 消防機関

オ 県警察

カ 上記のほか避難支援に携わるもので町長が避難支援に関し必要と認める者

(2) 町は、本計画に定めるところにより、上記の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載された情報（以下、「名簿情報等」とする。）は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報等の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすこと



は、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報等に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報等の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした本制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

こうした考えから、名簿情報等の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに本制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報等の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、町は、名簿情報等を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報等に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じるものとする。

また、名簿情報等の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催する、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明するなど、個人情報の取扱いについて周知徹底を図るものとする。

- (4) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (5) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

### 3 緊急連絡体制の整備

町は、在宅の要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるように要配慮者への情報伝達に配慮する必要がある。要配慮者への情報伝達については、避難支援等関係者による伝達方法が重要かつ実行力のある伝達手段であるため、地域の実態にあわせ家族や地域の協力のもとに災害緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制の確立を図るものとする。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は多様な情報伝達の手段を確保するよう努めるものとする。

### 4 避難体制の強化

町は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

#### (1) 避難指示等の伝達体制の整備

町長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

#### (2) 避難誘導體制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。

#### (3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指

定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の整備

福祉避難所の整備にあたっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

5 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

6 環境整備

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

7 人材の確保

町は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

8 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

本計画において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施設の種類
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設

⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設 イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校 ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第1号に基づく施設】 無料低額宿泊所 エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性(洪水等)の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)
- オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(4) 町の支援

ア 町は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性(洪水等)を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。

イ 町は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。

ウ 町は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。

エ 町は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

(5) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の自衛水防

要配慮者については、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等は水防法第15条の3により避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を行うものとする。また、自衛水防組織の設置に努めるものとする。

## 9 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

- (1) 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- (2) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- (3) 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

## 10 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

## 11 防災教育及び啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

## 12 防災と福祉の連携

町は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

### 本節の関係資料

資料5 指定福祉避難所一覧表

資料8 要配慮者利用施設一覧表

## 第5章 その他の災害予防

### 第1節 罹災救助基金の積立て

総務課

町は、災害救助関係の費用の支弁に要する財源に充てるため、罹災救助基金の的確な運用を図る。

#### 1 運用方法

確実な銀行への預金又は災害救助法23条第1項に規定する救助の実施に要する給与品の事前購入に充てる。

#### 2 基金の管理

- (1) 罹災救助基金の管理は町が行い、管理に要する費用は罹災救助基金から支出する。
- (2) 罹災救助基金の設置管理及び処分については、「玉村町罹災救助基金の設置及び処分に関する条例」の定めるところによる。

### 第2節 災害廃棄物対策

環境安全課

#### 1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (2) 町は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (3) 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (4) 町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

### 第3節 罹災証明書の発行体制の整備

税務課

#### 1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

## 第4節 学校の災害予防対策

### 学校教育課

学校施設の災害予防については、学校建物の公共性、教育効果の向上及び本町の地域性等を十分考慮し、災害発生を未然に防止し、常時その防除措置を行って恒久的な災害予防に努める。

#### 1 学校建物の維持管理

小学校、中学校及び高等学校の管理者は、建物について、平時から十分な維持管理を行い、災害の防除に努めるものとする。

#### 2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の次のような施設について、平時から十分な維持管理を行い、災害の防除に努めるものとする。

- (1) 国旗掲揚塔や野球のバックネット等相当の高さまたは容量のあるものは、その安全度を確かめ、危険と認められるものは必ず補強工事等を実施する。
- (2) 比較的飛散しやすい器具、機械等については、常時格納できる体制を整える。
- (3) 災害防除のために必要な施設等は、平時に整備し、特に消防設備等については、いつでも使用できるよう体制を整える。
- (4) 建物以外の要補修箇所は、定期点検及び臨時点検を実施し、常時その補修又は補強に努め、災害防除施設、設備の整備を期する。

## 第5節 文化財の災害予防対策

### 生涯学習課

災害から文化財を守るため関係者に対し、次により指導を実施する。

#### 1 建造物の予防対策

指定文化財建造物については、災害による滅失、き損を防止するため町教育委員会は、町、消防、警察等の関係機関と協議し、所有者、管理団体に対し、次の事項を指導し実施する。

- (1) 防火管理の体制を完備させる。
- (2) 環境の整理整頓を実施させる。
- (3) 火の使用を特に注意させ、場合によっては制限させる。
- (4) 火災の危険個所の早期発見と、その個所の改善を早急に行う。
- (5) 火災警戒には特に厳重に行う。
- (6) 消火・警報設備を完備する。
- (7) 避雷装置を極力設置する。
- (8) 消防用水の確保措置を講じるとともに、消防自動車の進入路を確保する。
- (9) 消火壁、防火戸の設置を指導する。
- (10) 自衛消防組織の訓練を実施する。
- (11) 消火へい、防火帯を設ける
- (12) 耐震強度に留意し、所要の保存修理を行っておく。

(13) き損等の事故防止措置を講ずる。

## 2 美術工芸品等の予防対策

美術工芸品等は、極力耐火、耐震性の収蔵庫に保管するとともに特に重要なものについては、建造物と同様な防火設備を整備するよう指導する。

## 3 史跡、名所、天然記念物等の予防対策

(1) 前項1・2と同様な措置を講ずる。

(2) 災害時の土砂流出等による被害を防止するため、平常管理を強化するよう指導する。

本節の関係資料
---------

資料14 指定文化財一覧表

## 第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県は、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

## 第1章 災害発生直前の対策

風水害及び雪害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

### 第1節 警報等の伝達

#### 環境安全課

県及び前橋地方気象台から、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報が、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、発表・伝達される。

また、前橋地方気象台は、警報等の発表に当たっては、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える大雨・洪水警報の危険度分布(キキクル)等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足するものとする。

#### 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害



が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおりである。なお、本町を対象とした発表基準は資料編に示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当

	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
--	-------	--

(注)

- ア 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
- イ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
- ウ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。また、浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村（二次細分区域）とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある（市町村等をまとめた地域）。



府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域 (市町村)
群馬県	北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
		吾妻地域	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
		伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
		高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

気象庁が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。

警報の危険度分布等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> </ul>

	・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県南部または北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

2 気象業務法に基づく府県気象情報等

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する(1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合)。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

3 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を知事に通報するものとする。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行うものとする。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)

(3) 火災気象通報は、注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

#### 4 消防法に基づく火災警報

町は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発するものとする。

#### 5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

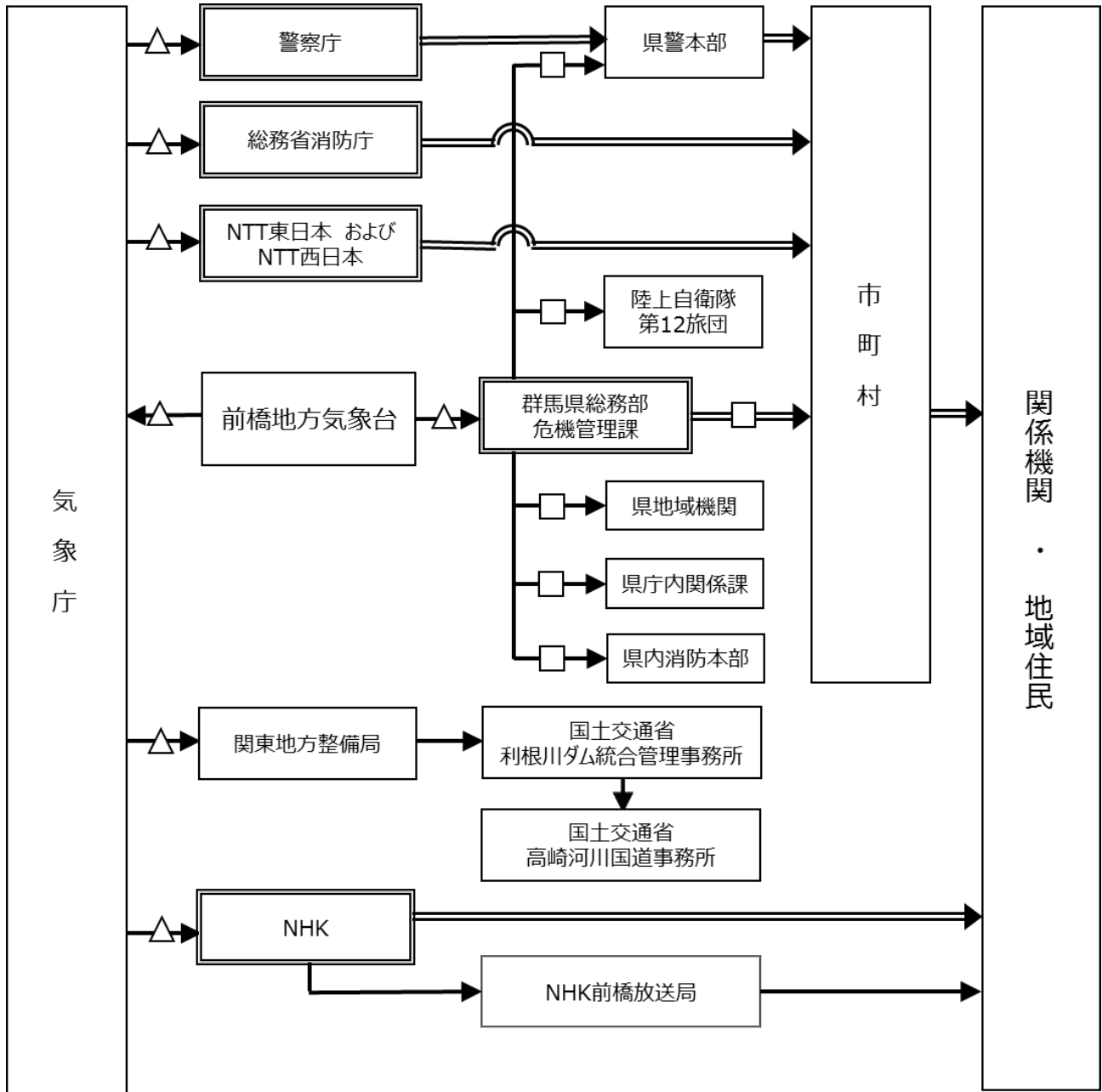
(玉村町水防計画の定めるところによる。)

#### 6 河川状況の情報提供

- (1) 県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに町に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。
- (2) 県は、町による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

#### 7 気象情報の伝達系統

- (1) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段  
前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



※ 各種防災気象情報は前橋地方気象台から配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

(2) 警報等の受信及び伝達

ア 勤務時間中における受信及び伝達者は次のとおりとする。

防災主管課が受信し、必要に応じて関係各課、消防団、関係団体等に伝達する。

県(危機管理課) 県(河川課) (伊勢崎土木事務所) 前橋地方気象台 関東地方整備局 (利根川上流河川事務所) (高崎河川国道事務所) 下久保ダム	→	玉村町 (防災主管課)	→	各課・局 (総務課経由) 町長 副町長 (教育委員会経由) 教育長
玉村消防署 伊勢崎市消防本部(通信指令課)	→ ←			消防団
		→		

関係機関から、県防災行政無線FAX、NTT FAX、下久保ダム専用FAX、県防災行政無線、NTT電話等により、得た情報を、防災主管課(環境安全課)から、各課・局に発信する。

イ 勤務時間外における措置

警備会社をもって受信及び伝達にあたる。

警備会社→(電話転送)総務課長→防災主管課長→(連絡員)→本部組織編成による各班長→所属班各課長→所属職員

(3) 水防法に基づく伝達系統

(玉村町水防計画の定めるところによる。)

8 住民等に対する気象情報等の周知

町は、県から注意報又は警報等の伝達を受けたときは、災害が発生する危険性が高い地域の住民等に対し、次の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、県が、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、県は直ちに町に通知し、町は直ちに住民等に周知するものとする。

- (1) 広報車等による広報巡回
- (2) サイレン、警報等による方法
- (3) 伝達組織(区、防災組織等)を通ずる方法
- (4) メール配信システム等による方法

本節の関係資料

資料9 警報・注意報発表基準一覧表

資料10 洪水予報の実施区間・基準水位等



## 第2節 避難誘導

健康福祉課・環境安全課

### 1 避難指示等

#### (1) 避難指示等の発令

- ア 町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。
- イ 町は、住民に対する避難指示等の発令にあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- ウ 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の地域防災センター等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- オ 町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。
- カ 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- キ 町長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。
- ク 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりである。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。
- ケ 町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、助言を受けることができる。また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

表 1

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第 56 条)	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第 4 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいなくて、
緊急安全確保	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

表 2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
【警戒レベル 4】 避難指示	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>

(2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(3) 伝達方法

避難指示等は、メール配信システム、広報車、サイレン、ハンドマイク、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。あわせて、ホームページへの掲載、報道機関への依頼等による周知に努める。また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(4) 避難指示等の発令基準

避難指示等の判断・伝達基準については、別に定める「避難判断・伝達マニュアル」により、発令基準を、予め設定し運用する。

(5) 町から関係機関への連絡

町は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（伊勢崎行政県税事務所を經由して危機管理課、伊勢崎行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課）、警察機関、消防機関等に連絡するものとする。

(6) 避難指示等の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## 2 避難誘導

町は、消防機関、警察機関及び自衛隊と相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

## 3 要配慮者への配慮

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

## 4 警戒区域の設定

(1) 町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第1項の規定

に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(伊勢崎行政県税事務所を經由して危機管理課、伊勢崎行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、警察機関、消防機関等に連絡するものとする。

本節の関係資料

資料4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

資料5 指定福祉避難所一覧表

### 第3節 広域避難

#### 環境安全課

災害が発生するおそれ段階において、予測される被害が広域にわたる場合、県内の他市町村や他都道府県の市町村への立ち退き避難が必要となることが想定される。

このため、以下に、広域避難が必要となった場合の手續等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域避難を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、被災した町は、他市町村等へ住民の広域避難に係る協議を行う段階等において、県へ広域避難に係る情報を適宜報告するものとする。

#### 1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 町は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村(以下本項目において「協議先市町村」という。)は、当該避難者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、(1)による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供するものとする。
- (4) (3)の場合において、協議先市町村は、当該市町村において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者等に通知するとともに、町長に通知

するものとする。

- (5) 町長は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

## 2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、1(1)の場合において、他の都道府県内の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県と当該要避難者の受入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 県は、協議先の都道府県からの通知（協議先の都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した要避難者を受け入れるべき避難場所の決定に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を町に通知するものとする。
- (3) 町は、(2)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するものとする。

## 3 町による県外広域避難の協議等

- (1) 町は、2(1)の場合において、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村に直接協議するものとする。
- (2) 町は、(1)の協議をするときは、あらかじめ、その旨を県に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) 町は、都道府県外協議市町村から要避難者を受け入れるべき避難場所の決定通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び現に要避難者を受け入れている避難場所を管理する者等に通知するとともに、県に報告するものとする。

## 4 広域避難に係る助言

町は、必要に応じて、県に対して、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を求めるものとする。

# 第4節 災害未然防止活動

環境安全課・経済産業課・都市建設課・上下水道課

## 1 水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施するものとする。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

## 2 堰、水門、ポンプ場等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者その他の堰、水門、ポンプ場等の管理者は、洪水、豪雨の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を町及び伊勢崎警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

## 第5節 物資及び電力確保に関する事前対策

環境安全課

### 1 物資調達・輸送等に関する事前対策

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

## 第6節 事前措置及び応急措置に関する計画

環境安全課

町に災害が発生し、又は発生しようとしているときの事前措置及び応急措置に関する取扱いは次による。

### 1 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令等の定めるところにより、次の措置をとる。

#### (1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

ア 消防機関、水防団に対して出動準備をさせ、もしくは出動を命ずること。

イ 町内の災害対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請もしくは求めること。（警察官の出動を求める場合は、伊勢崎警察署長を経て警察本部に対して行う等）

#### (2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者にたいし、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

#### (3) 避難の指示等

第2部第1章第2節「避難誘導」に定める。

#### (4) その他応急措置等

町長の応急措置に関する事項は、おおむね次のとおり。

ア 町長の応急措置に関しての責任（災害対策基本法第62条第1項）

イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条・36条、水防法第14条）

ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項）

エ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条第2項、災害対策基本法施行令25～27条）

オ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第17条、水害予防組合法第49条・50条第2項）

カ 措置命令（警職法第4条）

キ 災害対策基本法第63条第2項に規定する町長の委任を受けて町の職権を行う町長の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡する。

#### (5) 損失補償

町長は、（4）ウにより町長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分に

より生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。

(災害対策基本法第82条第1項)

(6) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

町は、町長又は警察官もしくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、業務従事命令により玉村町の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり又は傷害の状態になったときは、その者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。

(災害対策基本法第84条第1項、災害対策基本法施行令第36条第1項)

## 2 町の委員会ならびに委員の応急措置

町の委員会又は委員、町内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、玉村町に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、町長の所轄の下に、その所轄事務もしくは所轄事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。(災害対策基本法第62条第2項)

## 第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害又は雪害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

### 第1節 災害情報の収集・連絡

全ての課局

町は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告することで足りるものとする。

#### 1 町における災害情報の収集

町は、本計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。特に、安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(1) 被害等の調査は、次に掲げる班が被害状況を収・把握し、随時総務班に報告する。

調 査 事 項	調 査 班
人的被害	住民班
家屋被害	住民班
医療関係被害	救助班
社会福祉施設関係被害	救助班
防疫衛生環境関係被害	衛生班
公共土木施設関係被害	建設班
農業・畜産業関係被害	産業班
商工業関係被害	産業班
下水道施設関係被害	水道班
水道関係被害	水道班
学校教育関係施設被害	文教班
社会教育関係施設被害	文教班



文化財関係被害	文教班
町有財産被害	総務班
火災・水害関係被害	消防班（玉村消防署、玉村町消防団）

(2) 被害状況の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱ろう、重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

総務班は、各班、消防団、行政区長等からの災害情報を確実に受領・整理し、本部長に報告する。

(3) 被災世帯員数等については、現地調査のほか、住民登録と照合する等的確を期すること。

## 2 町における災害情報の連絡

町における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに伊勢崎行政県税事務所を經由して県危機管理課に報告する。

イ この際、伊勢崎行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。

報告の頻度は次による。

① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷-----人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水-----棟数、世帯数、人数

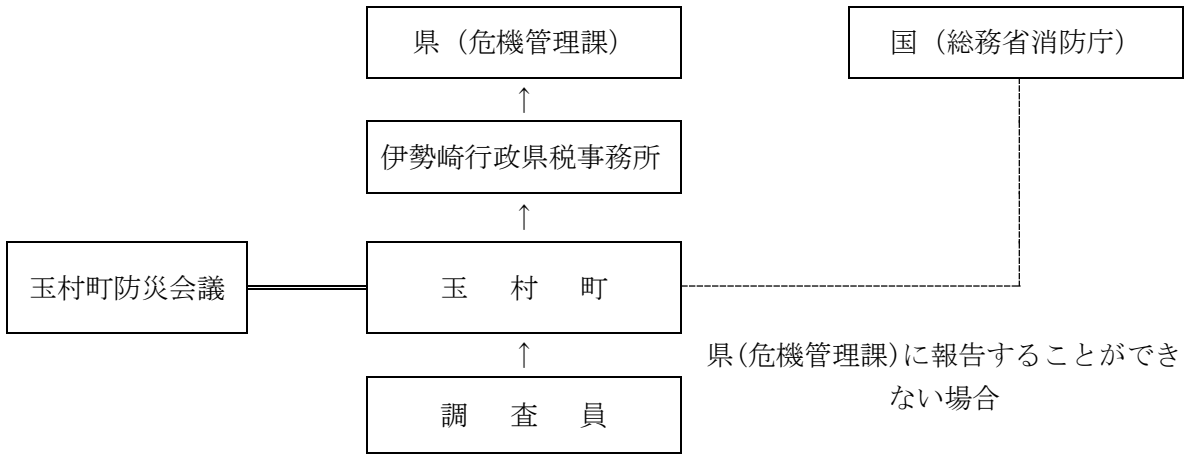
- 非住家被害のうち公共建物、その他-----名称
- その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水-----面積
- その他のうち文教施設、病院、清掃施設-----名称
- その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通-----名称、場所
- その他のうち水道、電話、電気、ガス-----戸数・回線数
- その他のうちブロック塀等-----箇所数
- 火災のうち建物-----棟数
- 火災のうち危険物その他-----名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

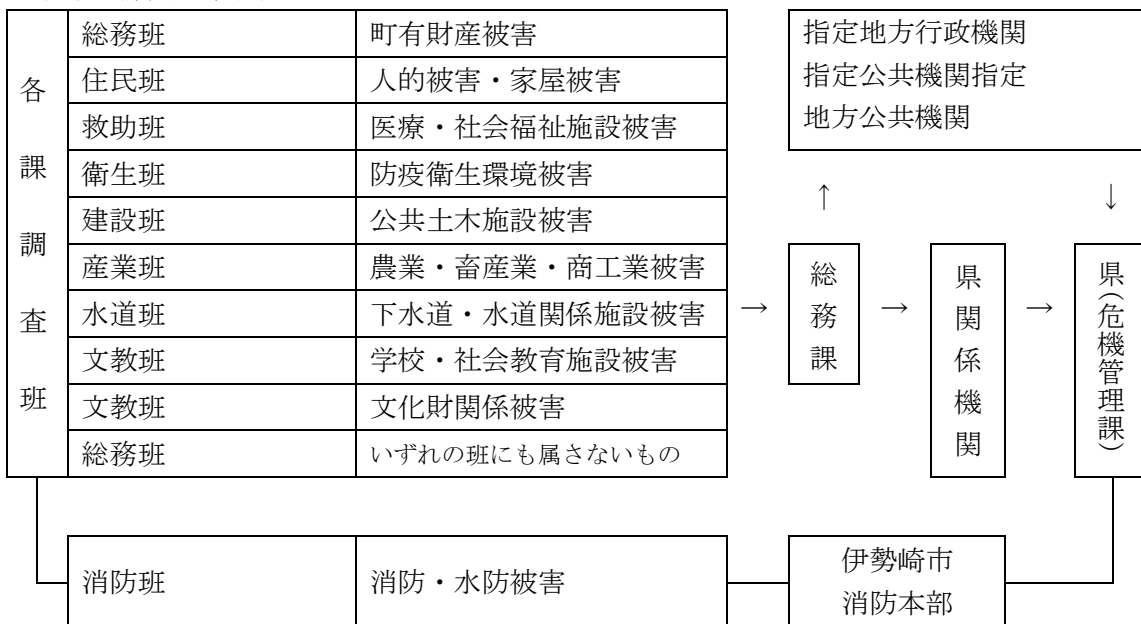
町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(4) 総括的系統図



(5) 部門別系統図



消防庁「応急対策室」（平日 9:30～18:15）

●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を fdma-sokuhou

電話 03-5253-7569、F A X 03-5253-7537

地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49013、F A X 048-500-90-49033

「宿直室」（上記時間以外） 電話 03-5253-7777、F A X 03-5253-7553

地域衛星通信ネットワーク 電話 048-500-90-49102、F A X 048-500-90-49036

- ・電子メールの件名は、【都道府県名・市町村名（又は消防本部名）】及び災害名（又は事故種別）を含むものとする  
こと。
- ・電子メールの本文への火災・災害等の概要の記載は不要である。

※消防庁連絡先 2(1)イ 関係。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊			棟	床下浸水		棟		
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ( )

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保			避難指示			高齢者等避難		
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。



## 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

## 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

## 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員をいうとする。

#### 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。



## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 第2節 通信手段の確保

環境安全課

### 1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

町及び電気通信事業者は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

### 2 緊急情報連絡用回線の設定

町及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（P S - L T E）、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

### 3 電気通信事業者による通信障害に関する情報の共有及び重要通信の確保

電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、町、県等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

### 4 災害時優先電話の利用

町は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために、あらかじめ登録された東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

### 5 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

#### (1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	町、県	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	町、県 指定地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

#### (2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備等	通信内容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

〈発信依頼手続〉（関東地方非常通信協議会の例示）

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。

ア 冒頭に「非常」と朱書きする。

イ あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

ウ 本文を200字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない。）

エ 末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

（3）アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

## 第3章 活動体制の確立

災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

### 第1節 災害対策本部の設置

全ての課局

玉村町災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

#### 1 設置の決定

町長は、次のいずれかに該当するときは、玉村町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の設置を決定する。

- (1) 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- (2) 県に、本町の区域に係る群馬県災害対策本部が設置されたとき。
- (3) 次の場合で町長が必要と認めたとき。

ア 町内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。

イ 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について町長による指揮が望ましい場合。

#### 2 設置場所

災害対策本部は、玉村町役場庁舎内に設置する。なお、災害の状況により庁舎内に設置できないときは、玉村町文化センターに設置する。

#### 3 廃止の決定

災害対策本部長(災害対策本部の長(町長))は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

#### 4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに伊勢崎市消防本部、伊勢崎警察署、県、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

#### 5 本部室

本部室は、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項をつかさどる。

#### 6 自衛隊連絡室

自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊に対する派遣要請及びこれに基づく自衛

隊の活動が適切に実施されるように、災害対策本部の設置とともに、同本部内に自衛隊の幹部が常駐する自衛隊連絡室を設置し、災害対策本部と自衛隊との連携を強化する。

## 7 本部連絡員

- (1) 本部長は本部連絡員を配置する。
- (2) 本部連絡員は、本部長の命を受けて各班相互間の連絡及び各種の情報収集の事務を担当する。
- (3) 本部室と各班の連絡は、本部連絡員を通じて行う。

## 8 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。  
また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

## 9 災害対策本部の活動の優先順位

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部が確立できない場合は、登庁した全職員が災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合は、先着上級幹部または総務課長）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行う。

- (1) 登庁職員の把握と任務付与
- (2) 通信、報告、連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名
- (3) 被害実態の把握（情報の収集）
  - ア 県からの収集
  - イ 伊勢崎警察署からの収集
  - ウ 玉村消防署からの収集
  - エ 報道機関からの収集
  - オ 消防防災関係機関からの収集
  - カ 職員の実査による収集
- (4) 被害状況の報告、連絡、応援要請
  - ア 県及び防災関係機関等への報告、連絡
  - イ 自衛隊、相互応援協定締結と検討に対する応援要請

## 10 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

### 本節の関係資料

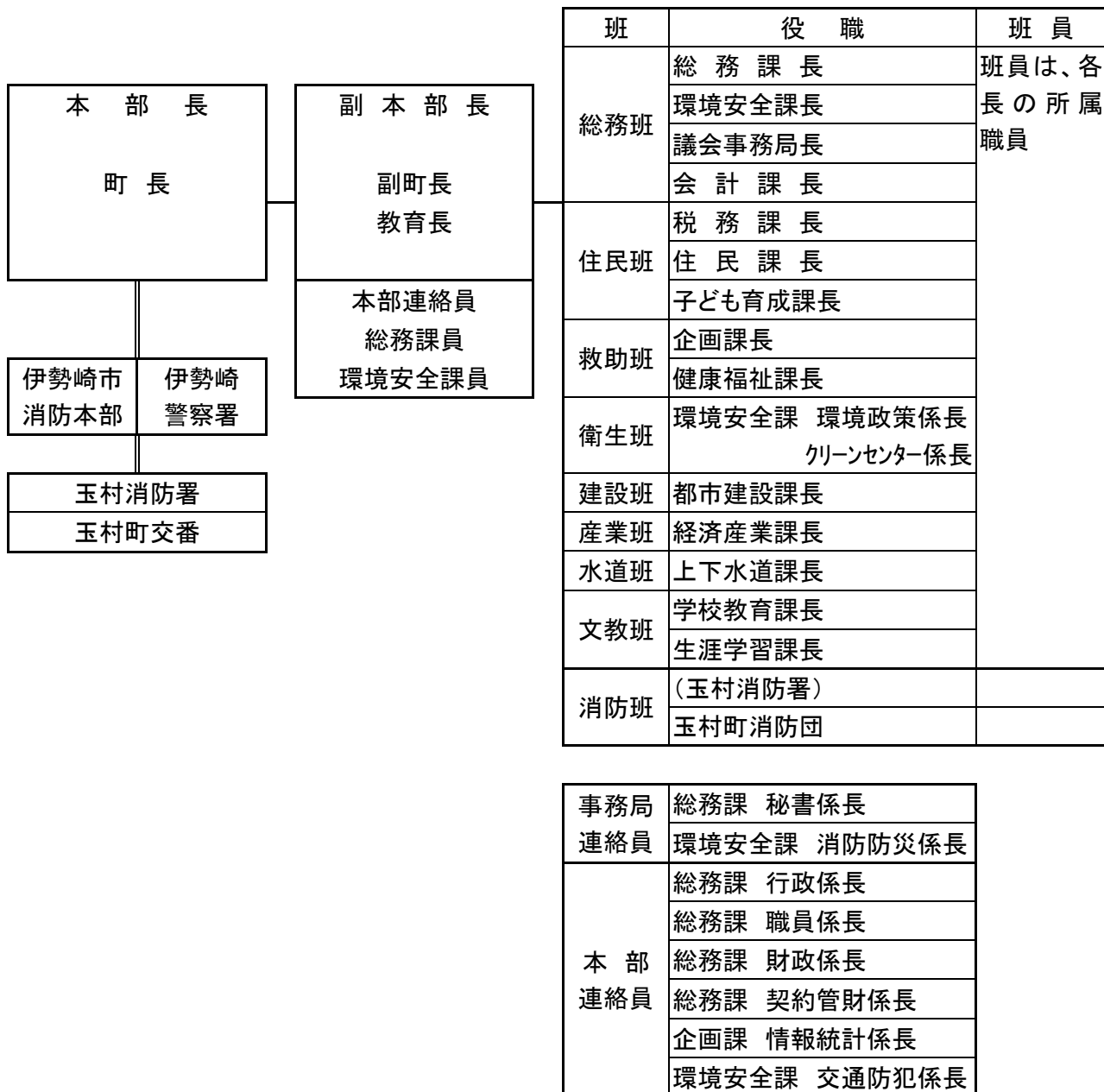
資料15 玉村町災害対策本部条例

## 第2節 災害対策本部の組織

全ての課局

### 1 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織系統は、次図のとおりとする。



### 2 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副町長、教育長の順とする。

### 3 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその

職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

#### 4 災害対策本部内の各班及び事務分掌

災害対策本部内の各班及び事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

(◎印は班長、その他は副班長とする)

班	事 務 分 掌
総 務 班 (◎総務課長) ( 環境安全課長) ( 議会事務局長) ( 会計課長)	1. 本部の庶務及び各班の総合調整に関すること 2. 国及び県関係機関との連絡調整に関すること 3. 防災会議との連絡調整に関すること 4. 消防機関及び消防団との連絡調整に関すること 5. 気象情報の受信及び伝達に関すること 6. 災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること 7. 町有財産関係の災害情報の収集及び災害復旧に関すること 8. 災害対策に係る予算措置に関すること 9. 町有車の集中管理及び人員、物資の輸送に関すること 10. 自衛隊及び県防災ヘリコプターの派遣要請に関すること 11. 災害の記録及び広報に関すること 12. 避難所の運営に関すること 13. 救援物資の保管及び受払いに関すること 14. 義援金品の募集及び配分に関すること 15. その他いずれの班にも属しない事項に関すること
住 民 班 (◎税務課長) ( 住民課長) ( 子ども育成課長)	1. 人的被害及び家屋、家財被害情報の収集に関すること 2. 避難所における避難者の誘導及び把握に関すること 3. 災害による町民税の減免に関すること 4. 罹災証明の発行に関すること 5. 外国人に対する情報提供に関すること
救 助 班 (◎健康福祉課長) ( 企画課長)	1. 災害救助の総合調整に関すること 2. 医療及び防疫関係の災害情報の収集に関すること 3. 避難所における避難者の健康状況の把握に関すること 4. 感染症等の予防に関すること 5. 心のケア等を含む健康保健相談に関すること 6. 炊出し等食料供給に関すること 7. 食品衛生の確保に関すること 8. 医薬品等救助物資の調達及び供給に関すること 9. 社会福祉施設関係の災害情報に関すること 10. 要配慮者の生活状況の確認及び配慮に関すること 11. ボランティア活動の支援及び調整に関すること 12. 関係機関との連絡調整に関すること
衛 生 班 (環境安全課 ◎環境政策係長 クリーンセンター係長)	1. 衛生環境関係の災害情報の収集に関すること 2. 環境汚染に係る災害応急対策に関すること 3. ごみ、し尿及び塵芥の処理に関すること 4. 関係機関との連絡調整に関すること

<p>建設班 (◎都市建設課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共土木施設関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 公共土木施設に係る災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>3. 建設業者に対する連絡調整及び協力要請に関する事</li> <li>4. 水防計画の実施に関する事</li> <li>5. 道路交通の禁止、制限及び交通の確保に関する事</li> <li>6. 町営住宅の災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>7. 応急仮設住宅の建設に関する事</li> <li>8. 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
<p>産業班 (◎経済産業課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業及び畜産関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 被災農地及び農業施設の応急措置に関する事</li> <li>3. 被害農作物の応急措置に関する事</li> <li>4. 被害農作物用農薬及び肥料の供給指導に関する事</li> <li>5. 被災畜産施設の応急措置に関する事</li> <li>6. 家畜の防疫に関する事</li> <li>7. 災害時における飼料の供給に関する事</li> <li>8. 応急食料等の調達配給に関する事</li> <li>9. 商工業関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>10. 燃料、生活必需品の調達及び供給に関する事</li> <li>11. 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
<p>水道班 (◎上下水道課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 水道施設に係る災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>3. 飲料水の確保及び供給に関する事</li> <li>4. 被災地の水質調査に関する事</li> <li>5. 下水道施設関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>6. 下水道施設に係る災害応急対策及び復旧に関する事</li> <li>7. その他水道事業全般に関する事</li> </ol>
<p>文教班 (◎学校教育課長) (生涯学習課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>2. 児童、生徒及び教職員の安全の確保に関する事</li> <li>3. 応急教育の実施に関する事</li> <li>4. 教科書、学用品等の調達及び配分に関する事</li> <li>5. 社会教育施設関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>6. 文化財関係の災害情報の収集に関する事</li> <li>7. 文化財に係る災害応急対策に関する事</li> <li>8. 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
<p>消防班 (◎玉村消防署長) (玉村町消防団長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災時の消火活動に関する事</li> <li>2. 水防その他災害の警戒、防御及び応急復旧に関する事</li> <li>3. 被災地における避難誘導、救出及び財産確保に関する事</li> <li>4. その他消防業務全般に関する事</li> </ol>

## 5 活動上の留意点

災害対策本部内の各班および事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に  
応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長又は班長の指示により、必要な活動を実施



するものとする。

### 第3節 災害警戒本部等の設置

全ての課局

#### 1 災害警戒本部の設置

災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、副町長及び防災主管課長が協議のうえ、必要と認めるときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 町内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- (2) 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

#### 2 災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の組織、編成は、副町長及び防災主管課長が協議のうえ、必要最小限の所要人員をもって対処するものとし、主として情報収集、関係機関との連絡調整、その他所要の警戒措置を行う。各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずる。

#### 3 災害警戒本部廃止の決定

副町長及び防災主管課長が協議のうえ、災害による被害の発生するおそれなくなり、警戒体制をとる必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

#### 4 設置及び廃止の通知

災害警戒本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに伊勢崎市消防本部、伊勢崎警察署、県、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

#### 5 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、小災害と判断した場合は、災害の種別によって最も被害の多い関係班を主体として処理するものとする。

### 第4節 職員の非常参集

全ての課局

#### 1 災害対策本部設置前の警戒配備

各課・局長は災害対策本部設置前においても常に気象状況、その他災害現象に注意し、災害発生に対処できるよう準備を整えておくこと。

#### 2 町における職員の非常参集

(1) 動員の決定

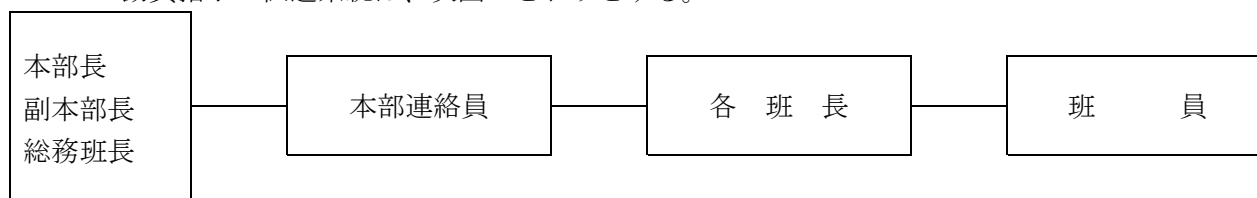
ア 町長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

【災害対策本部等を構成する各所属の動員基準】

配 備	配 備 基 準	配 備 内 容
初期動員	災害が発生し、又は警報、地震情報等が発表され、災害が発生するおそれがあり、必要と認められる場合	災害警戒本部を設置し、災害応急対策を実施できる体制 (原則として全職員の10%)
1号動員	相当規模の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、初期動員では対応できない場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施できる体制 (原則として全職員の25%)
2号動員	かなりの規模の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、1号動員では対応できない場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施できる体制 (原則として全職員の50%)
3号動員	大規模の災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、2号動員では対応できない場合	災害対策本部を設置し、全職員をあげて災害応急対策を実施できる体制 (全 職 員)

(2) 動員指示の伝達系統

動員指示の伝達系統は、次図のとおりとする。



(3) 動員体制の整備

各所属長は、所属職員一人一人に動員区分と職務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速・的確な動員が行われるよう、所属職員の動員計画表あるいは連絡系統図を作成し、常に動員体制の整備に努める。

(4) 動員指示の伝達方法

ア 本部長の決定に基づき、各班長に伝達するとともに、在庁時にあつては庁内放送を通じて庁内各班に伝達する。勤務時間外においては、職員緊急参集システム（電子メール）や電話等で伝達する。

イ 各班長は、配備及び動員の伝達を受けたときは、すみやかに所属班員に伝達するとともに、必要な事項を示達する。

(5) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、可能な限り役場に登庁する。出先の課長等は、施設の災害状況を把握した後、役場に登庁する。

(6) 登庁時の留意事項

登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部に報告すること。

(7) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

ア 本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき

イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるとき

なお、ア、イの場合は、所属長にその旨を報告し、さらにイの場合は、登庁可能となるまでの間、可能な限り地域の防災活動に従事するものとする。

### 3 平常業務の機能

3号動員体制下では、災害発生からの時間経過とともに、災害対策本部と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を開始する。

### 4 腕章及び標旗

本部の職員が災害応急対策活動に従事するとき及び本部で使用する車両には、活動の円滑化のため、次の腕章及び標旗をつける。

(1) 腕章

( 本 部 長 用 )

玉村町災害対策本部 本 部 長
--------------------

( 副 本 部 長 用 )

玉村町災害対策本部 副 本 部 長
----------------------

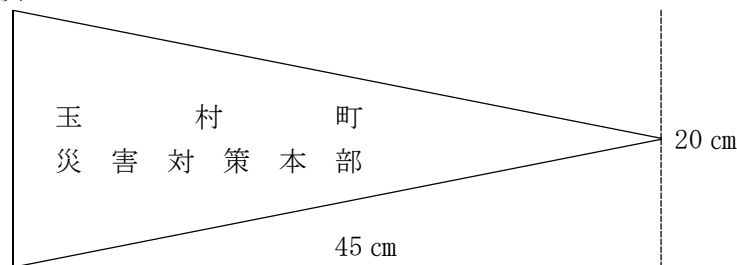
( 班 長 、 班 員 用 )

玉 村 町 災 害 対 策 本 部
----------------------

備考 1 腕章の大きさは、長さ 38 cm、幅 10 cm とする。

2 文字の色彩は黒色とし、地の色彩は白色とする。

(2) 標旗



備考 文字の色は黒色とし、地の色は黄色とする。

本節の関係資料

資料16 動員計画表

## 第5節 広域応援の要請等

### 環境安全課

#### 1 町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

##### (1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、町長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、町の指揮の下に行動するものとする。

##### (2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、町長が知事に対し応援を求める。

##### (3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

町は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

##### (4) 民間企業に対する応援の要請

町長は、災害が発生した場合、救援物資・応急復旧などに関して企業と締結している災害時における応援協定に基づき、応援を求める。

##### (5) 要請の手続き

次の事項を明らかにして、とりあえず口頭により要請を行い、後に文書をすみやかに提出する。

ア 被害の状況

イ 応援を受けたい生活必需物資、応急対策及び応急復旧に必要な資器材の品名、数量等

ウ 派遣希望技術職員等の職種別人員

エ 応援の場所及びその経路

オ 応援の期間

カ その他必要事項

##### (6) 経費の負担

応援を受けたときは、その応援のため要した経費は、町が全額負担する。

#### 2 町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

##### (1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、町長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、町長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

### 3 受援体制の確立

(1) 町は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。

(2) 町は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

### 4 広域的な応援体制

(1) 町は、災害時には、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(2) 町は、応援要請があったときは、自ら実施する応急対策等に支障がない限り、すみやかにこれに応じるものとし、平素から体制の整備に努める。

(3) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

### 5 国の機関及び県の代行措置

(1) 県は、災害対策基本法第73条の規定に基づき、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うものとする。

(2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うものとする。

#### 本節の関係資料

資料7 ヘリポート予定地一覧表

## 第6節 自衛隊への災害派遣要請

環境安全課

### 1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握  
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助  
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助  
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- (4) 水防活動  
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動  
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開  
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫  
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送  
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。  
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 給食及び給水  
被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 入浴支援  
被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 物資の無償貸付又は譲与  
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 危険物の保安及び除去  
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (13) その他  
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### 2 自衛隊の災害派遣要請に係る市町村長の措置

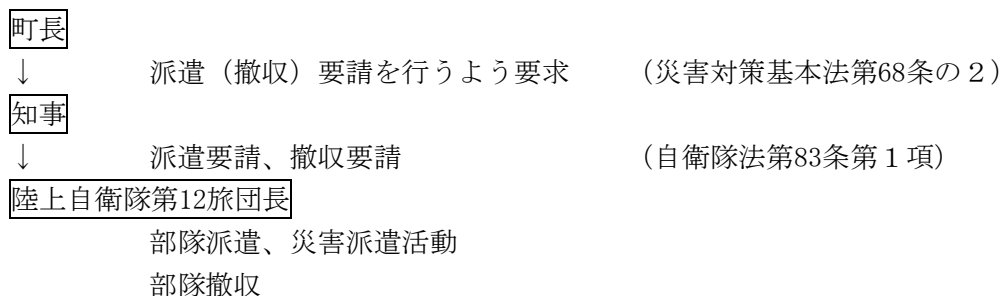
- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求するものとする。
- (2) (1)の要求は、次の様式に基づき文書で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

		年	月	日
群馬県知事	殿	玉村町長		印
自衛隊の災害派遣要請の要求について				
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。				
記				
1	災害の情况及び派遣を要請する事由			
2	派遣を希望する期間			
3	派遣を希望する区域及び活動内容			
4	その他参考となるべき事項			
	例) ・必要な車両、航空機、資機材			
	・必要な人員			
	・連絡場所及び連絡責任者			

- (3) 町長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び町の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び町の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 町長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

災害派遣（撤収）要請の主な流れは以下のとおりである。



### 3 派遣要請に対する自衛隊の対応

陸上自衛隊第12旅団長は、派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づき部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣するなど適切な措置を講ずるものとする。

### 4 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊

等を派遣(以下「自主派遣」という。)するものとする。

(2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
- エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合
- オ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

## 5 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の町及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

## 6 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定(災害対策基本法第63条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管しなければならない。



オ その他手続については、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(災害対策基本法第65条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

## 7 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて災害対策本部に町、県、県警察、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。

## 8 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

## 9 派遣部隊等の撤収要請

(1) 町長の撤収要請の要求

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

## 10 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた町が負担するものとする。

ア 宿泊施設の借上料

イ 宿泊施設の汚物処理費用

ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた町と自衛隊とで協議して定めるものとする。

(3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

(参考) 災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

本節の関係資料

資料7 ヘリポート予定地一覧表

資料11 派遣部隊の宿泊可能施設一覧表

## 第4章 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害及び雪害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

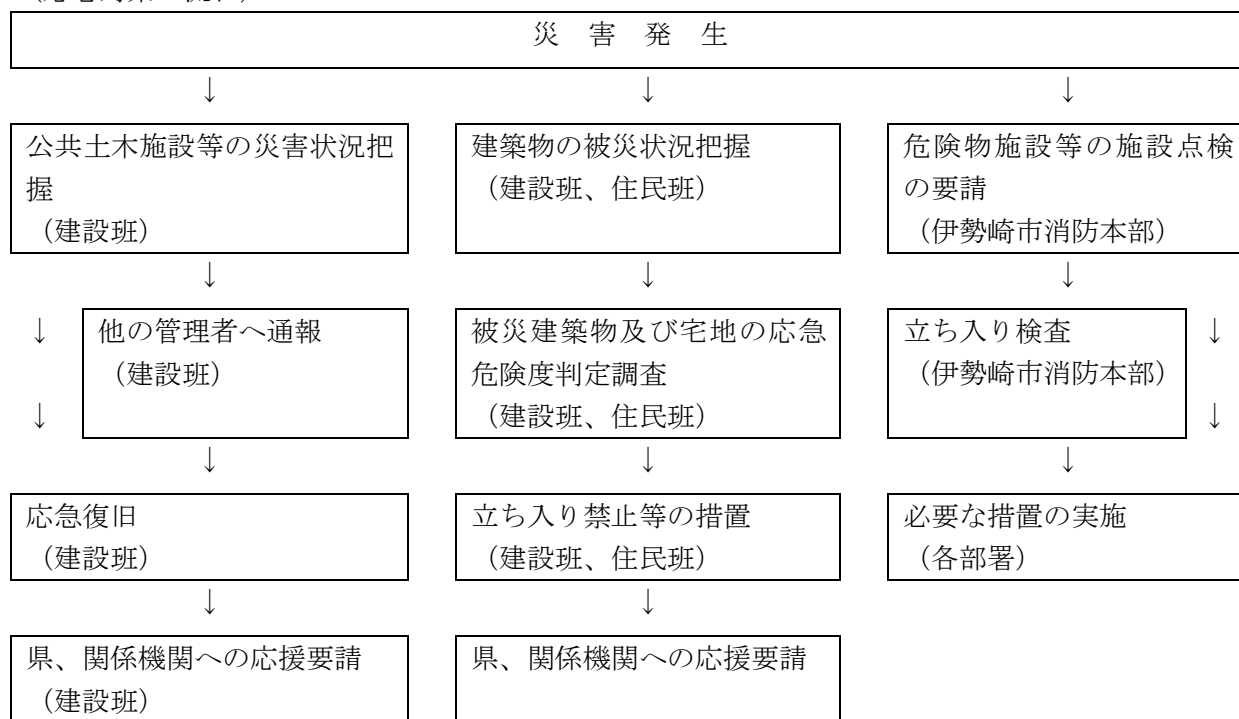
また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

### 第1節 災害の拡大防止及び二次災害の防止

税務課・子ども育成課・住民課・環境安全課・都市建設課

災害発生後の建築物の倒壊などの二次災害に備え、適切な二次災害防止策を実施する。

(応急対策の流れ)



対応状況について、本部（総務班）が把握できる体制とする。

#### 1 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

- (1) 町は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 町は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

#### 2 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織によって行われるものであるが、町は、災害発生直後あらゆる手段、方法により住民に対して出火防止、初期消火を呼びかける。

- (1) 火気の遮断  
使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、LPガスはボンベのバルブを閉止する。
- (2) 初期消火  
火災が発生した場合は、消火器、汲み置き水等で消火活動を実施する。

### 3 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供を依頼する。
- (3) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

### 4 風倒木による二次災害の防止

町は、町が管理する道路について、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。

### 5 被災宅地の二次災害対策

町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。なお、被災宅地の危険度判定は、群馬県被災宅地危険度判定実施要項に基づき実施するものとする。

### 6 空家の二次災害対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

### 7 公共土木施設

- (1) 道路・橋梁
  - ア 被害状況の把握  
町は、町が管理する道路・橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所早期発見に努める。
  - イ 他の道路管理者への通報  
町は、町が管理する道路以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。
  - ウ 応急復旧  
町は、町が管理する道路が被害を受けた場合は、優先順位の高いものから障害を除去、仮復旧措置を講じる。また、町単独での道路の応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。
- (2) 河川、水路等

ア 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況を把握する。

イ 河川管理者、水路管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

ウ 応急復旧

障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。また、町単独での河川、水路等の応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

## 第5章 救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、町民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

### 第1節 救助・救急活動

環境安全課

#### 1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

(1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。

(2) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、伊勢崎行政県税事務所等の備蓄倉庫、伊勢崎土木事務所、町役場、伊勢崎市消防本部・玉村消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。

(3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

#### 2 町による救助・救急活動

町は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

#### 3 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、町、県及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

#### 4 安否不明者の絞り込み

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

#### 5 被災地域外の町の役割

被災地域外である場合の町は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

#### 6 関係機関の連携

(1) 消防機関、警察、自衛隊、町及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）

の共有及び調整を行うものとする。

また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

- (2) 町及び県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

## 7 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

## 8 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 9 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

# 第2節 医療活動

健康福祉課・環境安全課

## 1 被災地域内の医療機関による医療活動

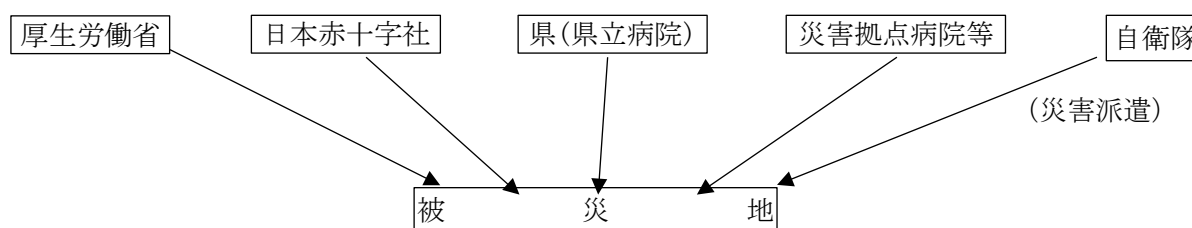
町内の民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

## 2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、おおむね次の場所に救護所を設置するものとする。
  - ア 本計画に定める指定緊急避難場所
  - イ 負傷者等の交通便利な場所
  - ウ その他救護所の設置に適した場所
- (2) 町は、救護所を設置したときは、医師等の協力のもとに救護班を編成して迅速な医療等の活動を行うものとする。また、必要に応じて、日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

【救護班派遣概念図】



### 3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

### 4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

### 5 被災地域外での医療活動

町又は町内の医療機関は、町内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県に求めるものとする。

### 6 災害拠点病院の役割

(1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- イ 自己完結型の救護チームの派遣
- ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し

(2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。

- ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
- イ 救護チームの派遣を共同で行う。

### 7 群馬DMATの活動

群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。

- (1) 災害現場における医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- (3) 広域搬送基地医療施設等での医療支援
- (4) 他の医療従事者に対する医療支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置



## 8 被災者のこころのケア対策

町は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、県、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。

- (1) こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
- (2) こころのケア対策現地拠点の設置
- (3) 精神科医療の確保
- (4) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣及び受入れ
- (5) こころのホットラインの設置と対応
- (6) その他災害時のこころのケア活動に必要な措置

## 9 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、町又は県に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、町又は県に供給を要請するものとする。
- (3) 町又は県は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

## 第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

### 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

環境安全課

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

#### 1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

#### 2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1段階
  - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
  - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
  - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
  - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階
  - ア (1)の続行
  - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
  - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
  - ア (1)、(2)の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
  - ウ 生活必需品

### 第2節 交通の確保

環境安全課・都市建設課

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考

慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

## 1 交通状況の把握

町は、町が管理する道路について、通行可能な交通路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡するものとする。

## 2 交通規制等の実施

(1) 町は町が管理する道路について、破損、決壊、その他の理由により通行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、所定の道路標識及び表示板を設置し、交通の安全を図る。

(2) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、町及び県と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者及び政府本部等と相互に密接な連絡を取るものとする。

なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)</li><li>2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)</li><li>3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(1に掲げるものを除く。)</li><li>4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車</li><li>5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車</li><li>6 医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車</li><li>7 警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの</li><li>8 自衛隊用自動車(自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの</li><li>9 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの</li><li>10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの</li><li>11 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの</li></ol> |
|---|

- |  |
|--|
| 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車  |
| 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車   |
| 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車  |
| 15 医療機関が臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規定により死体(脳死した者の身体を含む。)から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車              |
| 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの                              |
| 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局(電波法(昭和25年法律第131号)第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。)の探査のための出動に使用するもの |
| 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査(交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。)のための出動に使用するもの  |
| 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの  |

- (3) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに町、県その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図るものとする。
- (4) 町及び県は、町の管理する道路について、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。
- (5) 町は、町が管理する道路について、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

### 3 道路啓開等

- (1) 町は、町が管理する道路について、道路啓開等(雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、町が管理する道路について行う路上の障害物の除去(除雪を含む。)に協力するものとする。
- (3) 町は、町が管理する道路について、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 町は、町が管理する道路について、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。)に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (5) 町は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、町が管理する道路において、町に代わって県又は国が道路啓開等(雪害においては除雪を含む。)を行うことが適当と考えられるときは、町に代わって道路啓開等を代行できる制度により、県又は国へ要請を行う。

### 4 航空輸送の確保

- (1) ヘリポートの応急復旧等

ア 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。  
このため、町は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。

イ ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。

(2) ヘリポートの供用

町は、緊急輸送を行うヘリコプターの離着陸場として、ヘリポートの供用を行うものとする。

## 5 輸送拠点の確保

(1) 第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として町は町物資集積拠点を開設するとともに、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。

(2) 町は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

## 6 交通規制時の運転者の義務

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等にある車両等の運転者は緊急通行車両の円滑な通行を行うため、次の措置をとる。

(1) すみやかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所。

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所。

(2) すみやかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

### 本節の関係資料

資料6 緊急輸送道路一覧表

資料7 ヘリポート予定地一覧表

## 第3節 緊急輸送

環境安全課

### 1 輸送手段の確保

町は、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

ア 自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

イ 町は、必要に応じて、関東運輸局に対して、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請

を行うよう要請するものとする。

## 2 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借り上げは、事業者の届出運賃・料金による。
- (2) 自家用車両等の借り上げについては、借り上げ謝金とし、輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料負担程度の費用とする。

## 3 緊急通行車両の確認

### (1) 趣旨

知事又は県公安委員会は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

### (2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。

#### ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

#### イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

#### ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

### (3) 確認事務に係る関係機関の連携

知事及び公安委員会は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互

いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 別記様式1
- ウ 受付窓口 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課  
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
- エ 交付物件 (ア)緊急通行車両確認証明書(別記様式2)  
(イ)標章(別記様式3)
- オ 確認処理簿 別記様式4の例による。

様式1

年 月 日					
緊急通行車両使用申出書 様  申請者 (住所又は所在地) (氏名又は団体名) (電話番号)					
車両の登録番号					
車両の用途 (緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)					
通行日時					
通行経路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">出発地</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">目的地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出発地	目的地		
出発地	目的地				
備考					

様式2

第 号 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦	
車両の登録番号	
車両の用途（緊急輸送 にあっては輸送人員又は 品名）	
使用 者	住所又は所在地
	氏名又は団体名
	電話番号
通行日時	
通行経路	出発日
	目的地
備考	

様式3



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



様式4

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

## 第7章 避難の受入活動

風水害又は雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

### 第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

健康福祉課・環境安全課

#### 1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(伊勢崎行政県税事務所を経由して危機管理課、伊勢崎行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署、伊勢崎市消防本部等に連絡するものとする。

#### 2 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害時に必要に応じて洪水等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県(伊勢崎行政県税事務所を経由して危機管理課、伊勢崎行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、伊勢崎警察署、伊勢崎市消防本部等に連絡するものとする。
- (5) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

#### 3 管理責任者の配置

町は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

#### 4 避難者に係る情報の把握

町は、指定避難所ごとに別記様式例による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

#### 5 避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

#### 6 良好な生活環境の確保

(1) 町は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受け入れる避難者の人数は当該指定避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の指定避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

#### 7 要配慮者への配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

## 8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

- (1) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (2) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

## 9 男女のニーズの違い等への配慮

町は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

- (1) 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。
- (7) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する
- (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。
- (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

## 10 在宅避難者等への配慮

町は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

## 11 指定避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

### 本節の関係資料

- 資料4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表
- 資料5 指定福祉避難所一覧表
- 資料8 要配慮者利用施設一覧表

避難者名簿(様式例)

指定避難所の名称:

番号	(フリガナ) 氏名	性別	年齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況(障害、疾病等)	自宅の状況 (全壊、半壊、一部破損、断水、 停電、ガス停止、電話不通等)	入所日	退所日	その他特記事項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

## 第2節 応急仮設住宅等の提供

環境安全課・都市建設課

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者の居住の用に供するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅の対策は、本節の定めるところによる。

### 1 応急仮設住宅の提供

- (1) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

### 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、県又は国等に調達を要請するものとする。

### 3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。  
この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
- (2) 町は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

### 4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

### 5 賃貸住宅のあっせん

町は、公営及び民間の賃貸住宅等の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

### 6 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

本節の関係資料

資料13 応急仮設住宅建設予定地一覧表

### 第3節 広域一時滞在

環境安全課

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県へ広域一時滞りに係る情報を適宜報告するものとする。

#### 1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 町は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、町に対し、通知するものとする。
- (5) 町は、速やかにその内容を公示し、県に報告するものとする。
- (6) 町は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を町へ行うものとする。

#### 2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政

機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待たないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。

- (3) 県は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を町に通知するものとする。
- (4) 町は、(3)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (5) 町は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (6) 県は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を町へ行うものとする。

### 3 広域一時滞在に係る助言

町は、必要に応じて、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について県に助言を求めるものとする。

## 第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

環境安全課・都市建設課・学校教育課

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、町においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

### 1 受入可能な避難施設情報の把握

- (1) 町は、県から依頼を受けた場合、受入可能な避難施設についての情報を提供する。また、避難施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても、提供する。
- (2) 町は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (3) 町は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅等の空室状況を調査し、管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討する。

### 2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を環境安全課に設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告するものとする。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。



### 3 県内市町村との協力

町は、県及び県内他市町村と適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

### 4 避難所開設

県との調整により、避難所の開設依頼通知を受けた町は、第2部第7章第1節2の規定に準じて、開設の準備を行う。

### 5 広域避難者の受入れ

- (1) 県から受け入れた広域避難者について実施する救助の方針について通知を受けた町は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は町においてバス等の移動手段を手配する。

### 6 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等  
第7章第1節3～5の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応  
第7章第1節6～8の規定を準用する。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告  
町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。  
なお、提供する際には、個人情報の取扱いに十分留意する。
- (4) 被災県からの情報等の避難者への提供  
町は、県を経由して被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。  
この際には、県において作成した生活支援関連情報を取りまとめた情報紙を使用するなど、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

### 7 応急仮設住宅等の提供

町は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災自治体からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅等を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

### 8 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

### 9 避難所の閉鎖

町は、県から避難所の閉鎖について通知を受けた後、速やかに避難所を閉鎖する。

**本節の関係資料**

資料4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

資料5 指定福祉避難所一覧表

資料13 応急仮設住宅建設予定地一覧表

## 第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

町は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

### 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

環境安全課・上下水道課

#### 1 需要量の把握及び配給計画の樹立

町は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

#### 2 食料の調達

- (1) 町は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
  - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
  - イ 製造・販売業者からの購入
  - ウ 他市町村に対する応援の要請
  - エ 県に対する応援の要請
- (2) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

#### 3 食料の供給

- (1) 供給を行う場合
  - 次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたとときに行う。
    - ア 被災者ならびに災害救助及び災害応急措置に従事する者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合。
    - イ 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合。
- (2) 応急用米穀の供給方法  
町長は、町内の米穀販売業者に手持ち米穀があるときは、関東農政局に通知し、同局長から売却指示を受けた米穀販売業者の手持ち米穀を供給する。

#### 4 飲料水の調達

- (1) 町は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者給水車等の応援を要請するものとする。
- (2) 町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
  - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
  - イ 製造・販売業者からの購入
  - ウ 他市町村に対する応援要請
  - エ 県に対する応援要請

## 5 応急給水の方法

応急給水はおおむね次の方法により行うものとする。

- (1) 被災地において飲料水の確保が困難なときは、近い水源より給水車、容器等により運搬供給する。
- (2) 給水にあたっては、住民に給水場所、時間等について事前に広報する。
- (3) 飲料水が汚染されたと認められたときは、ろ過により浄水して供給する。
- (4) 供給する飲料水が防疫衛生上滅菌する必要があるときは、消毒剤を用い滅菌のうえ供給する。

## 6 生活必需品の調達

- (1) 町は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
  - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
  - イ 製造・販売業者からの購入
  - ウ 他市町村に対する応援の要請
  - エ 県に対する応援要請
  - オ 義援物資の募集
- (2) 町による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

## 7 生活必需品の供給

- (1) 給与又は貸与を受ける者
  - ア 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった者を含む）した者
  - イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
  - ウ 被服、寝具、その他生活上必需物資がないため、ただちに日常生活を営むことが困難な者
- (2) 給与又は貸与する品物の範囲（現物をもって行う）
  - ア 被服、寝具及び身の回りの品
  - イ 日用品
  - ウ 炊事用品
  - エ 高熱材料

## 8 燃料の供給

町は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

## 9 物資の配給

町は、配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。  
なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。  
なお、炊出しについては、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

### 本節の関係資料

資料12 燃料取扱機関一覧表

資料17 炊き出し場所一覧表

資料18 補給水利の所在、水量一覧表

資料19 応急給水車等配備状況一覧表

## 第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

### 第1節 保健衛生活動

健康福祉課・環境安全課・上下水道課

#### 1 被災者の健康状態の把握等

- (1) 町は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣する巡回健康相談などを実施するものとする。
- (2) 町は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、伊勢崎保健福祉事務所を通じて、県に応援を要請するものとする。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (4) 町は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

#### 2 食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

#### 3 し尿の適正処理

- (1) 町は、下水道施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 町は、下水道施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するものとする。
- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 町は、町内でし尿を処理しきれない場合は、県に応援を要請するものとする。

#### 4 ごみ（水害廃棄物）の適正処理

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、町は、人員及び収集運搬車を確保して、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、町は、一時的な保管

場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

- (3) 町は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (4) 町は、町内でごみを処理しきれない場合は、県に応援を要請するものとする。

## 5 がれき等の適正処理及びリサイクル処理計画

### (1) 円滑かつ適切な処理の実施

町は、がれきの処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。

### (2) リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努める。

### (3) 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

### (4) 広域応援

町は、がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請する。

## 6 災害時における動物の管理等

町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

### 本節の関係資料

資料20 し尿処理業者一覧表

## 第2節 防疫活動

### 環境安全課

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、県と相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

### 1 町の防疫活動

- (1) 町は、平常時から住民に対し、感染症対策の指導を行うとともに、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
  - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
  - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
  - ウ 指定避難所等の衛生保持
  - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)

オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県に協力を要請する。
- (4) その他、県の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

※ 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）

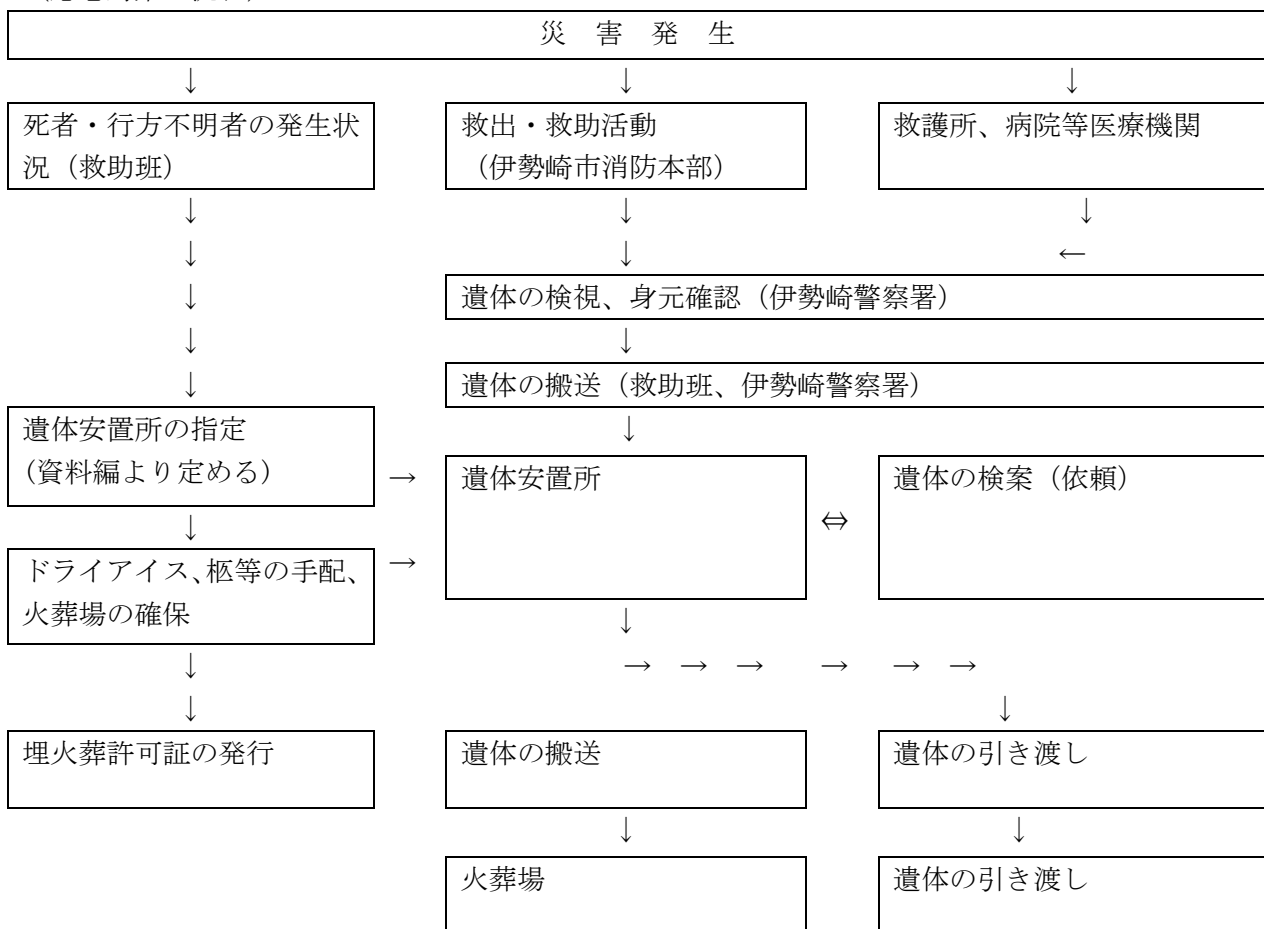
三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

### 第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

健康福祉課・環境安全課

災害時において、行方不明者の捜索及び遺体の処置の方法は、本節の定めるところによる。

(応急対策の流れ)





## 1 行方不明者の捜索

(1) 町は、消防機関及び警察機関等と相互に協力して行方不明者の捜索に当たるものとする。

## 2 遺体の収容

発見された遺体は、町及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとする。

## 3 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

## 4 身元の確認

町は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

## 5 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

## 6 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町長がこれを行うものとする。
- (2) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議するものとする。
- (3) 町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により対応しきれないときは、県に応援を要請するものとする。

### 本節の関係資料

資料21 遺体安置所

## 第10章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

### 第1節 広報・広聴活動

企画課・環境安全課

#### 1 広報活動

(1) 町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
避難指示等の内容	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
指定緊急避難場所等の所在地・対象地区	各種相談窓口
避難時の注意事項	住民の安否

(3) 広報媒体

広報に当たっては、メール配信システム、ホームページ、広報車等を活用して住民への周知を図るものとするが、必要に応じて報道機関への情報提供、チラシ等により速やかに行う。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

(4) 情報提供機関の連携

町は、災害情報の広報に当たっては、県及びライフライン事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

町は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるように、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

町は、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(7) その他防災関係機関における広報

その他防災関係機関は、災害の状況に応じ所管業務に関する災害情報を随時、適切な方法により広報を行う。

## 2 広聴活動

(1) 窓口の設置

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

(2) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 3 報道機関に対する代表取材の要請

町は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

## 第11章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要がある、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

### 第1節 社会秩序の維持

---

#### 1 安全確保

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

#### 2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

#### 3 安全確保に関する広報啓発活動等

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

### 第2節 物価の安定及び消費者の保護

---

#### 1 需給状況の監視及び指導

県は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

#### 2 安定供給の要請

県は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請する。

#### 3 消費者の保護

県は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。

## 第12章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

### 第1節 施設、設備の応急復旧

総務課・子ども育成課・環境安全課・経済産業課・都市建設課・学校教育課・生涯学習課

#### 1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 町及び施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 町は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、町、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町及びライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、関係する省庁、県、他市町村等と現地作業調整会議を開催するものとする。

町は、町の管理する道路について、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、町及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

### 第2節 公共土木施設の応急復旧

都市建設課

#### 1 迅速な応急復旧の実施

町は、町の管理する道路、橋梁等公共土木施設について、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

#### 2 重要施設の優先復旧

町は、町の管理する公共土木施設について、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

#### 3 関係業界団体に対する協力の要請

町は、町の管理する公共土木施設について、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

### 第3節 電力施設の応急復旧

環境安全課

#### 1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

#### 2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

#### 3 電力関係機関相互間の応援

電気事業者は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

#### 4 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

#### 5 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

### 第4節 ガス施設の応急復旧

環境安全課

#### 1 迅速な応急復旧の実施

L Pガス事業者は、被災したL Pガスの貯蔵施設等について、速やかに応急復旧を行うものとする。

#### 2 重要施設の優先復旧

L Pガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

#### 3 代替設備の活用

L Pガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施する

ものとする。

#### 4 ガス関係機関相互間の応援

LPガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

#### 5 供給再開時の安全確認

LPガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

#### 6 広報活動

LPガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

## 第5節 上下水道施設の応急復旧

上下水道課

### 1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 町は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠等の水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 町は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

### 2 重要施設の優先復旧

町は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### 3 代替設備の活用

町は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

### 4 水道関係機関相互間の応援

町は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

### 5 広報活動

町は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

## 第6節 電気通信設備の応急復旧

環境安全課

### 1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

### 2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### 3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- (1) 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- (2) 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- (3) 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

### 4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

### 5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。



## 第13章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられる。このため、町は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

### 第1節 ボランティアの受入れ

健康福祉課・環境安全課

#### 1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

#### 2 受入窓口の開設

町、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

#### 3 ボランティアニーズの把握

町及び災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

#### 4 ボランティアの受入れ

災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

#### 5 ボランティア活動の支援

町は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。

(2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。

## 6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、町及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

町が、県から事務の委任を受けた場合に、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 第2節 義援物資・義援金の受入れ

総務課

### 1 義援物資の受入れ

#### (1) 義援物資の受入れ要否の判断

町は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各指定避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

#### (2) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、町は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

#### (3) 受入機関の決定

町は、県と相互に調整の上、義援物資の受入機関(町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

#### (4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、被災した町における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。(第2部第6章第2節5参照)

#### (5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

#### (6) 受入物資の配分

町が受け入れた物資については、町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、町と県とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

#### (7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

#### (8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被

災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

町は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

## 2 義援金の受入れ

### (1) 義援金の募集

県及び町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

### (2) 「募集・配分委員会」の設置

県及び町は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

### (3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

### (4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、町が行うものとする。

## 第14章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者の災害応急対策

健康福祉課・環境安全課

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、町及び要配慮者利用施設の管理者は、県及び防災関係機関と連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

#### 1 要配慮者対策

##### (1) 災害に対する警戒

- ア 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- イ 町は、今後の気象予測や河川水位情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。
- ウ 町は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

##### (2) 避難

- 町は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。
- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
  - イ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。
  - ウ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

## 2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

(第1部第4章第1節「要配慮者対策」のとおり。)

(2) 災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。

イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。

ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。

エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水等を監視する。

(3) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、町から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(4) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、町又は県に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 町及び県は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局(群馬県社会福祉協議会)に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

### 本節の関係資料

資料5 指定福祉避難所一覧表

資料8 要配慮者利用施設一覧表

## 第15章 その他の災害応急対策

### 第1節 災害警備活動

県警察は、「群馬県警察災害警備実施要綱」に基づき災害警備活動を実施するものとするが、その概要は次のとおりである。

#### 1 任務

災害警備実施に当たっては、国、県、町、消防機関、医療機関その他関係機関と緊密な連携の下に、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害関連情報の収集
- (2) 被災者及び負傷者の救出救助
- (3) 被災住民等の避難誘導
- (4) 交通規制並びに避難誘導路及び緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- (6) 被災地、避難場所、救援物資集積所等の警戒
- (7) 各種犯罪の予防検挙
- (8) 関係機関との連絡共助
- (9) その他必要な警察活動

#### 2 警備体制の種別等

警備体制の種別、発令者及び発令基準は、次表のとおりとする。

種別	発令者	発令基準
準備体制	危機管理対策統括官	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内震度4以上の地震が発生し、災害対応の必要がある場合</li> <li>○ 気象予警報等その他から判断して、災害発生のおそれがあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合</li> </ul>
警戒体制	警備部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内震度5強以上の地震が発生し、相当規模の被害が発生した場合</li> <li>○ 大雨、強風、洪水、噴火等により相当規模の被害が発生し、又は気象予警報等から発生するおそれがある場合</li> <li>○ 災対法の規定による群馬県災害警戒本部が設置されるなど災害対応の必要があると発令者が認めた場合</li> </ul>
実施体制	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内震度6弱以上の地震が発生し、大規模な被害が発生した場合</li> <li>○ 大雨、強風、洪水、噴火等により大規模な災害が発生し、又は気象予警報等から発生するおそれがある場合</li> <li>○ 災対法の規定による群馬県災害対策本部が設置されるなど災害対応の必要があると発令者が認めた場合</li> </ul>

### 3 県警備本部等

- (1) 県警備準備室の設置  
危機管理対策室長は、準備体制が発令された場合は、群馬県警察本部災害警備準備室を設置するものとする。
- (2) 県警戒本部の設置  
危機管理対策統括官は、実施体制が発令された場合は、群馬県警察本部災害警戒本部を設置するものとする。
- (3) 県警備本部の設置  
本部長は、警戒体制を発令した場合は、群馬県警察本部災害警備本部を設置するものとする。

### 4 署警備本部等

- (1) 署警備準備室の設置  
署長は、準備体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする署災害警備準備室を設置するものとする。
- (2) 署警戒本部の設置  
署長は、警戒体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする警察署災害警戒本部を設置するものとする。
- (3) 署警備本部の設置  
署長は、実施体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする警察署災害警備本部を設置するものとする。  
※ 署長の判断による署警備本部等の設置  
署長は、管内で局地的災害が発生し、町に災害対策基本法の規定による災害対策本部等が設置されるなど災害対応の必要があると認めた場合は、自らの判断で署警備準備室、署警戒本部又は署警備本部を設置することができる。

### 5 警備部隊

- (1) 一般部隊
  - ア 機動隊
  - イ 管区機動隊
  - ウ 第二機動隊
  - エ 警察本部部隊
  - オ 警察署部隊
- (2) 特科部隊
  - ア 警察本部特科部隊（指揮支援班及び警察学校班を含む）
  - イ 警察署特科部隊

## 第2節 農林水産業の災害応急対策

経済産業課

### 1 農作物関係

#### (1) 改植用苗の確保

ア 県は、水稻の改植の必要が生じたときは、県内外から余剰苗を調達するものとする。なお、苗の使用に当たっては、病虫害の防除に留意するものとする。

イ 県は、果樹の改植の必要が生じたときは、群馬県園芸協会等を通じ、改植用苗のあっせんを行うものとする。

#### (2) 病虫害の防除

##### ア 防除の実施

町は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、町病虫害防除協議会に諮り、防除班を編成して防除を実施するものとする。

##### イ 農薬の確保

町は、緊急に農薬の確保が必要な場合、全国農業協同組合連合会群馬県本部等に対し、農薬の緊急供給を依頼する。

##### ウ 防除器具の確保

町は、町内の防除器具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除器具の使用ができるよう努める。

#### (3) 転換作物の導入指導

町は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導するものとする。

### 2 家畜関係

#### (1) 家畜の避難

町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

#### (2) 家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあっせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

#### (3) 環境汚染の防止

町は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。



## 第3節 学校の災害応急対策

学校教育課

### 1 気象状況の把握

小学校、中学校及び高等学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

### 2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検するものとする。

### 3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

### 4 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

### 5 教育の確保

#### (1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

なお、町全体が被害を受けた場合は、隣接の被災していない市町村に応援を要請するものとする。

#### (2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

#### (3) 学用品の支給

ア 町は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。

イ 町は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、県及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずるものとする。

#### (4) 応急教育

ア 応急教育にあたっては、児童・生徒の負担にならないように配慮するとともに、授業の方法、

児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

イ 授業の不可能な状態が長期間にわたるときは、学校と保護者との連絡方法、家庭学習の方法等の整備、工夫をする。

## 6 給食の措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。
- (2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

## 7 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

# 第4節 文化財の災害応急対策

生涯学習課

## 1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

## 2 文化財の安全性の点検

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、安全に十分留意した上で文化財周辺の巡視を行い、洪水の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

## 3 利用者・観覧者等の安全確保

災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

## 4 文化財の安全確保

文化財の所有者・管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、シートや土嚢等による養生、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

## 5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状

況と合わせて町等関係機関に連絡するものとする。

## 6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 町は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

### 本節の関係資料

資料14 指定文化財一覧表

## 第5節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

### 1 応急金融対策

#### (1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講ずるものとする。

##### ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

##### イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

##### ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう、要請等を行う。

#### (2) 非常金融措置の実施

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

##### ア 金融機関(銀行、信用金庫、信用組合等)への要請

(ア) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

(イ) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

(ウ) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付にも応ずること。

(エ) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立ができることとすること。

(オ) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

(カ) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。

(キ) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。

(ク) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出

の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被害者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。  
(ケ) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

イ 生命保険会社及び損害保険会社等への要請

(ア) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(イ) 生命保険金又は損害保険金等の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(ウ) 生命保険料又は損害保険料等の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ 証券会社への要請

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力をすること。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。

(エ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

(3) 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図るものとする。

## 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便(株)(関東支社)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

## 3 郵便局の応急対策

災害時における郵便の円滑な処理を図るため臨機応変に必要な応急対策を講じその万全を期する。

(1) 窓口業務の維持

災害時において、被災地における窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口を開設するほか窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等必要な措置を講ずる。

(2) 郵便の運送、集配の確保

ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため災害の態様及び規模に

応じ運送、集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急措置を講ずる。

## 第6節 労働力の確保

総務課・環境安全課

### 1 求人の申込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

### 2 労働者の確保及び紹介

前項の申込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

### 3 賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。  
ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

## 第7節 災害救助法の適用

環境安全課

### 1 災害救助法に基づく救助の実施

知事は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うこととすることができる。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に本町に適用される。

- (1) 本町の区域内の住家滅失世帯数が、60世帯以上に達するとき。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本町の区域の住家滅失世帯数が、30世帯以上に達するとき。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

### 3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

(1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - (4) 医療及び助産
  - (5) 災害にかかった者の救出
  - (6) 災害にかかった住宅の応急修理
  - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - (8) 学用品の給与
  - (9) 埋葬
  - (10) 死体の捜索及び処理
  - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- なお、2(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

#### 4 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

#### 5 適用手続

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事は、町からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官（防災担当）に報告する。
- (3) 知事は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を町長に通知するとともに公示する。

#### 6 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、国庫負担する。

#### 本節の関係資料

資料22 災害救助法における災害救助基準

## 第8節 動物愛護

### 環境安全課

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

## 1 動物愛護の実施

### (1) 実施機関

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。

### (2) 実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施することとする。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

2 町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

3 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

## 第9節 障害物除去

環境安全課・都市建設課

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼす障害物の除去は、本節の定めるところによる。

### 1 住居関係障害物の除去

町は、災害により日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたもので、住民が自力をもっては障害物の除去ができないものの除去を実施する。

### 2 道路関係障害物の除去

道路管理者である町又は警察機関は、道路上の障害物の除去を実施する。罹災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限りすみやかに適切な方法をもって実施するものとする。なお、大規模な災害により障害物除去対象路線が広範囲にわたるときは、必要度の高い路線から順次実施する。

### 3 河川関係障害物の除去

河川管理者及び水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、河川関係の障害物の除去を、適切な方法をもってすみやかに実施する。

## 第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、県や国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

総務課・環境安全課・都市建設課

#### 1 基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

#### 2 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、県や国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

#### 3 国等に対する協力の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

### 第2節 原状復旧

総務課・環境安全課・都市建設課

#### 1 被災施設の復旧等

- (1) 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 町は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受け、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると考えられるときは、県が町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県に対し支援の要請を行う。
- (4) 町は、町が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で、国が町に代わって行うことが適当であると考えられるときは、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、



国に対し支援の要請を行う。

- (5) 町は、町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、県が町に代わって災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると考えられるときは、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、県に対し支援の要請を行う。
- (6) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

## 2 災害廃棄物の処理

### (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

### (2) リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能なかぎりリサイクルを図るよう努めるものとする。

### (3) 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業員の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省平成29年9月）及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」（群馬県アスベスト対策関係課所令和3年3月）によるものとする。

### (4) 広域応援

町は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

## 第3節 計画的復興の推進

総務課・環境安全課・都市建設課

### 1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。

- (3) 県は、町が復興計画を作成した場合は、当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成するものとする。
- (4) 県の復興計画においては、広域的な市街地・産業・生活の復興及び町の復興の支援・調整に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (5) 県及び町は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な町民の意見を反映するよう努める。
- (6) 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (7) 県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
- (8) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国土交通省に対し、県に代わって円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うよう要請する。
- (9) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

## 2 防災まちづくり

- (1) 防災まちづくりの実施
  - ア 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
  - イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- (2) 被災市街地復興特別措置法等の活用
  - 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、豪雨に対する安全性の確保等为目标とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- (4) 町は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- (5) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り適正かつ円滑・迅速に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合

には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

- (6) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

## 第4節 被災者等の生活再建の支援

総務課・税務課・環境安全課・経済産業課・都市建設課

### 1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。
- (2) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (3) 町は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

### 2 被災者台帳の作成

- (1) 町は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 町は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を要請するものとする。
- (3) 町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

### 3 災害弔慰金の支給等

町は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。

町は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県(小規模)災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度)
- (6) 生活福祉資金(災害援護資金)

### 4 税の徴収猶予及び減免等

町は、被災者の納付すべき町税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期

限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

## 5 雇用の確保

### (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

伊勢崎公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(災害救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

### (2) 被災者に対する就労支援等

伊勢崎公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

## 6 住宅再建・取得の支援

町は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

### (1) 災害復興住宅融資

- ア 建設資金
- イ 購入資金
- ウ 補修資金

### (2) 地すべり等関連住宅融資

### (3) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

## 7 恒久的な住宅確保の支援

町は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営及び民間の賃貸住宅等を活用するものとする。

## 8 復興過程における仮設住宅の提供

町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

## 9 支援措置の広報等

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

## 10 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

本節の関係資料

- 資料23 災害弔慰金等の支給制度  
資料24 住宅再建・取得の支援制度

## 第5節 被災中小企業等の復興の支援

経済産業課

### 1 中小企業の被災状況の把握

町は、あらかじめ玉村町商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 2 中小企業者に対する低利融資等の実施

町は、中小企業者の災害復旧を支援するため、これらの制度について周知するものとする。

- (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）
- (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）
- (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇
- (4) 既往貸付金の貸付条件の優遇
  - ア 小規模企業者等設備導入資金  
激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長
  - イ 中小企業高度化資金  
被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる
- (5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例
  - ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円
  - イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）  
通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

### 3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

町は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成及び利子補給等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

- (1) 助成措置
- (2) 経営資金
- (3) 事業資金
- (4) 農漁業用施設資金
- (5) (株)日本政策金融公庫農林漁業事業による貸付け

### 4 地場産業・商店街への配慮等

町は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

### 5 支援措置の広報等

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

本節の関係資料

資料25 中小企業者に対する低利融資制度

資料26 農林水産業者に対する助成・低利融資制度

## 第6節 公共施設の復旧

総務課・健康福祉課・子ども育成課・環境安全課・  
経済産業課・都市建設課・上下水道課・学校教育課・生涯学習課

### 1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。  
なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

### 2 早期復旧の確保

#### (1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

#### (2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

### 3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 下水道法
- (10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- (11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

## 第7節 激甚災害法の適用

総務課・環境安全課

### 1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、関係各省庁に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

### 2 特別財政援助の受入れ

県は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続を速やかに行うものとする。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業
- ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
- コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
- サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
  - (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。

- (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業
- セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)  
農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)  
農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)  
開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
- (ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。  
(イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)  
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- カ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)  
土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
- (ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。  
(イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)  
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
- イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)  
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)  
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)



公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

## 第8節 復旧資金の確保

総務課・環境安全課

### 1 復旧資金の確保

町は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

### 2 関東財務局の協力

町は、必要に応じて、関東財務局(前橋財務事務所)に対して次の協力の要請を行うものとする。

- (1) 災害つなぎ資金の融資(短期)
- (2) 災害復旧事業資金の融資(長期)
- (3) 国有財産の貸付け、譲与及び売払い



# 震災対策編



## 第1部 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられるまちをつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

### 第1章 地震に強いまちづくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災害対策基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号)このため、町は、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

#### 第1節 まちの保全

経済産業課・都市建設課

##### 1 水害防止事業の推進

地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

#### 第2節 地震に強いまちづくりの推進

環境安全課・都市建設課

##### 1 地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

## 2 都市防災構造化推進事業の利用

町は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- (1) 災害危険度判定等調査事業
- (2) 住民等のまちづくり活動支援事業

## 第3節 建築物の安全化

総務課・健康福祉課・子ども育成課・環境安全課・経済産業課・都市建設課・学校教育課・生涯学習課

### 1 建築物の耐震性の確保

県及び町は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、この節において「耐震改修促進法」という。)の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

県は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

- (2) 玉村町耐震改修促進計画

耐震改修促進法では、大規模地震に備えて多数の者が利用する建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定を都道府県に義務付けており、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき耐震改修促進計画の策定に努めることとしている。

本町が策定した玉村町耐震改修促進計画では、住宅(耐震シェルター等により減災化した住宅を含む。)の耐震化の数値目標を令和8年度末までに95%としている。なお、本町では、多数の者が利用する建築物の耐震化は完了している。

- (3) 耐震改修に係る支援制度

玉村町耐震改修促進計画の目標達成に向けて、町と県が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

### 2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

- (1) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設(以下、この節において「公共建築物等」という。)については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

なお、町は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

- (2) 町は、特に、災害時の拠点となる役場庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

### 3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

町及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

#### 4 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

#### 5 空家等の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

本節の関係資料
---------

資料14 指定文化財一覧表

### 第4節 ライフライン施設等の機能確保

---

(風水害・雪害対策編第1部第1章第6節「ライフライン施設等の機能確保」に準ずる。)

#### 第5節 液状化対策

総務課・健康福祉課・子ども育成課・環境安全課・経済産業課・都市建設課・学校教育課・生涯学習課

##### 1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

##### 2 液状化対策の知識の普及

県及び町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及に努めるものとする。

### 第6節 危険物施設等の安全確保

---

(事故災害対策編第3部「危険物等災害対策」に準ずる。)

### 第7節 地域防災センターの設置

---

(風水害・雪害対策編第1部第1章第7節「地域防災センターの設置」に準ずる。)

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、町は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、町民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール玉村で取り組むものとする。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

### 第1節 緊急地震速報と地震情報

環境安全課

#### 1 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上を予想した場合または、長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域または、長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合または長周期地震動階級4が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。



### 緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

#### (2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会(NHK)に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により住民に伝達される。

## 2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・地震情報（各地の震度に関する情報）を発表した地震のうち、長期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を10分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

### 3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

#### (1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

#### (2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごとまたは週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

### 4 南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合

	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

**本節の関係資料**

資料27 気象庁震度階級関連解説表

## 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

環境安全課

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

### 1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

### 2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、体制等を整備するものとする。
- (2) 町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 町及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

### 3 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかインターネット等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努めるものとする。

### 4 緊急地震速報の伝達体制等の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報をメール配信システム等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

## 5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### 第3節 通信手段の確保

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

### 第4節 職員の応急活動体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

### 第5節 防災関係機関の連携体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連絡体制の整備」に準ずる。)

### 第6節 防災中枢機能等の確保

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第9節「防災中枢機能等の確保」に準ずる。)

### 第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「救助・救急、保健医療及び消火活動体制の整備」のうち、1「救助・救急活動体制の整備」及び2「医療活動体制の整備」に準ずる。)

### 第8節 消火活動体制の整備

---

環境安全課

#### 1 消防力の整備

町は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるも

のとする。

また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

## 2 出火の防止

### (1) 建築同意制度の活用

消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防署長の同意制度を効果的に活用するものとする。

### (2) 住民に対する啓発

消防機関及び町は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

### (3) 防火管理等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育するものとする。

### (4) 予防査察における指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導するものとする。

## 3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果大きい。

このため、消防機関及び町は、次の対策を講ずるものとする。

### (1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

### (2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

## 4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

## 第9節 緊急輸送活動体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第10節 避難の受入体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第1節「避難誘導體制の整備」及び第12節「避難の受入体制の整備」に準ずる。)

## 第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。)

## 第12節 広報・広聴体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第13節 二次災害の予防

環境安全課・経済産業課

### 1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保

- (1) 県は、地震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (2) 県は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。

### 2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

## 第14節 複合災害対策

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第16節「複合災害対策」に準ずる。)

## 第15節 防災訓練の実施

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第17節「防災訓練の実施」に準ずる。)

## 第16節 資材、器材等の点検整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第18節「資材、器材等の点検整備」に準ずる。)

## 第3章 町民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、町や県が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって町は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

### 第1節 災害被害を軽減する町民運動の展開

---

（風水害・雪害対策編第1部第3章第1節「災害被害を軽減する町民運動の展開」に準ずる。）

### 第2節 防災思想の普及

健康福祉課・環境安全課・学校教育課・生涯学習課

---

地域住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、本計画に定めるところにより、災害多発期前その他必要に応じ効果的に実施する。

#### 1 防災知識の普及担当機関

防災知識の普及及び広報事務については、担当するそれぞれの機関において、適宜の方法により行う。町においては環境安全課及び関係部署において実施する。

#### 2 防災知識普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体の利用等により行う。

- (1) 町広報誌、広報資料等による普及
- (2) 総合防災マップの作成及び配布等による周知
- (3) 映画、スライド等による普及
- (4) 広報車による普及
- (5) 講習会、展示会、展覧会等の開催による普及

#### 3 防災知識の普及



町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

- (1) 本計画の周知  
玉村町防災会議が本計画を作成又は修正したときは、その概要を周知するものとする。
- (2) 自主防災（組織）の推進
- (3) 家庭内の危険防止
  - ア 家具類の転倒防止  
家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。
  - イ 物の落下防止  
家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。
  - ウ ガラスの飛散防止  
食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。
  - エ 火気器具周辺の整理整頓  
コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。
  - オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止  
家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。
- (4) 家庭防災会議の開催  
災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。
  - ア 地震が起きたときの各自の役割  
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)
  - イ 消火器具の備え付け及び使用方法
  - ウ 家族間の連絡方法
  - エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認
  - オ 安全な避難経路の確認
  - カ 非常持ち出し品のチェック
  - キ 耐震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の導入
  - ク 自動車へのこまめな満タン給油
  - ケ 家具転倒防止措置や室内の整理整頓
  - コ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法
  - サ 地震情報の入手方法
  - シ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
  - ス 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (5) 非常持ち出し品の準備
  - ア 「最低限3日、推奨7日」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
  - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
  - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等)
  - エ 携帯ラジオ

- オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
- カ 衣類(下着、上着、タオル等)
- キ 感染症対策用品(マスク、消毒液、体温計等)
- (6) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
  - ア 身の安全の確保
    - 机や椅子に身を隠す。
    - 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
    - あわてて外に飛び出さない。
  - イ 火災を防ぐ
    - 火の始末をする。
    - 火が出たら初期消火に努める。
  - ウ 狭い路地、塀ぎわや川べりに近づかない。
  - エ 避難方法
    - 徒歩で避難する。
    - 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
  - オ 応急救護
    - 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
  - カ 救出活動
    - 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
  - キ 自動車運転者にとるべき行動
    - 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
    - ラジオで災害情報を聞く。
    - 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
    - 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- (7) 正しい情報の入手
  - ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
  - 町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (8) 電話等に関する留意事項
  - ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。
  - イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- (9) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

#### 4 学校教育による防災知識の普及

- (1) 町は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。
- (2) 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

## 5 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、総合防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

## 6 防災訓練の実施指導

町は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

## 7 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

## 8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

## 9 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

## 10 緊急地震速報の普及、啓発

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、町は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

(住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動)

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p>&lt;注意&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あわてて外へ飛び出さない。</li> <li>・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。</li> <li>・扉を開けて避難路を確保する。</li> </ul>

<p>駅やデパートなどの 集客施設</p>	<p>○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 &lt;注意&gt; ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。</p>
<p>街など屋外</p>	<p>○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
<p>車の運転中</p>	<p>○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

### 11 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

### 12 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第3節 町民の防災活動の環境整備

---

（風水害・雪害対策編第1部第3章第3節「町民の防災活動の環境整備」に準ずる。）

## 第4章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者対策

---

(風水害・雪害対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。)

## 第5章 その他の災害予防

### 第1節 罹災救助基金の積立て

---

(風水害・雪害対策編第1部第5章第1節「罹災救助基金の積立て」に準ずる。)

### 第2節 災害廃棄物対策

---

風水害・雪害対策編第1部第5章第2節「災害廃棄物対策」に準ずるものとするが、町は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。

### 第3節 罹災証明書の発行体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第5章第3節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。)

### 第4節 学校の災害予防対策

---

(風水害・雪害対策編第1部第5章第4節「学校の災害予防対策」に準ずる。)

### 第5節 文化財の災害予防対策

---

(風水害・雪害対策編第1部第5章第5節「文化財の災害予防対策」に準ずる。)

## 第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県は、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

### 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

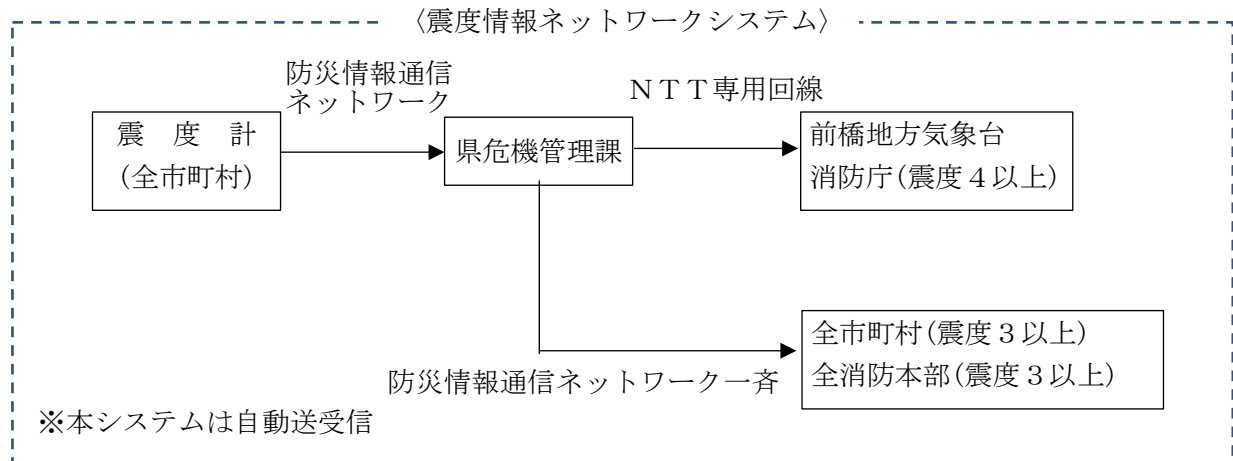
#### 第1節 地震情報の収集・連絡

環境安全課

##### 1 震度情報の収集及び連絡

###### (1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

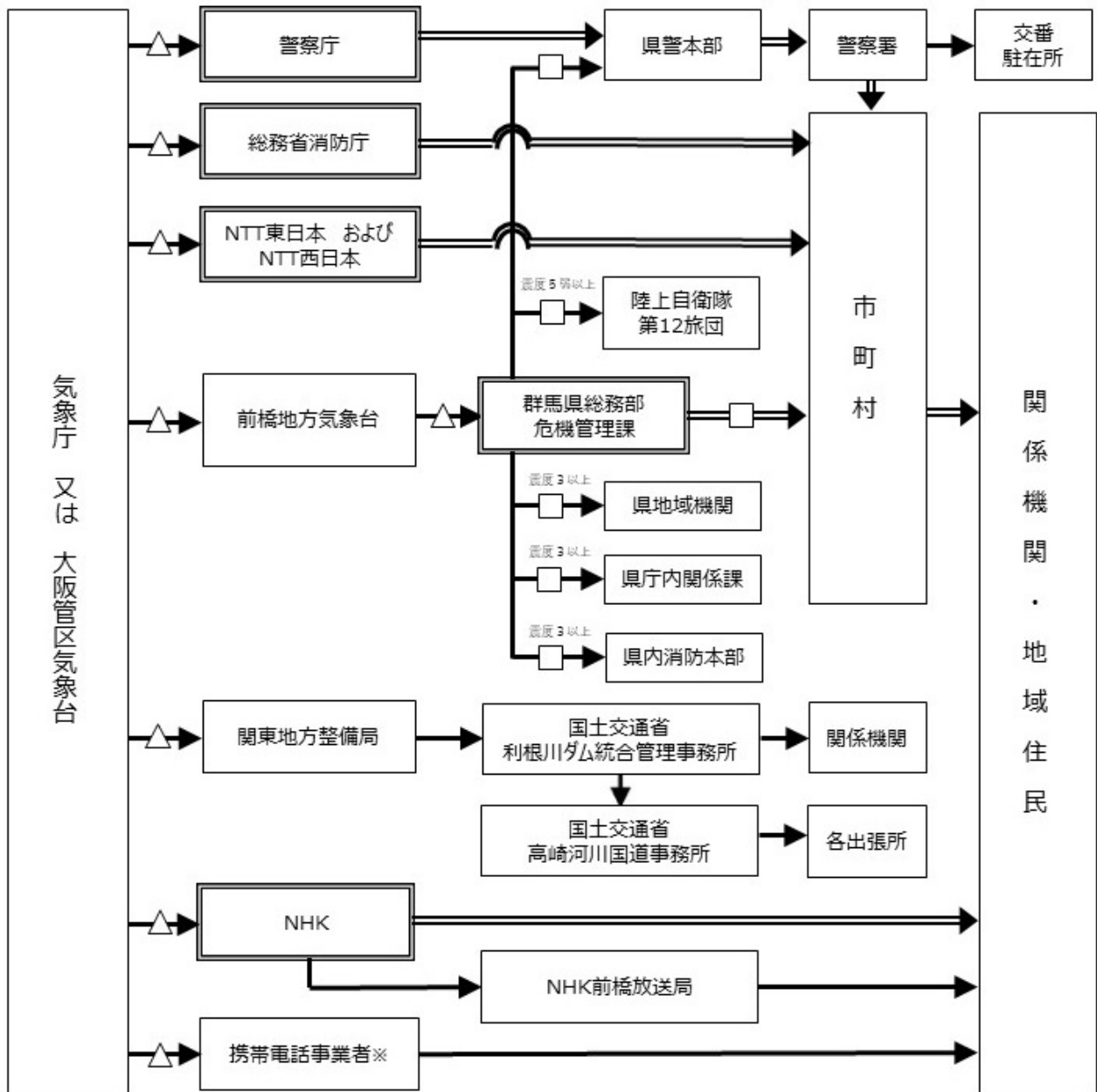
県は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達するものとする。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム(インターネット)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。





※ 緊急速報メールは、緊急地震速報（警報）が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先  
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

- △ 専用回線
- 県防災情報通信ネットワーク

## 第2節 災害情報の収集・連絡

---

(風水害・雪害対策編第2部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」に準ずる。)

## 第3節 通信手段の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

### 第1節 災害対策本部の設置

全ての課局

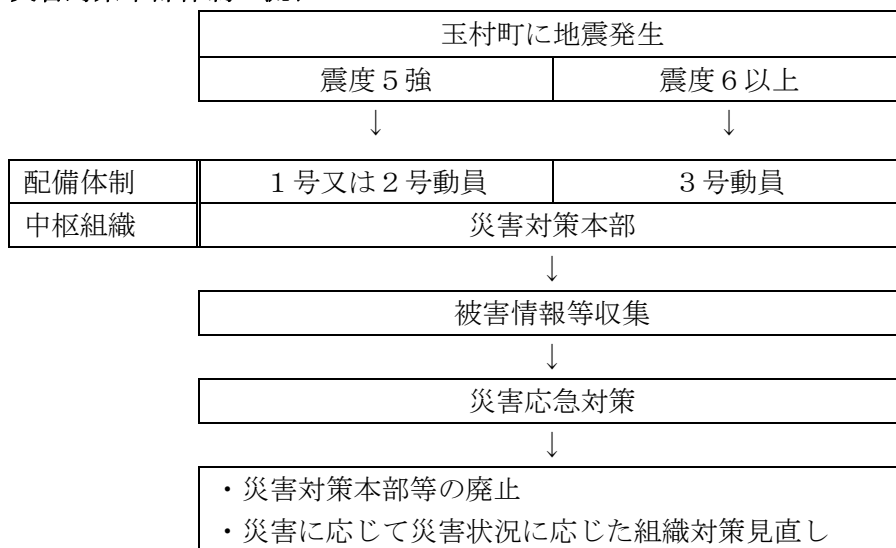
風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずるものとするが、災害対策本部の設置基準及び災害対策本部体制の流れについては以下のとおりとする。

#### 1 設置の決定

町長は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- (3) 県に、本町の区域に係る群馬県災害対策本部が設置されたとき。
- (4) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため町長が必要と認めたとき。

#### 2 災害対策本部体制の流れ



#### 本節の関係資料

資料15 玉村町災害対策本部条例

## 第2節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

### 第3節 災害警戒本部等の設置

全ての課局

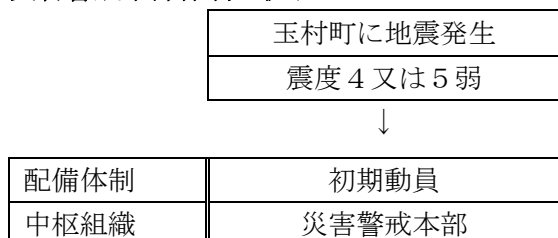
風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部等の設置」に準ずるものとするが、災害警戒本部の設置基準及び災害警戒本部体制の流れについては以下のとおりとする。

#### 1 災害警戒本部の設置

災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 町内に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。
- (3) 震度にかかわらず町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、副町長及び防災主管課長が協議のうえ、必要と認めたととき。

#### 2 災害警戒本部体制の流れ



### 第4節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

### 第5節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

### 第6節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、町民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

### 第1節 救助・救急活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

### 第2節 医療活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

### 第3節 消火活動

環境安全課

#### 1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

##### (1) 住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

##### (2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

##### (3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

## 第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

### 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

### 第2節 交通の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

### 第3節 緊急輸送

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第3節「緊急輸送」に準ずる。)

## 第5章 避難の受入活動

地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

### 第1節 避難誘導

---

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」に準ずる。)

### 第2節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

---

(風水害・雪害対策編第2部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

### 第3節 応急仮設住宅等の提供

---

(風水害・雪害対策編第2部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。)

### 第4節 広域一時滞在

---

(風水害・雪害対策編第2部第7章第3節「広域一時滞在」に準ずる。)

### 第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ

---

(風水害・雪害対策編第2部第7章第4節「県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。)

## 第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

町は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図るものとする。

### 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

---

(風水害・雪害対策編第2部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。)



## 第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

### 第1節 保健衛生活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第9章第1節「保健衛生活動」に準ずる。)

### 第2節 防疫活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第9章第2節「防疫活動」に準ずる。)

### 第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

---

(風水害・雪害対策編第2部第9章第3節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる。)

## 第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

### 第1節 広報・広聴活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## 第9章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

### 第1節 社会秩序の維持

---

(風水害・雪害対策編第2部第11章第1節「社会秩序の維持」に準ずる。)

### 第2節 物価の安定及び消費者の保護

---

(風水害・雪害対策編第2部第11章第2節「物価の安定及び消費者の保護」に準ずる。)

## 第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

### 第1節 施設、設備の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第1節「施設、設備の応急復旧」に準ずる。)

### 第2節 公共土木施設の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずる。)

### 第3節 電力施設の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第3節「電力施設の応急復旧」に準ずる。)

### 第4節 ガス施設の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第4節「ガス施設の応急復旧」に準ずる。)

### 第5節 上下水道施設の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第5節「上下水道施設の応急復旧」に準ずる。)

### 第6節 電気通信設備の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第6節「電気通信設備の応急復旧」に準ずる。)

## 第11章 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

### 第1節 二次災害の防止

環境安全課・経済産業課・都市建設課

#### 1 二次災害の防止活動

- (1) 町は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (2) 前橋地方気象台は、応急活動を支援するため、地震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

#### 2 水害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、地震あるいは降雨等による二次的な水害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

#### 3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 町は、地震による建築物等の倒壊に関して、被災建築物応急危険度判定士を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

県は、建築技術職員及び民間の応急危険度判定士等を活用し、建築物等の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。

ア 応急危険度判定作業の準備

(ア) 住宅地図等の準備

(イ) 応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成

(ウ) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

イ 調査の体制

応急危険度判定士有資格者を中心として、2人1組の班を構成する。

ウ 調査の実施

群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱による。

エ 応援要請

町単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

オ 被災建築物危険度判定

被災建築物の危険度判定は、群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき実施する。

- (2) 町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。なお、被災宅地の危険度判定は、群馬県被災宅地危険度判定実施要項に基づき実施するものとする。

県は、被災宅地危険度判定士を活用し、調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。

#### 4 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 町は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

#### 5 空家の二次災害対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

## 第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、町は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

### 第1節 ボランティアの受入れ

---

(風水害・雪害対策編第2部第13章第1節「ボランティアの受入れ」に準ずる。)

### 第2節 義援物資・義援金の受入れ

---

(風水害・雪害対策編第2部第13章第2節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。)

## 第13章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者の災害応急対策

---

(風水害・雪害対策編第2部第14章第1節「要配慮者の災害応急対策」に準ずる。)



## 第14章 その他の災害応急対策

### 第1節 災害警備活動

(風水害・雪害対策編第2部第15章第1節「災害警備活動」に準ずる。)

### 第2節 学校の災害応急対策

学校教育課

風水害・雪害対策編第2部第15章第3節「学校の災害応急対策」に準ずるものとするが、地震情報の把握については以下のとおりとする。

#### 1 地震情報の把握

小学校、中学校及び高等学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

#### 2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

### 第3節 文化財の災害応急対策

生涯学習課

風水害・雪害対策編第2部第15章第4節「文化財の災害応急対策」に準ずるものとするが、地震情報の把握については以下のとおりとする。

#### 1 地震情報の把握

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

#### 2 文化財の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検するものとする。

#### 本節の関係資料

資料14 指定文化財一覧表

## 第4節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第5節「金融事業及び郵便事業の災害応急対策」に準ずる。)

## 第5節 労働力の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第6節「労働力の確保」に準ずる。)

## 第6節 災害救助法の適用

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第7節「災害救助法の適用」に準ずる。)

## 第7節 動物愛護

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第8節「動物愛護」に準ずる。)

## 第8節 障害物除去

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第9節「障害物除去」に準ずる。)

## 第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、県や国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

---

(風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

### 第2節 原状復旧

---

(風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。)

### 第3節 計画的復興の推進

---

(風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

### 第4節 被災者等の生活再建の支援

---

(風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

### 第5節 被災中小企業等の復興の支援

---

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

### 第6節 公共施設の復旧

---

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

## 第7節 激甚災害法の適用

---

(風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

## 第8節 復旧資金の確保

---

(風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)

# 火山災害対策編



## 第1部 災害予防

### 第1章 想定される火山

#### 第1節 県内火山の現況

環境安全課

##### 1 県内の活火山

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」であると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる111の活火山が分布しているが、群馬県には、日光白根山、赤城山、榛名山、草津白根山及び浅間山の5活火山が分布している。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、火山噴火予知連絡会のもとに設置された「火山観測体制等に関する検討会」においてとりまとめられた「御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」により、3火山が追加された。

これらの50火山には日光白根山、草津白根山及び浅間山が含まれ、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。

##### 2 常時観測火山の概況

###### (1) 浅間山の概況

群馬県と長野県の2県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にあり、標高は2,568mである。日本の活火山の中でも頻繁に活動をくりかえす火山として有名であり、爆発型（ブルカノ式）の噴火が特徴である。

記録されている最古の噴火は、日本書記による西暦685年のもので、西暦1783年（天明3年）の噴火は日本の火山噴火災害中最大級のものであり、現在の鬼押出し溶岩はその時の噴出物である。

浅間高原一帯には別荘や保養所、ゴルフ場や観光施設等が多数存在し、訪れる観光客は年間100万人にのぼるといわれている。

###### (2) 草津白根山の概況

県の北西部に位置する白根(2,160m)、本白根(2,171m)、横手(2,305m)からなる成層火山で上信越高原国立公園の中にあり、四季を通じて観光、登山、スキーなどの客が多数訪れる。

有史以降の噴火は西暦1902年（明治35年）の弓池付近までを含む白根山山頂周辺で起きていたが、平成30年1月23日には本白根山の鏡池付近で発生した。近年の噴火活動はすべて水蒸気爆発であり、泥流も生じやすい。

山体北側周辺及び山麓の殺生河原、万座地域等の噴気地熱地帯を主に高濃度の硫化水素を含む火山ガスが噴き出しており、過去、登山者等の死亡事故が発生している。

###### (3) 日光白根山の概況

日光火山群の北西端に位置し、群馬・栃木県境に分布する直径約1,000m、比高約300mの溶岩ドームといくつかの厚い溶岩流からなる火山である。西方にのびる厚い溶岩流の上に主峰・白根山

(奥白根)などの溶岩ドームが形成されている。標高は2,578mで、北関東以北での最高峰であるが、基盤岩の標高が高いため、火山体自体の大きさは小規模なものである。

溶岩流の噴出口は、山頂付近、座禅山付近、血の池地獄付近の3箇所があり、全体として北西から南東方向に配列している。

有史以降の火山活動で最新の噴火は西暦1952年(昭和27年)に発生した。当時、気象庁は日光白根山の常時観測を行っておらず、噴火発生時刻や噴煙高度をはじめ噴火の詳細は不明であるが、小規模な水蒸気噴火であったと推定される。



## 第2部 災害応急対策

### 第1章 災害発生直前の対策

火山災害対策は、噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化、噴火警報等の情報の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策がきわめて重要である。

#### 第1節 噴火警報等の伝達

環境安全課

##### 1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

##### 2 噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。

##### 3 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

活動火山対策特別措置法に基づき、県等は、火山防災協議会（群馬県、関係市町村、前橋地方気象台、火山専門家等で構成）を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討している。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、県及び市町村地域防災計画に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。群馬県内の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルは、以下のとおり。

群馬県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	日光白根山、草津白根山※、浅間山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	榛名山、赤城山

※平成30年3月16日より、「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用

噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

(噴火警戒レベルが運用されている火山)

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(噴火警戒レベルが運用されていない火山)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における 厳重な警戒  居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒  入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒  火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

浅間山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始  
平成22年12月22日改正

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火（1783年）の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生</li> <li>・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火（1783年）の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。</li> <li>・積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】 観測事例なし</li> </ul>
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火（1783年）の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生</li> <li>・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし</li> <li>・積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。</li> </ul>
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達</li> <li>・中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増</li> </ul>
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達</li> <li>・小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする（稀に噴石が概ね4kmをこえることがある）。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

草津白根山（白根山（湯釜付近））の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始  
平成30年3月16日改正  
令和元年6月4日改正

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。</li> <li>約18,000年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達</li> <li>噴火が発生し、概ね3km以内に大きな噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。</li> </ul>
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。</li> </ul>
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生し、概ね2km以内に大きな噴石が飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生 【過去事例】1939年4月：湯釜火口から噴火</li> <li>地震急増等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】2018年9月：振幅の大きな火山性地震の急増 2018年4月：振幅の大きな火山性地震の急増</li> </ul>
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石が飛散 【過去事例】1983年11月：噴石が湯釜火口から約550mまで飛散 1932年10月：湯釜の南東側で割れ目噴火 1902年9月：弓池北東岸から噴火 1882年8月：噴石が湯釜・潤釜火口から約550mまで飛散</li> <li>地震多発等により、上記の噴火の発生が予想される。 【過去事例】2014年～2017年：火山性地震の多発等 1990年～1991年：火山性地震や火山性微動の多発 1976年3月：水釜火口内に新火孔形成、降灰</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】1997年5月：湯釜西岸で噴気突出、水柱 1989年1月：火山性微動、湯釜変色 1987年10月：火山性地震多発</li> </ul>

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、潤釜火口およびその周辺をいう。表中の距離は、湯釜火口の中心からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

草津白根山（本白根山）の噴火警戒レベル

平成30年3月16日運用開始

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または火口側	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 約3,000年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側へ約6kmの石津まで到達</li> <li>火口から噴火が発生し、概ね3kmまで大きな噴石が飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 約3,000年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散</li> </ul>
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。</li> </ul>
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで  火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね半径2kmまで大きな噴石が飛散する、あるいは居住地域近くまで火砕流が到達するような噴火の発生またはその可能性 【過去事例】有史以降の事例なし。</li> </ul>
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の可能性 【過去事例】有史以降の事例なし。</li> <li>火口から概ね1kmまで大きな噴石が飛散する噴火の発生 【過去事例】 2018年1月23日：噴火により火口から約1kmの範囲に噴石飛散</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏</li> </ul>

注1) ここでいう「火口」とは、2018年1月23日に発生した噴火の火口が分布する領域をいい、表中の距離はこの領域の中心からの距離で表現している。  
注2) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

日光白根山の噴火警戒レベル

平成28年12月6日運用開始

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域及びそれより火口側)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流及び融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・噴火活動が高まり、火砕流または融雪型火山泥流が居住地域までに到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の避難行動要支援者の避難の準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・山頂から概ね3.5kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。  ・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・山頂から概ね2kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1649年噴火：山頂噴火、頂上の神社全壊、戦場ヶ原での数十cmの降灰 1952年：噴煙活動活発、山麓で鳴動
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性あり。 【過去事例】 有史以降の事例なし。
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。規制区間なし	・火山活動は静穏	

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) 火口とは、想定火口(山頂から半径500m)域を指します。

#### 4 降灰予報

気象庁が、以下の3種類の降灰予報を提供する。

##### (1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。

イ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。

ウ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

##### (2) 降灰予報（速報）

ア 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。

イ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

##### (3) 降灰予報（詳細）

ア 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。

イ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。

ウ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

**降灰量階級と降灰の厚さ**

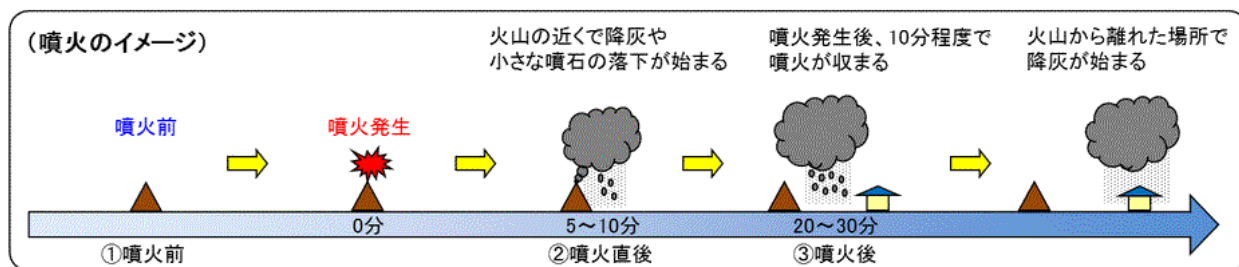
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

**降灰量階級ととるべき行動等**

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

### 降灰予報の発表イメージ



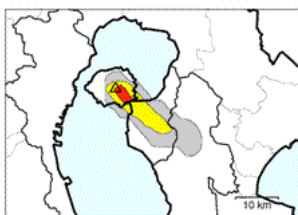
#### ①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



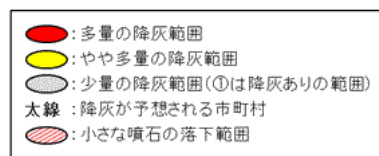
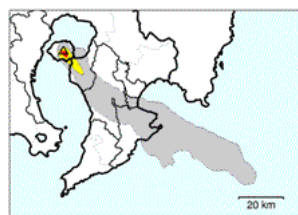
#### ②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



#### ③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



## 5 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

## 6 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

### (2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山(群馬県では、日光白根山・草津白根山・浅間山)を対象に発表する。



なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

発表される情報の例は以下である。

火山名 ○○山 噴火速報 令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁発表 ** (見出し) ** <○○山で噴火が発生>  ** (本文) ** ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。
---

(3) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

(4) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

## 第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1節 災害情報の収集・連絡

---

(風水害・雪害対策編第2部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」に準ずる。)

### 第2節 通信手段の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3章 活動体制の確立

### 第1節 災害対策本部の設置

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

### 第2節 災害対策本部の組織

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

### 第3節 災害警戒本部等の設置

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部等の設置」に準ずる。)

### 第4節 職員の非常参集

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

### 第5節 広域応援の要請等

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

### 第6節 自衛隊への災害派遣要請

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

### 第7節 二次災害の防止活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第4章第1節「災害の拡大防止及び二次災害の防止」に準ずる。)

## 第4章 救助・救急、医療及び消火活動

### 第1節 救助・救急活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

### 第2節 医療活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

### 第3節 消火活動

---

(震災対策編第2部第3章第3節「消火活動」に準ずる。)

## 第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

### 第2節 交通の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

### 第3節 緊急輸送

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第3節「緊急輸送」に準ずる。)

## 第6章 避難の受入活動

### 第1節 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

---

(風水害・雪害対策編第2部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

### 第2節 応急仮設住宅等の提供

---

(風水害・雪害対策編第2部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。)

### 第3節 広域一時滞在

---

(風水害・雪害対策編第2部第7章第3節「広域一時滞在」に準ずる。)

### 第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ

---

(風水害・雪害対策編第2部第7章第4節「県境を越えた広域避難者の受入れ」に準ずる。)

## 第7章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

### 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

---

(風水害・雪害対策編第2部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。)

## 第8章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

### 第1節 保健衛生活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第9章第1節「保健衛生活動」に準ずる。)

### 第2節 防疫活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第9章第2節「防疫活動」に準ずる。)

### 第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

---

(風水害・雪害対策編第2部第9章第3節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる。)



## 第9章 被災者等への的確な情報伝達活動

### 第1節 広報・広聴活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## 第10章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

### 第1節 社会秩序の維持

---

(風水害・雪害対策編第2部第11章第1節「社会秩序の維持」に準ずる。)

### 第2節 物価の安定及び消費者の保護

---

(風水害・雪害対策編第2部第11章第2節「物価の安定及び消費者の保護」に準ずる。)

## 第11章 施設、設備の応急復旧活動

### 第1節 施設、設備の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第1節「施設、設備の応急復旧」に準ずる。)

### 第2節 公共土木施設の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずる。)

### 第3節 電力施設の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第3節「電力施設の応急復旧」に準ずる。)

### 第4節 ガス施設の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第4節「ガス施設の応急復旧」に準ずる。)

### 第5節 上下水道施設の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第5節「上下水道施設の応急復旧」に準ずる。)

### 第6節 電気通信設備の応急復旧

---

(風水害・雪害対策編第2部第12章第6節「電気通信設備の応急復旧」に準ずる。)

## 第12章 自発的支援の受入れ

### 第1節 ボランティアの受入れ

---

(風水害・雪害対策編第2部第13章第1節「ボランティアの受入れ」に準ずる。)

### 第2節 義援物資・義援金の受入れ

---

(風水害・雪害対策編第2部第13章第2節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。)

## 第13章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者の災害応急対策

---

(風水害・雪害対策編第2部第14章第1節「要配慮者の災害応急対策」に準ずる。)

## 第14章 その他の災害応急対策

### 第1節 災害警備活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第1節「災害警備活動」に準ずる。)

### 第2節 学校の災害応急対策

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第3節「学校の災害応急対策」に準ずる。)

### 第3節 文化財の災害応急対策

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第4節「文化財の災害応急対策」に準ずる。)

### 第4節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第5節「金融事業及び郵便事業の災害応急対策」に準ずる。)

### 第5節 労働力の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第6節「労働力の確保」に準ずる。)

### 第6節 災害救助法の適用

---

(風水害・雪害対策編第2部第15章第7節「災害救助法の適用」に準ずる。)

## 第3部 災害復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

---

(風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

### 第2節 原状復旧

---

(風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。)

### 第3節 計画的復興の推進

---

(風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

### 第4節 被災者等の生活再建の支援

---

(風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

### 第5節 被災中小企業等の復興の支援

---

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

### 第6節 公共施設の復旧

---

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

### 第7節 激甚災害法の適用

---

(風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

### 第8節 復旧資金の確保

---

(風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)





# 事故災害対策編



## 第1部 航空災害対策

### 第1章 災害予防

#### 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

#### 第2節 通信手段の確保

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

#### 第3節 職員の応急活動体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

#### 第4節 防災関係機関の連携体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

#### 第5節 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

健康福祉課・環境安全課

---

##### 1 救助・救急活動体制の整備

町は、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

##### 2 消火活動体制の整備

消防機関は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

##### 3 医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

## 第6節 緊急輸送活動体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第7節 広報・広聴体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害情報の収集・連絡

全ての課局

旅客機が墜落した場合、搭乗者が多数死傷するおそれがある。また、旅客機以外の航空機であっても住宅密集地等に墜落した場合は、住民が多数死傷するおそれがある。

このため、迅速な救助活動が展開されるよう、関係機関は、機種、搭乗者数、墜落地点、負傷者数、消火活動の要否等の災害情報を速やかに収集・連絡する必要がある。また、飛行中の航空機が消息を絶った場合も、墜落を想定し、機種、搭乗者数、墜落予想区域等の情報を収集・連絡する必要がある。

#### 1 町における災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに伊勢崎行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)による。

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3節 災害対策本部の設置

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

## 第4節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

## 第5節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

## 第6節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第8節 搜索、救助・救急及び消火活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

## 第9節 医療活動

健康福祉課・環境安全課

### 1 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送が手間どる場合、町は、事故現場に近い場所に救護所を設置するものとする。

- (2) 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

## 2 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たるものとする。

- (1) 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (2) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (3) 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、町又は県等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

## 3 トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行うものとする。

# 第10節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

## 第11節 交通の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

## 第12節 広報・広聴活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)



## 第2部 道路災害対策

### 第1章 災害予防

#### 第1節 道路交通の安全のための情報の充実

環境安全課・都市建設課

##### 1 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

- (1) 前橋地方気象台は、道路交通の安全に係わる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・適切に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- (2) 町は、町の管理する道路について、気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

##### 2 異常現象の発見及び情報提供

町は、町の管理する道路について、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、センサー等のICT技術の活用による情報の収集、連絡体制の整備に努めるものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

##### 本節の関係資料

資料9 警報・注意報発表基準一覧表

#### 第2節 道路施設等の整備

都市建設課

##### 1 道路施設の整備

- 町は、町の管理する道路について、次により道路施設の整備を図るものとする。
- (1) 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。
  - (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
  - (3) 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
  - (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

#### 第3節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

## 第4節 通信手段の確保

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第5節 職員の応急活動体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

## 第6節 防災関係機関の連携体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

## 第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

健康福祉課・環境安全課・都市建設課

---

### 1 救助・救急活動体制の整備

町は、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

### 2 医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

### 3 消火活動体制の整備

町は、町の管理する道路について、消防機関等と平常時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

## 第8節 緊急輸送活動体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第9節 広報・広聴体制の整備

---

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第10節 防災訓練の実施

環境安全課・都市建設課

### 1 防災訓練の実施

- (1) 町は、町の管理する道路について、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、県、県警察、消防機関、道路管理者等と相互に連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町は、町が管理する道路について訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、県、県警察、消防機関及び道路管理者等各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 第11節 その他の災害予防

環境安全課・都市建設課

### 1 危険物等防除資機材の整備

町は、町が管理する道路について、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

### 2 応急復旧活動体制の整備

町は、町が管理する道路について、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

### 3 災害復旧への備え

町は、町が管理する道路について、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

### 4 防災知識の普及

町は、町が管理する道路について、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及促進に努めるものとする。

### 5 再発防止対策の実施

町は、町が管理する道路について、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害情報の収集・連絡

全ての課局

#### 1 道路管理者における災害情報の収集・連絡

町は、町が管理する道路について、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

#### 2 町における災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに伊勢崎行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県への連絡・報告は、別記様式「火災・災害等即報要領」第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)又は第1号様式(火災)による。

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )		
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	全焼 棟		計 棟		建物焼損床面積	
	半焼 棟				建物焼損表面積	
	部分焼 棟				林野焼損面積	
	ぼや 棟				ha	
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第2節 通信手段の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3節 災害対策本部の設置

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

## 第4節 災害対策本部の組織

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

## 第5節 職員の非常参集

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

## 第6節 広域応援の要請等

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第8節 救助・救急活動

環境安全課・経済産業課・都市建設課

### 1 道路管理者による救助・救急活動

町は、町が管理する道路について、消防機関、警察機関等からの要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

### 2 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

### 3 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

## 第9節 医療活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

## 第10節 消火活動

環境安全課・都市建設課

---

### 1 道路管理者による消火活動

町は、町が管理する道路について、消防機関等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

### 2 消防機関による消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## 第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

## 第12節 交通の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

## 第13節 広報・広聴活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## 第14節 その他の災害応急対策

都市建設課

---

### 1 危険物等による二次災害の防止

- (1) 町は、町が管理する道路について、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力し、



直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物等による二次災害の防止に努めるものとする。

- (2) 消防機関、警察機関は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行うものとする。

## 2 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 町は、町が管理する道路について、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、町が管理する道路について、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

## 第3章 災害復旧

### 第1節 災害復旧

都市建設課

---

#### 1 迅速かつ円滑な災害復旧の実施

町は、町が管理する道路について、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

#### 2 復旧予定時期の明示

町は、町が管理する道路について、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

## 第3部 危険物等災害対策

(注) この部における危険物等の種類及び取扱規制担当官公署は次表のとおりである。

危険物等の種類	取扱規制担当官公署
1 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項で規定する「危険物」	○消防庁 ○県消防保安課 ○消防本部・消防署
2 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項で規定する「火薬類」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部 ○県消防保安課 ○消防本部・消防署
3 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条で規定する「高圧ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部 ○県消防保安課
4 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第8項で規定する、いわゆる「都市ガス」	○経済産業省 ○関東東北産業保安監督部
5 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第203号)第2条で規定する「毒物」及び「劇物」	○厚生労働省 ○県薬務課
6 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」	○厚生労働省 ○群馬労働局
7 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物	○原子力規制委員会 ○国土交通省※ ○県公安委員会※
8 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)で規定する「放射性同位元素」	○原子力規制委員会 ○国土交通省※ ○県公安委員会※
9 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質	

※ 国土交通省と県公安委員会は事業所外運搬について関与

## 第1章 災害予防

### 第1節 危険物等施設の安全性の確保

環境安全課・経済産業課・都市建設課

#### 1 技術基準の遵守

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者(以下この部において「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。

#### 2 自主保安体制の整備

事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

#### 3 防災に資する都市計画の推進

町は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行うものとする。

#### 4 再発防止の徹底

事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

### 第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

### 第4節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

## 第5節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

## 第6節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

健康福祉課・環境安全課

### 1 救助・救急活動体制の整備

町は、救急救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射線漏洩に対する救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

### 2 医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

### 3 消火活動体制の整備

- (1) 町は、平常時から消防機関、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
- (3) 町及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

## 第7節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第8節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第9節 防災訓練の実施

環境安全課・経済産業課

### 1 防災訓練の実施

- (1) 事業者、関係機関等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練には、地域住民を参加させるよう努めるものとする。

### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 第10節 その他の災害予防

環境安全課・経済産業課

### 1 防災業務関係者の安全確保

事業者、関係機関等は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図るものとする。

### 2 防除活動体制の整備

- (1) 事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、避難誘導活動及び防除活動のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 事業者等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。
- (3) 石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

### 3 応急復旧活動体制の整備

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害情報の収集・連絡

全ての課局

#### 1 事業者における災害情報の収集・連絡

事業者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、県、町、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

#### 2 町における災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに伊勢崎行政県税事務所(同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課)に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県への連絡・報告は、別記「火災・災害即報要領」第2号様式(特定の事故)による。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {  
1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
2 危険物等に係る事故  
3 原子力施設等に係る事故  
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人 )			
			重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
				消防本部(署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				消防防災ヘリコプター	機 人	
				海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人		
			そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



## 第2節 通信手段の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3節 災害対策本部の設置

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

## 第4節 災害対策本部の組織

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

## 第5節 職員の非常参集

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

## 第6節 広域応援の要請等

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第8節 救助・救急活動

環境安全課・経済産業課

### 1 事業者による救助・救急活動

事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するものとする。

### 2 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等に協力して救助・救急活動を行うものとする。

### 3 資機材等の調達

- (1) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (2) 救助・救急活動実施機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### 4 救助・救急活動従事者の安全の確保

救助・救急活動実施機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

## 第9節 医療活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

## 第10節 消火活動

環境安全課・経済産業課

### 1 事業者による消火活動

事業者は、危険物等災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する消防機関に協力するものとする。

### 2 消防機関による消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

### 3 消火活動従事者の安全の確保

消防機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、消火活動に従事する職員の安全を確保するものとする。

## 第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

## 第12節 交通の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

## 第13節 危険物等の大量流出に対する応急対策

環境安全課・経済産業課

事業者及び町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用するものとする。

## 第14節 避難の受入活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

## 第15節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## 第16節 専門知識の活用

環境安全課・経済産業課

### 1 専門知識の活用

避難誘導、救助・救急活動、医療活動、消火活動を実施する各機関は、これらの応急対策活動を安全に、かつ、効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報提供を受けるものとする。また、必要に応じ、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請するものとする。

### 2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力を行うものとする。

## 第17節 防護用資機材の確保

環境安全課

### 1 防護用資機材の確保

応急対策活動実施機関は、必要な防護用資機材が不足する場合は、相互に融通し合うとともに、必要に応じ被災地域外の関係機関から調達するものとする。

### 2 量子科学技術研究開発機構の協力

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与するものとする。

## 第18節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

環境安全課

原子力事業者その他関係機関は、核燃料物質等(注1)の運搬中の事故による特定事象(注2)が発生したときは、本章の各節に掲げた対策に加え、本節に掲げた対策を講ずるものとする。

注1「核燃料物質等」

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。(以下この節において同じ。)

注2「特定事象」

原子力災害特別措置法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については次のいずれか

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出される蓋然性が高いこと。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいする蓋然性が高いこと。

### 1 特定事象発生時の連絡

原子力防災管理者(注3)は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸(内閣官房)、安全規制担当省庁(原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。)、文部科学省、経済産業省、内閣府、県、事故発生場所を管轄する町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

注3「原子力防災管理者」

原子力災害対策特別措置法第9条に基づき原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

### 2 原子力事業者等の対応

- (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者(以下この節において「原子力事業者等」という。)は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講ずることにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。
- (2) 原子力事業者等は、原子力災害特別措置法第16条の規定に基づき国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

### 3 専門家の派遣及び防災資機材の動員

県は、安全規制担当省庁及び量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所に対し、原子力専門家の現場への派遣及び原子力防災資機材の現地へ動員を直ちに要請する。

量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所は、県から前記の要請を受けたときは、速やかに協力する。

#### 4 消防機関及び警察機関の対応

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

#### 5 一般公衆の安全の確保

県及び事故発生場所を管轄する町は、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずることについて、原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から指示を受けたときは、速やかに当該措置を講ずる。

### 第19節 その他の災害応急対策等

---

(風水害・雪害対策編第2部第14章「要配慮者対策」及び同部第15章「その他の災害応急対策」に準ずる。)

## 第3章 災害復旧

### 第1節 公共施設の復旧

---

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

### 第2節 被災中小企業等の復興の支援

---

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

## 第4部 県外の原子力施設事故対策

### 第1章 災害予防

#### 第1節 基本方針

環境安全課

##### 1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも群馬県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

群馬県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、町が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、町民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。

##### 2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

##### 3 玉村町地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害対策編」によるものとする。

#### 第2節 環境放射線モニタリングの実施

環境安全課

##### 1 環境放射線モニタリングの実施

町は、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の町内における環境放射線モニタリングを実施する。

##### 2 モニタリング機器等の整備・維持

町は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における町内の環境に対する放射線の影響を把握するため、環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 情報の収集・連絡

環境安全課

町は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や県等からの情報収集に努めることとする。

### 第2節 モニタリング体制の強化

環境安全課・上下水道課

町は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。実施結果等については、住民などへ積極的に広報するものとする。

#### 1 空間放射線量率モニタリングの強化

町は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、県等関係機関へ連絡するものとする。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加や可搬型測定機器による測定等モニタリングの強化を図ることとする。

#### 2 水道水の放射性物質検査

町は水道水の放射性物質検査を実施し、結果を県等関係機関と共有する。

### 第3節 町民等への情報伝達・相談活動

企画課・環境安全課

#### 1 町民等への情報伝達活動

- (1) 町は、県等と連携し、異常事象等に関する情報を広く町民に向けて提供し、町内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 町は、町民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (3) 町は、伝達する情報について、県等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。
- (4) 町は、町民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。  
情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○町内の空間放射線量率に関する情報</li><li>○水道水、町産農林水畜産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果</li><li>○相談窓口の設置状況</li></ul> |
|---|



## 2 相談窓口等の設置

(1) 町は、県等と連携し、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。

想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○放射線による健康相談窓口</li><li>○水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口</li><li>○町内の空間放射線量に関する相談窓口</li></ul> |
|--|

(2) 町は、町民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

## 第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

環境安全課・経済産業課・上下水道課

### 1 水道水の摂取制限等

町は、県から原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づく水道水の接種制限等の措置及び広報の要請を受けた場合は、これを実施するものとする。

### 2 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

町、関係団体、生産者等は、県から原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づく農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう要請を受けた場合は、これを実施するものとする。

### 3 食料及び飲料水の供給

町は、風水害・雪害対策編第2部第8章の食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

## 第5節 風評被害等の未然防止

企画課・経済産業課

町は、県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

## 第6節 各種制限措置の解除

環境安全課・経済産業課・上下水道課

町は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

## 第3章 災害復旧対策

### 第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

環境安全課・経済産業課・上下水道課

---

町は、必要に応じて、県その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

### 第2節 風評被害等の影響軽減

企画課・経済産業課

---

町は、県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

# 火災対策編



# 第1部 大規模な火事災害対策

## 第1章 災害予防

### 第1節 火災に強いまちづくり

環境安全課・経済産業課・都市建設課・生涯学習課

#### 1 火災に強いまちの形成

- (1) 町は、次により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。
  - ア 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
  - イ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
  - ウ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
  - エ 水面・緑地帯の計画的確保
  - オ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
  - カ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導
- (2) 公共施設の管理者、事業者等は、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

#### 2 火災に対する建築物の安全化

- (1) 消防用設備等の整備、維持管理
  - ア 公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所、病院等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的な点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。
  - イ 公共施設の管理者、事業者等は、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の設置の促進を図るものとする。
- (2) 建築物の防火管理体制  
公共施設の管理者、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。
- (3) 建築物の安全対策の推進
  - ア 公共施設の管理者、事業者等は、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。
  - イ 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。
- (4) 一般住宅への火災警報器の設置  
平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年1月1日公布）、全ての家庭に住宅用火災警報

器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、町は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

## 第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

環境安全課

### 1 火災に係る気象情報の充実

前橋地方気象台は、大規模な火事災害を防止するため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

### 2 火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県に通報するものとする。

(2) 県は、(1)の通報を受けたときは、消防法第22条第2項の規定に基づき、直ちにこれを町に通報するものとする。

### 3 火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報として「火災警報」を発表するものとする。

#### 本節の関係資料

資料9 警報・注意報発表基準一覧表

## 第3節 情報の収集・連絡体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

## 第4節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第5節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

## 第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

## 第7節 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

健康福祉課・環境安全課

### 1 救助・救急活動体制の整備

町は、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

### 2 医療活動体制の整備

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

### 3 消火活動体制の整備

- (1) 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
- (2) 町は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

## 第8節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第9節 避難の受入体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第1節「避難誘導體制の整備」及び同章第12節「避難の受入体制の整備」に準ずる。)

## 第10節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第11節 防災訓練の実施

環境安全課

### 1 防災訓練の実施

- (1) 消防機関は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練は、消防機関、町、警察機関、事業者、地域住民等が相互に連携して実施するよう努めるものとする。

### 2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

## 第12節 防災思想の普及

環境安全課・学校教育課

### 1 防災知識の普及

- (1) 町は、広報誌等の利用により、町民に対して防災に対する意識の高揚と火災予防思想の普及徹底に努めるものとする。
- (2) 町は、春、秋2回の全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火事の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。
- (3) 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

### 2 防災関連設備等の普及

町及び消防機関は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

### 3 防災訓練の実施指導

町及び消防機関は、地域、職場、学校等において、定期的な防災訓練を行うよう指導し、大規模な火事発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。



## 第2章 災害応急対策

### 第1節 災害情報の収集・連絡

全ての課局

---

#### 1 町における災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに伊勢崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は急を要する場合は県消防保安課）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 県への連絡・報告は、別記「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）による。

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年	月	日	時	分
都道府県					
市町村 (消防本部名)					
報告者名					

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分 ) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造		建築面積	㎡		
	階層		延べ面積	㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
		半焼棟			建物焼損表面積	㎡
部分焼棟	林野焼損面積	ha				
ぼや棟						
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第2節 通信手段の確保

---

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第3節 災害対策本部の設置

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

## 第4節 災害対策本部の組織

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

## 第5節 職員の非常参集

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

## 第6節 広域応援の要請等

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第7節 自衛隊への災害派遣要請

---

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第8節 救助・救急活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

## 第9節 医療活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

## 第10節 消火活動

環境安全課・経済産業課

### 1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

#### (1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

#### (2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

#### (3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

## 第11節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

## 第12節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

## 第13節 避難の受入活動

(風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」及び同部第7章第1節「指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営」に準ずる。)

## 第14節 災害の拡大防止、二次災害の防止活動及び施設、設備の応急復旧活動

(風水害・雪害対策編第2部第4章「災害の拡大防止及び二次災害の防止活動」及び同部第12章「施設、設備の応急復旧活動」に準ずる。)

## 第15節 広報・広聴活動

---

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## 第16節 その他の災害応急対策等

---

(風水害・雪害対策編第2部第14章「要配慮者対策」及び同部第15章「その他の災害応急対策」に準ずる。)

## 第3章 災害復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

---

(風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

### 第2節 原状復旧

---

(風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。)

### 第3節 計画的復興の推進

---

(風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

### 第4節 被災者等の生活再建の支援

---

(風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

### 第5節 被災中小企業等の復興の支援

---

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

### 第6節 公共施設の復旧

---

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

### 第7節 激甚災害法の適用

---

(風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

### 第8節 復旧資金の確保

---

(風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)

# 資料編





## 資料1 玉村町防災会議条例

昭和37年9月15日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、玉村町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 玉村町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 玉村町水防計画を調査審議すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 群馬県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 玉村消防署長及び玉村町消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

6 委員の定数は40人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、町長が、防災会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和38年1月1日から施行する。
- 2 玉村町防災会議条例(昭和37年条例第4号)は、廃止する。

附 則(昭和39年5月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(平成4年3月24日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(玉村町水防協議会条例の廃止)

- 2 玉村町水防協議会条例(昭和61年条例第17号)は、廃止する。

## 資料2 玉村町防災会議委員名簿

No.	区分	所 属	職 名
1	会長	玉村町	町長
2	第1号	関東地方整備局利根川上流河川事務所	所長
3	〃	関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長
4	第2号	伊勢崎土木事務所	所長
5	〃	伊勢崎行政県税事務所	所長
6	〃	伊勢崎保健福祉事務所	所長
7	第3号	伊勢崎警察署	署長
8	第4号	玉村町	副町長
9	〃	玉村町（総務課）	課長
10	〃	玉村町（企画課）	課長
11	〃	玉村町（税務課）	課長
12	〃	玉村町（健康福祉課）	課長
13	〃	玉村町（子ども育成課）	課長
14	〃	玉村町（住民課）	課長
15	〃	玉村町（経済産業課）	課長
16	〃	玉村町（都市建設課）	課長
17	〃	玉村町（上下水道課）	課長
18	〃	玉村町（会計課）	課長
19	〃	玉村町（議会事務局）	局長
20	〃	玉村町（学校教育課）	課長
21	〃	玉村町（生涯学習課）	課長
22	第5号	玉村町教育委員会	教育長
23	第6号	玉村消防署	署長
24	〃	玉村町消防団	団長
25	第7号	日本郵便（株）玉村郵便局	局長
26	〃	東日本電信電話（株）群馬支店	支店長
27	〃	東京電力パワーグリッド（株）高崎支社	支社長
28	第8号	玉村町区長会	会長
29	〃	玉村町民生委員児童委員協議会	副会長
30	〃	玉村町社会福祉協議会	事務局長
31	第9号	陸上自衛隊第12後方支援隊輸送隊	輸送隊長
32	〃	佐波伊勢崎農業協同組合たまむら支店	支店長
33	〃	玉村町商工会	会長

## 資料3 防災関係機関一覧表

## 1 玉村町

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
玉村町環境安全課	大字下新田201	64-7708	65-2592

## 2 県

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
群馬県（危機管理課）	前橋市大手町一丁目1-1	027-226-2244	027-221-0158
伊勢崎行政県税事務所	伊勢崎市今泉町一丁目236	0270-25-0782	0270-24-1628
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066	0270-24-8842
中部環境事務所	前橋市上細井町2142-1	027-219-2020	027-231-1166
中部農業事務所	前橋市上細井町2142-1	027-333-2011	027-235-4195
伊勢崎土木事務所	伊勢崎市安堀町247-1	0270-25-4010	0270-21-1046
中部教育事務所	前橋市上細井町2142-1	027-232-6511	027-232-4586
伊勢崎警察署	伊勢崎市鹿島町534-1	0270-26-0110	
玉村町交番	大字福島271-1	65-2052	

## 3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
関東総合通信局	千代田区九段南一丁目2-1	03-6238-1790	03-6238-1629
関東地方整備局 利根川上流河川事務所	久喜市栗橋北2-19-1	0480-52-3956	0480-52-9529
高崎河川国道事務所	高崎市栄町6-41	027-345-6044	027-345-6094
利根川水系砂防事務所	渋川市渋川121-1	0279-22-4179	0279-24-4184
東京管区气象台 前橋地方气象台	前橋市大手町二丁目3-1	027-896-1220 027-896-1536	027-896-1593

## 4 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
第12旅団 司令部	北群馬郡榛東村大字新井 1017-2	0279-54-2011	0279-54-2011
第12後方支援隊	高崎市新町1080	0274-42-1121	0274-42-1121

## 5 指定公共機関

(※印は勤務時間外の連絡先)

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
日本郵便(株) 玉村郵便局	大字下新田507-2	64-1138	
東日本電信電話(株) 群馬支店	高崎市高松町3	027-321-5660 ※027-325-7999	027-330-3008
(株)NTTドコモ 群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414	027-393-6423
日本銀行 前橋支店	前橋市大手町二丁目6-14	027-225-1111	027-220-1025
日本赤十字社 群馬県支部	前橋市光が丘町32-10	027-254-3636	027-254-3637
日本放送協会 前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711	027-253-0368
東日本高速道路(株) 関東支社	さいたま市大宮区 桜木町一丁目11-20	048-631-0001	048-631-0002
独立行政法人水資源機構 下久保ダム管理所	児玉郡神川町大字矢納1356-3	0274-52-2746	0274-52-5408
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 高崎量子応用研究所	高崎市綿貫町1233	027-346-9290 ※027-346-6698	027-346-9692 ※027-346-9668
東京電力パワーグリッド(株) 高崎支社	高崎市宮元町1-2	027-377-8000	

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
(一社)伊勢崎佐佐木医師会	伊勢崎市下植木町481	0270-25-5316	0270-23-2657
(一社)伊勢崎歯科医師会	伊勢崎市上泉町151	0270-23-2772	0270-21-0394
(公社)群馬県看護協会	前橋市上泉町1858-7	027-269-5565	027-269-8601
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町一丁目10-7	027-225-6121	027-280-6170
群馬県石油協同組合	前橋市鳥羽町35-5	027-251-1888	027-251-1771
(一社)群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072	027-261-5537
(一社)群馬県トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
群馬テレビ(株)	前橋市上小出町三丁目 38-2	027-219-0007	027-232-0197
(株)エフエム群馬	前橋市千代田町二丁目 3-1	027-230-1882	027-230-1903
(株)FMたまむら	大字福島325-1	64-7730	64-6400
土地改良区 天狗岩堰土地改良区	前橋市新前橋町14-40	027-251-4937	027-253-7754
広瀬桃木両用水土地改良区	前橋市昭和町一丁目2-7	027-231-2090	027-235-5422

## 7 その他の公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
伊勢崎市消防本部	伊勢崎市今泉町二丁目 895	0270-25-3510	0270-26-9995
玉村消防署	大字福島548-1	65-2982	65-3157
佐波伊勢崎農業協同組合 たまむら支店	大字下新田208-1	65-2911	
玉村町社会福祉協議会	大字下新田602	65-8864	65-9666
社会福祉法人 群馬県共同募金会	前橋市前橋町13-12	027-255-6596	027-255-6214
玉村町商工会	大字下新田429-2	65-2954	65-5122

## 資料4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

令和5年3月現在

No.	施設名	所在地	電 話	指定緊急避難場所		指定避難所
				洪水	地震	
1	玉村町役場	下新田201	65-2511	○	○	
2	保健センター	下新田201	64-7706	○	○	
3	勤労者センター	下新田227-10	65-7144	○	○	○
4	玉村高等学校	与六分14	65-2309	○	○	
5	玉村小学校	下新田99-1	65-2304	○	○	○
6	第1保育所	下新田176	65-2565	—	○	
7	玉村幼稚園	板井53-2	65-7701	○	○	
8	西児童館	板井53-1	65-1137	○	○	
9	道の駅玉村宿	上新田604-1	27-6688	○	○	
10	社会体育館	上之手1517	65-6537	○	○	○
11	南小学校	角渕5011	65-9000	○	○	○
12	第2保育所	角渕5109	65-2566	○	○	
13	南中学校	上之手1748	65-8188	○	○	○
14	南児童館	上之手2021-3	64-7654	○	○	
15	玉村中学校	福島913	65-2019	—	○	○
16	中央小学校	福島401	65-5609	○	○	○
17	文化センター	福島325	65-1110	○	○	○
18	中央児童館	福島533-2	64-1400	○	○	
19	上陽小学校	樋越921-1	65-2350	○	○	○
20	第3保育所	樋越904	65-2567	—	○	
21	上陽児童館	樋越865-2	64-6565	—	○	
22	芝根小学校（防災井戸設置）	飯倉39	65-2650	○	○	○
23	第4保育所	飯倉70	65-2564	○	○	
24	健康の森児童館	飯倉59-3	64-6600	○	○	

## 資料5 指定福祉避難所一覧表

令和5年3月現在

No.	施設名	所在地	電 話
1	老人福祉センター	上福島296	65-1294
2	障害者福祉センター「たんぼぼ」	下新田150-1	65-9100

## 資料6 緊急輸送道路一覧表

区分	道路管理者	道路種別	路線番号	路線名	町内区間
第1次	県	一般国道 (指定区間外)	354	一般国道354号	上新田～下之宮
第2次		主要地方道	11	前橋玉村線	樋越(上樋越)～上福島
			24	高崎伊勢崎線	樋越(原森)～板井
			40	藤岡大胡線	福島～角淵
	町	市町村道	—	玉村町道2532号線	下新田7丁目

## 資料7 ヘリポート予定地一覧表

施設名	管理者	電話	離着陸場所	面積㎡ (東西m×南北m)
玉村中学校	学校長	65-2019	校庭	8,800 (110×80)
玉村南中学校	〃	65-8188	〃	9,600 (120×80)
玉村小学校	〃	65-2304	〃	9,750 (130×75)
芝根小学校	〃	65-2650	〃	8,000 (100×80)
上陽小学校	〃	65-2350	〃	8,400 (140×60)
中央小学校	〃	65-5609	〃	9,775 (115×85)
南小学校	〃	65-9000	〃	12,800 (160×80)
県立玉村高等学校	群馬県	65-2309	〃	11,000 (100×110)
<u>総合運動公園</u>	教育長	65-9530	運動場	87,000 (300×290)
<u>東部スポーツ広場公園</u>	町長		広場	16,000 (80×200) 河川敷のため水害時除く
<u>東部工業団地内運動公園</u>	教育長	65-9530		1,000 (100×100)
<u>北部公園</u>	町長	64-4436		12,000 (100×120)

下線4施設は、ドクターヘリランデブーポイント指定地



## 資料8 要配慮者利用施設一覧表

令和5年8月現在

No.	施設の名称	種類	所在地	電 話
1	学童クラブ モモ	放課後等デイサービス	斎田321-1	61-7519
2	学童クラブ モモとジジ/ぼっぼの”わ”	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	下新田265-3	64-5410
3	放課後等デイサービス第3琳琳	放課後等デイサービス	下新田226-2	75-6088
4	糸ぐるま玉村町教室	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	上飯島237-7	75-2328
5	みんなのパレット玉村	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	上茂木128-3	61-7760
6	みんなのパレット下新田	放課後等デイサービス	下新田754	61-7799
7	第1保育所	保育所	下新田176	65-2565
8	第2保育所	保育所	角淵5109	65-2566
9	第3保育所	保育所	樋越904	65-2567
10	第4保育所	保育所	飯倉70	65-2564
11	地域子育て支援センター	福祉施設	下新田176	30-6601
12	にしきの保育園かみのて	保育所	上之手1619-5	75-1777
13	にしきの保育園よろくぶ	保育所	与六分134	75-4692
14	玉村おひさま保育園	保育所	上福島310-1	61-7337
15	たまむら直心保育園	保育所	後箇215-1	30-2115
16	西児童館	児童館	板井53-1	65-1137
17	健康の森児童館	児童館	飯倉59-3	64-6600
18	上陽児童館	児童館	樋越865-2	64-6565
19	中央児童館	児童館	福島533-2	64-1400
20	南児童館	児童館	上之手2021-3	64-7654
21	くつろぎの家ハッピー園	老人デイサービスセンター	板井31-2	50-1700
22	ケアステーションあさひ玉村	老人デイサービスセンター	福島200-1	61-5700
23	ちっちゃなデイサービスプラムの森	老人デイサービスセンター	川井2119-1	65-4881
24	デイサービスいちじく	老人デイサービスセンター	南玉574	55-2778
25	デイサービスいな蔵	老人デイサービスセンター	上茂木137-1	50-1183
26	デイサービスセンターアクティブライフ	老人デイサービスセンター	角淵字天神5066-1	27-5162
27	デイサービスセンターリンク玉村	老人デイサービスセンター	板井887-6	61-5841
28	デイサービスセンター杏月	老人デイサービスセンター	角淵5253-2	75-3136
29	デイサービスセンター快幸園	老人デイサービスセンター	飯倉410	65-7250
30	デイサービスタマブレッジ	老人デイサービスセンター	上新田640-1	30-2311
31	デイサービスタマメディカル角淵	老人デイサービスセンター	角淵2140-6	65-3131
32	デイサービスみその	老人デイサービスセンター	福島1340	50-0730
33	デイハウスゆるり	老人デイサービスセンター	角淵字天神5066-1	75-6635
34	ハッピースマイル	老人デイサービスセンター	板井31-7	65-6066

No.	施設の名称	種類	所在地	電 話
35	デイサービスセンターイーアス	老人デイサービスセンター	藤川58-1	61-7011
36	ハッピーホーム	老人デイサービスセンター	上新田1890-1	75-4333
37	玉村町東デイサービスセンターにしきの園	老人デイサービスセンター	飯倉59	64-6666
38	社会福祉法人玉村町社会福祉協議会 ひだまり通所介護事業所	老人デイサービスセンター	上福島296	65-1294
39	デイサービスセンターたま	老人デイサービスセンター	下新田469	61-9395
40	デイサービスツクモ	老人デイサービスセンター	板井字島之内1077-1	75-5300
41	ほっとテラス	老人デイサービスセンター	川井2124-2	65-1662
42	中里デイサービスセンター	老人デイサービスセンター	板井字島之内1060-5	64-1656
43	ショートステイ にしきの園	老人短期入所施設	飯倉59	64-6666
44	特別養護老人ホームタマビレッジ	老人短期入所施設	上新田640-1	30-2311
45	介護老人保健施設 たまむら	老人短期入所施設	上新田675-1	65-0500
46	特別養護老人ホーム にしきの園	特別養護老人ホーム	飯倉59	64-6666
47	特別養護老人ホームタマビレッジ	特別養護老人ホーム	上新田640-1	30-2311
48	ケアハウス サンライズ	軽費老人ホーム	飯倉59	64-6666
49	アットホーム尚久玉村 (介護付き有料老人ホーム)	有料老人ホーム	福島80-1	64-1107
50	タマメディカル上新田	有料老人ホーム	上新田1070	75-6511
51	くつろぎの家ハッピー園	有料老人ホーム	板井31-2	50-1700
52	ハッピースマイル	有料老人ホーム	板井31-7	65-6066
53	ハッピーホーム	有料老人ホーム	上新田1890-1	75-4333
54	百華園	有料老人ホーム	板井1060-5	64-1656
55	プチスタイル玉村町	有料老人ホーム	上茂木137-1	75-6586
56	イーアス	有料老人ホーム	藤川58-2	61-7011
57	ゆり館	有料老人ホーム	角淵字天神5066-1	27-5162
58	いろはに	有料老人ホーム	角淵5253	50-1682
59	美園	有料老人ホーム	福島1340	50-0104
60	イーアス アネックス	有料老人ホーム	藤川58-1	61-7011
61	グループホームたまむらやすらぎの家	認知症対応型共同生活介護事業所	福島81-2	30-6600
62	グループホームタマメディカル五料	認知症対応型共同生活介護事業所	五料299	30-6111
63	タマメディカル藤川	小規模多機能型居宅介護事業所	藤川23	65-0330
64	小規模多機能 タマビレッジきらら	小規模多機能型居宅介護事業所	上新田1632-1	75-2422
65	小規模多機能プラムの森inかみのて	小規模多機能型居宅介護事業所	上之手586-1	61-8883
66	介護老人保健施設たまむら	介護老人保健施設	上新田675-1	65-0500
67	介護老人保健施設たまむら	通所リハビリ施設	上新田675-1	65-0500
68	玉村町障害者福祉センターのばら	生活介護・就労継続支援	福島965	64-5811
69	玉村町障害者福祉センターたんぼぼ	生活介護・就労継続支援	下新田150-1	65-9100
70	生活介護事業所プラムの森・リトルホーム	生活介護	上之手586-1	50-0522
71	リカバリーハウス	就労継続支援	与六分138-1	61-6197

No.	施設の名称	種類	所在地	電 話
72	ふらっとにしきの	就労継続支援	川井2068-1	61-7123
73	カポック	就労継続支援	上福島987-7	61-9337
74	ケアホームちょこ	共同生活援助	斎田384-2	64-5350
75	ケアホームばにら	共同生活援助	斎田384-2	64-5350
76	グループホームCoCoRiKa	共同生活援助	与六分6-1	61-6197
77	Weed	共同生活援助	樋越785-1	61-9337
78	グループホームOne's place	共同生活援助	南玉865-17	080-6817-0821
79	つくしの里	共同生活援助・短期入所	樋越260-7	61-7668
80	グループホームぼかぼか玉村町	共同生活援助	板井919-12	75-1970
81	ショートステイプラムの家	短期入所	上之手586-1	50-0522
82	明日葉	短期入所	樋越785-1	61-9337
83	玉村町地域活動支援センターたんぼぼ	地域活動支援センター	下新田150-1	65-9100
84	角田病院	医療機関	上新田675-4	65-7171
85	玉村幼稚園	幼稚園	板井53-2	65-7707
86	芝さくら	サービス付高齢者向け住宅	川井2124-2	65-1662
87	ふるさとホーム玉村	サービス付高齢者向け住宅	福島200-1	61-5702
88	ツクモハウス	サービス付高齢者向け住宅	板井1077-1	75-5300
89	リンク玉村	サービス付高齢者向け住宅	板井887-6	61-5841
90	タマメディカル板井	サービス付高齢者向け住宅	板井904-1	75-2305
91	マーガレット幼稚園	認定こども園	南玉758	65-2120
92	フェリーチェ国際こども園	認定こども園	飯塚328	75-6600
93	フェリーチェ玉村国際小学校	小学校	飯塚345	30-2022
94	キッズルームFACE	認可外保育施設	上福島495デイリー ヒルズ101	61-6690
95	ヤクルト玉村サービスセンター キッズルーム	認可外保育施設	福島88-3	65-8975
96	角田病院託児所	認可外保育施設	上新田675-4	65-7171
97	玉村小学校	小学校	下新田99-1	65-2304
98	上陽小学校	小学校	樋越921-1	65-2350
99	芝根小学校	小学校	飯倉39	65-2650
100	中央小学校	小学校	福島401	65-5609
101	南小学校	小学校	角淵5011	65-9000
102	玉村中学校	中学校	福島913	65-2019
103	南中学校	中学校	上之手1748	65-8188

## 資料9 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在  
発表官署 前橋地方気象台

玉村町	府県予報区	群馬県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	伊勢崎・太田地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準	利根川流域=99.6, 藤川流域=6.8, 滝川流域=8.8	
		複合基準 <sup>※1</sup>	—	
		指定河川洪水予報による基準	烏川流域[岩鼻], 利根川上流部[八斗島]	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	100	
	洪水	流域雨量指数基準	利根川流域=79.6, 藤川流域=5.4, 滝川流域=7	
		複合基準 <sup>※1</sup>	利根川流域=(5, 79.6), 烏川流域=(9, 68.3)	
		指定河川洪水予報による基準	烏川流域[岩鼻], 利根川上流部[八斗島]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で, 実効湿度50% <sup>※2</sup>		
	なだれ	①降雪があつて, 24時間降雪の深さが30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で, 日平均気温が5℃以上, 又は日降水量が15mm以上		
	低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季: 最低気温-6℃以下 <sup>※3</sup>		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は前橋地方気象台の値。

※3 冬期の気温は前橋地方気象台の値。

出典: 気象庁「警報・注意報発表基準一覧表」

## 資料10 洪水予報の実施区間・基準水位等

予報 区域名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報 基準観測所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画 高水位	所在地
流 域 鳥 川	鳥 川	左岸 群馬県高崎市並榎町地 先から 利根川への合流点まで 右岸 群馬県高崎市下豊岡町 字下北久保地先から 利根川への合流点まで	岩 鼻	1.00m	3.30m	4.10m	4.60m	4.79m	群馬県高崎市 岩鼻町
上 流 部 利 根 川	利 根 川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字 小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北 野 1920 番地先まで 右岸 群馬県佐波郡玉村町大 字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで	八斗島	0.80m	1.90m	3.10m	4.10m	5.28m	群馬県伊勢崎市 八斗島町

## 資料11 派遣部隊の宿泊可能施設一覧表

施設名	管理者	電 話
勤労者センター	町 長	65-7144
玉村中学校	学校長	65-2019
玉村南中学校	〃	65-8188
玉村小学校	〃	65-2304
芝根小学校	〃	65-2650
上陽小学校	〃	65-2350
中央小学校	〃	65-5609
南小学校	〃	65-9000

## 資料12 燃料取扱機関一覧表

令和5年9月15日現在

## 1 ガス (プロパン)

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考
(株)スナガ 藤岡営業所	大字箱石296-8	61-6441	
(有)小松原電気	大字下新田481	65-3355	
(有)原野屋住宅総合設備	大字上之手1507	65-2903	
(有)高間	大字南玉835	65-8648	
(株)サイサン玉村営業所	大字樋越582-7	65-3930	
(株)大和家住宅機器	大字上茂木123-3	65-2753	
(株)エネサンス関東群馬事業所	大字川井53-5	65-7331	
(株)エネクルエネクル高崎	大字上之手1656	65-8213	
ミライフ(株) 北関東支店群馬玉村店	大字上茂木76	77-9959	

## 2 石油

機 関 名	所 在 地	電 話	備 考
出光セルフ玉村東SS / (有)金田石油	大字川井20-1	64-5252	
(有)金田石油 玉村給油所	大字下新田535	65-2236	
(有)金田石油 五料給油所	大字五料1073	65-2527	
コスモ石油販売(株) 北関東カンパニーセルフ玉村	大字下新田289	65-1481	
(株)高橋石油 玉村第2SS	大字上茂木111-3	65-2915	
丸直石油(株)	大字角淵5036-1	65-2410	
万寿屋 玉村給油所	大字藤川185-1	65-5557	
(有)宮下石油	大字福島1240-5	65-7777	
カインズホーム 玉村店	大字上之手2054	64-2888	灯油限定

## 資料13 応急仮設住宅建設予定地一覧表

名称	面積	所在地	備考
総合運動公園	88,000㎡	宇貫481	
東部工業団地内運動公園	14,988㎡	川井32	
藤川公園	4,980㎡	藤川24-1	
北部公園	47,000㎡	上福島311-1	予備
玉村中学校	22,758㎡	福島913	予備
玉村南中学校	29,569㎡	上之手1748	予備
玉村小学校	11,943㎡	下新田99-1	予備
芝根小学校	9,247㎡	飯倉39	予備
上陽小学校	10,437㎡	樋越921-1	予備
中央小学校	8,192㎡	福島401	予備
南小学校	12,305㎡	角刈5011	予備

## 資料14 指定文化財一覧表

## 1 玉村町の指定文化財一覧 (国・県)

令和5年5月15日現在

No.	種類	指定年月	指定物件名	所在地	所有者(管理者)
1	国重	M41.8.1	玉村八幡宮本殿1棟 (附 棟札 6枚)	玉村町下新田1 (玉村八幡宮)	玉村八幡宮
2	国重無民	H14.2.12	樋越神明宮の春鍬祭	玉村町樋越412-4(神明宮)	春鍬祭保存会
3	県重	H12.3.21	渡辺家文書 29冊 「三右衛門日記」	玉村町福島1328 (町歴史資料館寄託)	個人(町歴史資料館)
4	〃	H20.9.12	小泉長塚1号古墳 出土品一括(244点)	玉村町福島325 (文化財整理室)	玉村町
5	〃	H20.9.12	小泉大塚越3号古墳 出土品一括(276点)	玉村町福島325 (文化財整理室)	玉村町
6	〃	S38.9.27	太刀 銘 備州長船実光	玉村町内	個人
7	県重有民	H20.3.27	利根川中流域玉村町 の漁撈用具(220点)	玉村町福島325 (文化財整理室)	玉村町
8	〃	H27.3.24	五料の水神祭	玉村町五料1010 (飯玉神社)	五料の水神祭保存会
9	県史	S24.1.11	斎藤宜義の墓	玉村町板井1065(宝蔵寺)	宝蔵寺

①国の選択 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 五料の水神祭

(H14.2.12) 五料1010番地(飯玉神社)

②国の登録 登録有形文化財 重田家住宅

(H13.11.20) 小泉42 主屋、穀蔵、西の蔵、外便所、東の蔵、井戸屋形、表門及び塀

③国の登録 登録有形文化財 玉村八幡宮末社国魂神社(旧玉村尋常高等小学校奉安殿)

(H26.10.7) 下新田1

④県の登録 ぐんま絹遺産 渡辺家住宅主屋

(H24.10.17) 福島1328



## 2 玉村町の指定文化財一覧表（町）

令和5年5月15日

No.	種類	指定年月	指定物件名	所在地	所有者（管理者）
1	町重	S62.12.4	五丁目屋台 1台	玉村町下新田1 (玉村八幡宮境内)	五丁目町内会
2	〃	S63.9.29	六丁目屋台 1台	玉村町下新田613-1、614-1	六丁目町内会
3	〃	H7.11.28	阿弥陀三尊板碑並びに 阿弥陀板碑 3基	玉村町上之手1282 (観照寺)	観照寺
4	〃	〃	文安銘五輪塔 2基	玉村町南玉783(原家墓地)	個人
5	〃	H12.4.27	脇差 (藤枝太郎英義作)	玉村町福島325 (町歴史資料館)	火雷神社 (町歴史資料館)
6	〃	H14.3.27	人物埴輪 2体 男子人物埴輪 女子人物埴輪	玉村町福島325 (町歴史資料館)	個人 (町歴史資料館)
7	〃	H26.3.20	千輝玉斎作 豊年満作之図	玉村町福島325 (町歴史資料館)	玉村町 (町歴史資料館)
8	〃	H26.3.20	千輝玉斎作 橋上人物百態図	玉村町福島325 (町歴史資料館)	玉村町 (町歴史資料館)
9	〃	H28.2.18	玉村八幡宮拝殿・幣殿 1棟 玉村八幡宮随神門 1棟 玉村八幡宮神楽殿 1棟 (附 棟札6枚、 大修繕略記1枚)	玉村町下新田1	玉村八幡宮
10	〃	R2.1.23	嚮義堂 1棟 (附 嚮義堂記 1基、 学堂発起帳 1冊)	玉村町樋越486-1(学堂発 起帳は玉村町福島325 (町歴史資料館))	玉村町 (町歴史資料館)
11	〃	R3.2.18	井田家住宅 主屋1棟、酒蔵 1棟、土蔵1棟、煙突1棟	玉村町上新田1626, 1479-2	個人
12	町重無民	S46.4.1	稲荷神社獅子舞(上新田)	玉村町上新田1590 (稲荷神社)	稲荷神社獅子舞保存会
13	〃	〃	すみつけ祭(上福島)	玉村町上福島1001 (上福島公民館)	すみつけ祭祭典委員会
14	〃	〃	横樽音頭(南玉)	玉村町南玉760 (住吉神社)	横樽音頭保存会
15	〃	〃	祇園祭(上新田)	玉村町上新田1590 (稲荷神社)	交代制
16	〃	〃	祇園祭(下新田)	玉村町下新田1 (玉村八幡宮)	交代制
17	〃	〃	祇園祭(角淵)	玉村町角淵2075-1他 (角淵八幡宮)	交代制
18	〃	H12.4.27	地藏祭(箱石)	玉村町箱石342-1 (養命寺)	地藏祭保存会
19	〃	〃	麦蒔御神事(下之宮)	玉村町下之宮524 (火雷神社)	麦蒔御神事保存会
20	〃	〃	悪魔払い(飯塚)	玉村町飯塚295 (飯玉神社)	悪魔払い保存会
21	〃	〃	悪魔祓い(藤川)	玉村町藤川55-1 (稲荷神社)	悪魔祓い保存会
22	町史	S41.4.1	梨ノ木山古墳	玉村町下茂木1027-1・-2・ -3	玉村町他個人2名
23	〃	〃	軍配山古墳	玉村町角淵4755	玉村町
24	〃	H7.11.28	五料関所跡門柱礎石・井戸	玉村町五料1066他	玉村町
25	〃	〃	木島本陣跡歌碑 1基	玉村町下新田484	個人

## 資料15 玉村町災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 15 日

条例第 9 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、玉村町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、それらの職員は災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 13 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する

## 資料16 動員計画表

令和5年4月1日現在

班名	担当	人員	初期動員 (10%)	1号動員 (25%)	2号動員 (50%)	3号動員 (全員)
総務班 (33)	総務課	17	6	6	17	17
	環境安全課 (クリーンセンター除)	8	8	8	8	8
	議会事務局	3	1	2	2	3
	会計課	5	1	2	2	5
住民班 (95)	税務課	20	1	6	9	20
	住民課	18	1	5	8	18
	子ども育成課	57	1	11	16	57
救助班 (38)	健康福祉課	29	1	6	9	29
	企画課	9	2	5	6	9
衛生班 (2)	クリーンセンター (総務班が応援対応)	2	2	2	2	2
建設班 (12)	都市建設課	12	1	6	12	12
産業班 (10)	経済産業課	10	1	5	10	10
水道班 (11)	上下水道課	11	1	6	11	11
文教班 (36)	学校教育課	18	1	8	11	18
	生涯学習課	18	1	9	12	18
消防班 (152)	玉村消防署	24	2	状況により 要請	同左	24
	玉村町消防団	128	5			128
合 計 ( )内は消防班を含む		237 (389)	29 (36)	87	135	237 (389)
		100% 237	10% 23	25% 59	50% 118	100% 237

(構成根拠)

初期動員・・・「玉村町災害対策本部」の職にある者、本部連絡員、環境安全課の全職員

1号動員・・・初期動員＋課長補佐・係長職

2号動員・・・総務課・都市建設課・経済産業課・上下水道課の全職員及び所属職員数が6人以上～10人未満の場合は＋1、10人を超える場合は＋3、50人を超える場合は＋5人を計上。

※ 消防団員については町職員を含んで計上しているため、実動が異なる場合がある。

## 資料17 炊き出し場所一覧表

場 所	所在地	電 話
保健センター	下新田201	65-2511
学校給食センター	下新田62-1	65-6706
第1保育所	下新田150-1	65-2565
第2保育所	角淵5109	65-2566
第3保育所	樋越904	65-2567
第4保育所	飯倉48	65-2564

※ 被害の規模によっては町立小中学校を使用する。

## 資料18 補給水利の所在、水量一覧表

名 称	所在地	水量 (m <sup>3</sup> )	備 考
上水道浄水場	上新田1116	12,770	第1配水池 1,770
			第2配水池 5,000
			第3配水池 6,000

## 資料19 応急給水車等配備状況一覧表

種 別	台 数	能 力	管理場所
給水車	1	2,000ℓ	上下水道課

## 資料20 し尿処理業者一覧表

名 称	代表者	電 話
東毛清掃（株）	大月宏明	65-6570

## 資料21 遺体安置所

遺体安置場所については、各課調整により定めるものとする。

候補地として、次の場所が考えられる。

- ・町内の葬儀場に依頼する。
- ・ふるハートホール（多目的ホール）（災害時の運用状況により、使用）
- ・その他体育館等の公共施設を中心に検討する。

## 資料22 災害救助法における災害救助基準

令和4年5月時点

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。								
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(1) 建設型応急住宅 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、 6,285,000円以内	災害発生の日から20日以内に着工	1 1戸当たりの規模は29.7㎡を基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最大2年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用 当該地域における実費								
		(2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間 最大2年以内								
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季節は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。								
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
		全 全 流			壊 焼 失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	34,900	7,800
						冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半 半 床	壊 焼 上浸水	夏	6,100	8,300	12,300	15,000	18,900	2,600				
		冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600				
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期限内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	1 2に掲げる世帯以外の世帯 655,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,700円 中学校生徒 1人当たり 5,000円 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円	災害発生の日から（教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 〔一時保存〕 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 〔検案〕 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物がはこびこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
災害が発生する おそれ段階での 救助(災害救助法 第2条第2項)  避難所の設置	災害のおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった期間。	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための建物等の使用謝金、光熱水費とする。
要配慮者の輸送	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者。	地域の実情に応じた額 (実費)	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった期間。	避難所へ輸送するためのバス借り上げ等に係る費用。  避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のための必要となる賃金職員雇上費

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



## 資料23 災害弔慰金等の支給制度

### 1 災害弔慰金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む）の被害が対象
支 給 対 象 者	災害により死亡した者の遺族
支 給 額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合…500万円 その他の場合…250万円
費用負担割合	市町村1/4、県1/4、国2/4

### 2 災害障害見舞金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対象となる災害	（災害弔慰金と同じ。）
支 給 対 象 者	災害により重度の障害を受けた者
支 給 額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円
費用負担割合	（災害弔慰金と同じ。）

### 3 災害援護資金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害（所得制限）
貸 付 対 象 者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸 付 額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸 付 条 件	貸付利率…年3%（据置期間3年～5年は無利子） 償還期間…10年以内
貸付原資拠出割合	県1/3、国2/3

## 4 群馬県災害見舞金の支給

支 給 機 関	県（危機管理課）ただし市町村経由
対象となる災害	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ 災害による死者又は行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ 災害により住家が床上浸水した世帯 5 全各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めた災害
支 給 金 額	死者及び行方不明者…1人 30万円 重 傷 者…1人 5万円 全 壊…1世帯 10万円 半 壊…1世帯 5万円 床 上 浸 水…1世帯 2万円 （注）知事が必要と認めた場合は増減が可能
支 給 除 外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

## 5 被災者生活再建支援金

## (1) 被災者生活再建支援法

根 拠 法 令	被災者生活再建支援法					
支 給 機 関	県（危機管理課） ただし、被災者生活再建支援法人に委託					
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村（ただし、人口10万人未満に限る） 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村（ただし、人口10万人未満に限る）					
対象となる世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）					
支 給 金 額	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）					
※支給金額は、右の1と2の支援金の合計額となる	住宅の被害程度	全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)	
	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
		単数世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円
※中規模半壊世帯は基礎支援金は対象外。						
	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）					
	住宅の再建方法	建設・購入		補修	賃貸（公営住宅以外）	
支給額	複数世帯	200万円 (100万円)		100万円 (50万円)	50万円 (25万円)	
	単数世帯	150万円 (75万円)		75万円 (37.5万円)	37.5万円 (18.75万円)	
※括弧内は、中規模半壊世帯へ支給する金額。						
費 用 負 担 等	・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（交易財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助。					

## (2) 群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根 拠 法 令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支 給 機 関	市町村
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等（上記「(1) 被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯①～⑤」）が発生した災害
対象となる世帯	・上記「(1) 被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「(1) 被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支 給 金 額	上記「(1) 被災者生活再建支援法」と同じ
費 用 負 担 等	・市町村から支援金を支給。 ・市町村が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助。

## 6 生活福祉資金（福祉資金—災害援護費）

貸 付 機 関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯（65歳以上の高齢者が属する世帯に限る）
貸 付 金 額	150万円以内
貸 付 条 件	利率…年1.5%（連帯保証人を立てる場合は無利子）償還期間…据置期間（貸付日から6月以内）経過後7年以内

## 資料24 住宅再建・取得の支援制度

## 1 災害復興住宅融資

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構

## (1) 建設資金

(令和3年4月現在)

対 象 者	住宅が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者
資 金 使 途	被災した住宅の復旧のための災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得
建設する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	2,700万円(土地を取得する場合は3,700万円)又は所要額のいずれか低い額
貸 付 条 件	<p>加入する団体信用生命保険の種類によって融資金利が異なります。</p> <p>新機構団信 年0.84%</p> <p>新機構団信(デュエット) 年1.02%</p> <p>新3大疾病付機構団信 年1.08%</p> <p>健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下の通りです。</p> <p>年0.64%</p> <p>返済期間 35年以内(完済時年齢80歳制限あり)</p> <p>「災害復興住宅融資に関する確認書」を提出</p>

## (2) 購入資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	(建設資金と同じ。)
資 金 使 途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購入する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	3,700万円または所要額のいずれか低い額
貸 付 条 件	(建設資金と同じ)

## (3) 補修資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	住宅に被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた者
資 金 使 途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
補修する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	1,200万円又は所要額のいずれか低い額
貸 付 条 件	返済期間 20年以内（完済時年齢80歳制限あり） 以外は建設資金と同じ

## 2 地すべり等関連住宅融資

(令和3年4月現在)

根 拠 法 令	住宅金融支援機構法
貸 付 機 関	住宅金融支援機構
貸 付 対 象	地すべり関連住宅 「地すべり等防止法」第24条第1項の規定による関連事業計画（以下「関連事業計画」といいます。）に基づいて移転される住宅部分を有する家屋（以下「住宅部分を有する家屋」を単に「家屋」といいます。）又は関連事業計画に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設され、又は購入される家屋。  土砂災害関連住宅 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第25条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋  密集市街地関連住宅 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋
資 金 使 途	自分か居住するために家屋の移転、建設又は購入される方又は他人（親族等）に無償で貸すために家屋の移転、建設又は購入
住 宅 の 規 模	制限なし
貸 付 金 額	建設資金 2,700万円（土地を取得する場合は3,700万円）又は所要額のいずれか低い額 購入資金 3,700万円又は所要額のいずれか低い額

貸付条件	<p>加入する団体信用生命保険の種類によって融資金利が異なります。</p> <p>新機構団信 年0.84%</p> <p>新機構団信（デュエット） 年1.02%</p> <p>新3大疾病付機構団信 年1.08%</p> <p>健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も融資はご利用いただけます。その場合の融資金利は以下の通りです。</p> <p>年0.64%</p> <p>返済期間 35年以内（完済時年齢80歳制限あり）</p>
------	---

## 3 宅地防災工事資金融資

(令和3年4月現在)

根拠法令	住宅金融支援機構法
貸付機関	住宅金融支援機構
貸付対象	<p>宅地（事業の用に供するものを除く。）に次のアからウまでのいずれかの勧告）以下「勧告」といいます。）又は次のエからカまでのいずれかの改善命令（以下「改善命令」といいます。）を受けた方</p> <p>ア 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項又は第21条第2項による勧告</p> <p>イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項による勧告</p> <p>ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項による勧告</p> <p>エ 宅地造成等規制法第17条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項による改善命令</p> <p>オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項又は第2項による改善命令</p> <p>カ 建築基準法第10条第3項による改善命令</p>
資金使途	<p>勧告または改善命令を受けた場合にその工事を行うための資金</p> <p>※ 勧告又は改善命令を受けた満60歳以上の親等（父母・祖父母等）のために、宅地防災工事を行う場合も対象</p>
貸付金額	1,190万円（融資限度額）又は宅地防災工事に必要な費用のいずれか低い額
貸付条件	<p>返済期間 20年以内（完済時年齢80歳制限あり）</p> <p>以外は「地すべり等関連住宅融資」に同じ</p>

## 4 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

(令和3年4月現在)

根 拠 法 令	母子及び父子並びに寡婦福祉法
貸 付 機 関	県(保健福祉事務所) 前橋市・高崎市在住の方は各市役所
対 象 者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資 金 使 途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸 付 金 額	200万円以内
貸 付 条 件	利率…年1.0%(保証人有・無利子) 償還期間…7年以内

## 5 ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金

(令和3年4月現在)

補 助 機 関	県(林業振興課)
対 象 者 及 び 対 象 住 宅	以下の要件を満たす、ぐんまゼロ宣言住宅推進グループ 1 群馬県内に事業所がある住宅供給事業者が1社以上含まれること 2 ぐんま優良木材認証工場が1社以上含まれること(グループ重複可) 3 県内に事業年度内に30棟(R3は15棟)以上の「ぐんまゼロ宣言住宅」を供給できること 4 県と「ぐんまゼロ宣言住宅推進協定」を締結すること
補 助 条 件	以下の要件を満たす、「ぐんまゼロ宣言住宅」であること 1 「誘導基準」以上の省エネ性能 2 原則、再生可能エネルギーを利用した「創エネルギー」設備の導入 3 新しい生活様式に対応した設計・設備 4 「ぐんま優良木材」を主要構造部に3 m <sup>3</sup> 以上使用
補 助 額	県産木材の使用量に応じて補助 木材1 m <sup>3</sup> あたり12,500円



## 資料25 中小企業者に対する低利融資制度

## 1 経営サポート資金

[令和5年4月現在]

貸付機関	県（地域企業支援課）ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	<p>災害復旧関連要件（Cタイプ）</p> <p>県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地震、火災、風水害又は突発的な事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けた者</li> <li>激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者</li> <li>災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた者</li> <li>中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者</li> <li>その他知事が指定する災害により被害を受けた者</li> </ol> <p>※1、2、3及び5については、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者</p> <p>危機関連保証要件（Fタイプ）</p> <p>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、特例中小企業者として市町村長から認定を受けた者</p>
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	Cタイプは5,000万円以内（うち運転資金3,000万円以内）、Fタイプは3,000万円以内
貸付条件	<p>Cタイプ 利率…年1.1%以内、償還期間…設備資金10年以内、運転資金7年以内</p> <p>Fタイプ 利率…年1.1%以内、償還期間…運転資金10年以内</p>

## 2 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）

[令和3年4月現在]

貸付機関	県（地域企業支援課）
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…整備資金の90% 利率…無利子 償還期間…20年以内

## 3 政府系金融機関による貸付

[令和3年4月現在]

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活金融事業	
貸付限度	<p>&lt;直貸&gt;災害 1.5億円（別枠）</p> <p>&lt;代理貸&gt;災害7,500万円</p> <p>（直貸の範囲内で別枠）</p>	<p>&lt;直貸&gt;災害 3,000万円</p> <p>（各融資制度の限度に上乘せ）</p>	<直貸>融資限度額の定めなし
利率	各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率	所定利率
償還期間	<p>&lt;運転資金&gt; 10年以内</p> <p>&lt;設備資金&gt; 15年以内</p>	各融資制度の返済期間以内	<p>&lt;運転資金&gt; 10年以内</p> <p>&lt;設備資金&gt; 20年以内</p>

## 資料26 農林水産業者に対する助成・低利融資制度

## 1 助成措置

根 拠 法 令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助 成 機 関	県（技術支援課）及び市町村
助 成 要 件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール（降ひょう、竜巻又は突風（以下「局地的災害」という。）による場合は5ヘクタール）以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円（局地的災害の場合は2,500万円）を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸（局地的災害の場合は10戸）以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸（局地的災害の場合は5戸）以上となった場合 5 養殖業の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合 6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸（局地的災害の場合は5戸）以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助 成 対 象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病虫害防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

根 拠 法 令	群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施要項
助 成 期 間	県（農業構造政策課）及び市町村
助 成 要 件	農業用施設が一定規模以上の災害で被災し、農業用施設の再建等の経費を市町村が支援した場合、経費の一部を補助 補助率3/10以内（県：15/100以内、市町村：15/100以内）  助成対象は1、2を満たす者 1 群馬県農漁業災害対策特別措置条例により指定された災害により、農業用施設等に被害が生じ、被害額が10万円以上となった者 2 1に該当する旨の認定証明を市町村長から受けた者
助 成 対 象	農産物の生産に必要な施設及び施設と一体的に復旧する附帯施設で、原形復旧見積額が10万円以上の場合

## 2 経営資金

[令和3年4月現在]

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県（技術支援課）及び市町村
貸 付 対 象 者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸 付 金 額	市町村長が認定する損失額の55%又は500万円のいずれか低い額の範囲内（知事の定める法人は2,500万円以内）ほか、条件により異なる
貸 付 条 件	利 率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内、条件により異なる 償 還 期 間…6年以内 保 証・担 保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

## 3 事業資金

[令和3年4月現在]

融 資 機 関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県（技術支援課）
貸 付 対 象 者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸 付 金 額	2,500万円以内
貸 付 条 件	利 率…年5.5%以内 償 還 期 間…3年以内 保 証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

## 4 農漁業用施設資金

[令和3年4月現在]

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利 子 補 給 機 関	県（技術支援課）及び市町村
貸 付 対 象 者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸 付 金 額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は1,800万円（農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあっては5,000万円）若しくは1,000万円（農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあっては2,000万円）以内
貸 付 条 件	利 率…年4.5%以内 償 還 期 間…15年以内（農業近代化資金の貸付けを受ける場合）又は10年以内（農業近代化資金の貸付けを受けない場合） 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

## 5 （株）日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

[令和3年6月18日現在]

区 分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	う ち 据置期間
農 業 関 係 資 金	農業基盤整備 資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業者、 土地改良区、 農協等	0.16% ～ 0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業セーフティネット 資金	災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	農業者等	0.16% ～ 0.17%	10年以内	3年以内
	農林漁業施設 資金	〈共同利用施設〉 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧 〈主務大臣指定施設・災害復旧施設〉 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農協、土地改良区、農業共済組合等  農業者等	0.16% ～ 0.20%	20年以内  15年以内	3年以内  3年以内

林業関係資金	林業基盤整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者 森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.20% ～ 0.30%	15年以内	5年以内
			台風、異常降雪等による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	0.20% ～ 0.30%	35年以内	20年以内
		林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.20% ～ 0.30%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金		〈共同利用施設〉 木炭倉庫その他の共同施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合	0.20% ～ 0.30%	20年以内	3年以内
			〈主務大臣指定施設〉 林業用施設等の復旧	林業を営む者	0.20% ～ 0.30%	15年以内	3年以内
		農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	林業経営改善計画の認定を受けた者	0.20%	10年以内	3年以内

## 資料27 気象庁震度階級関連解説表

### 使用に当たっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返すときの1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剝離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。



## 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、緩い砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合せ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(輻輳)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。